

昭和35年11月20日執行

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

選挙の記録



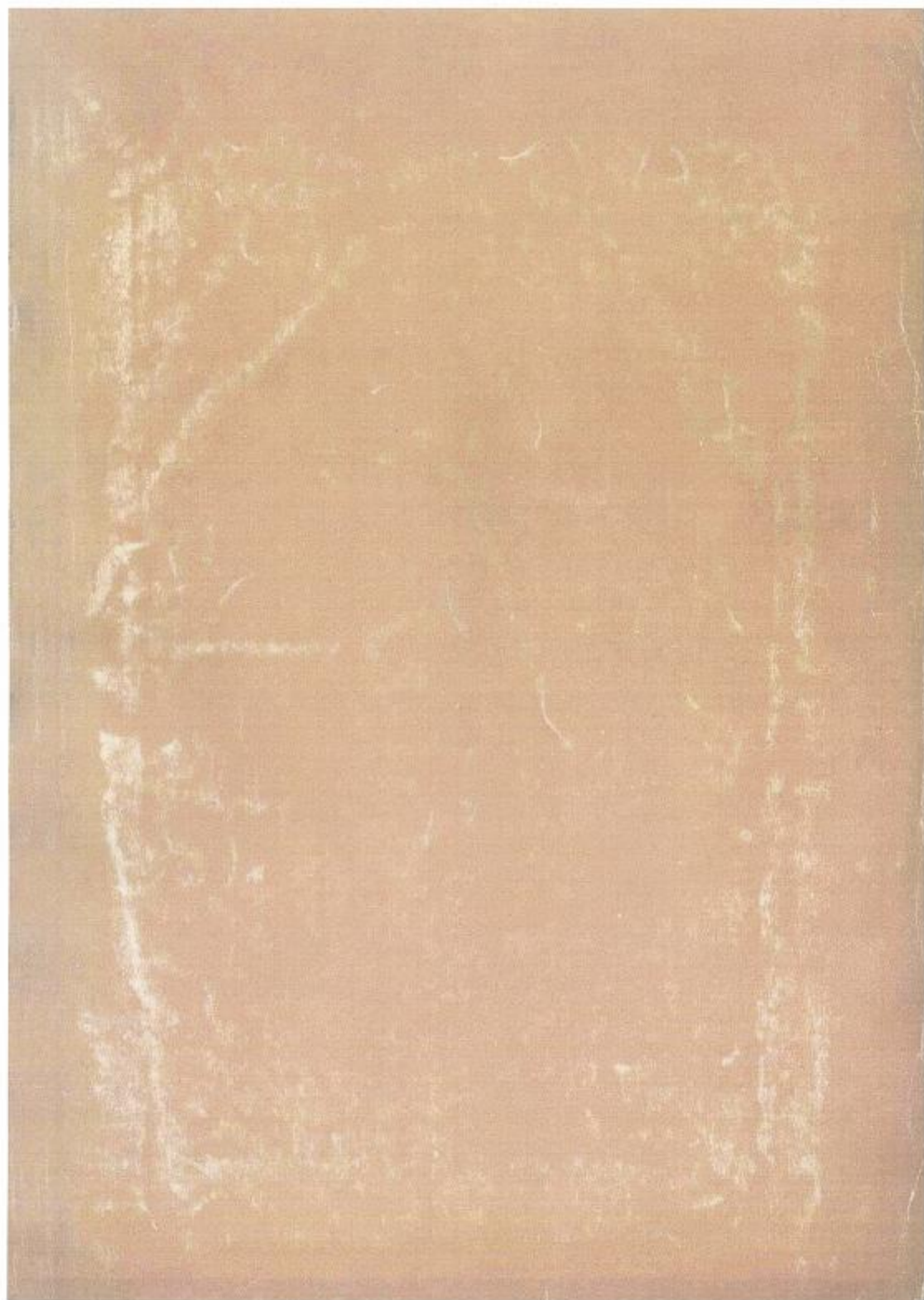
青森県選挙管理委員会

昭和35年11月20日執行

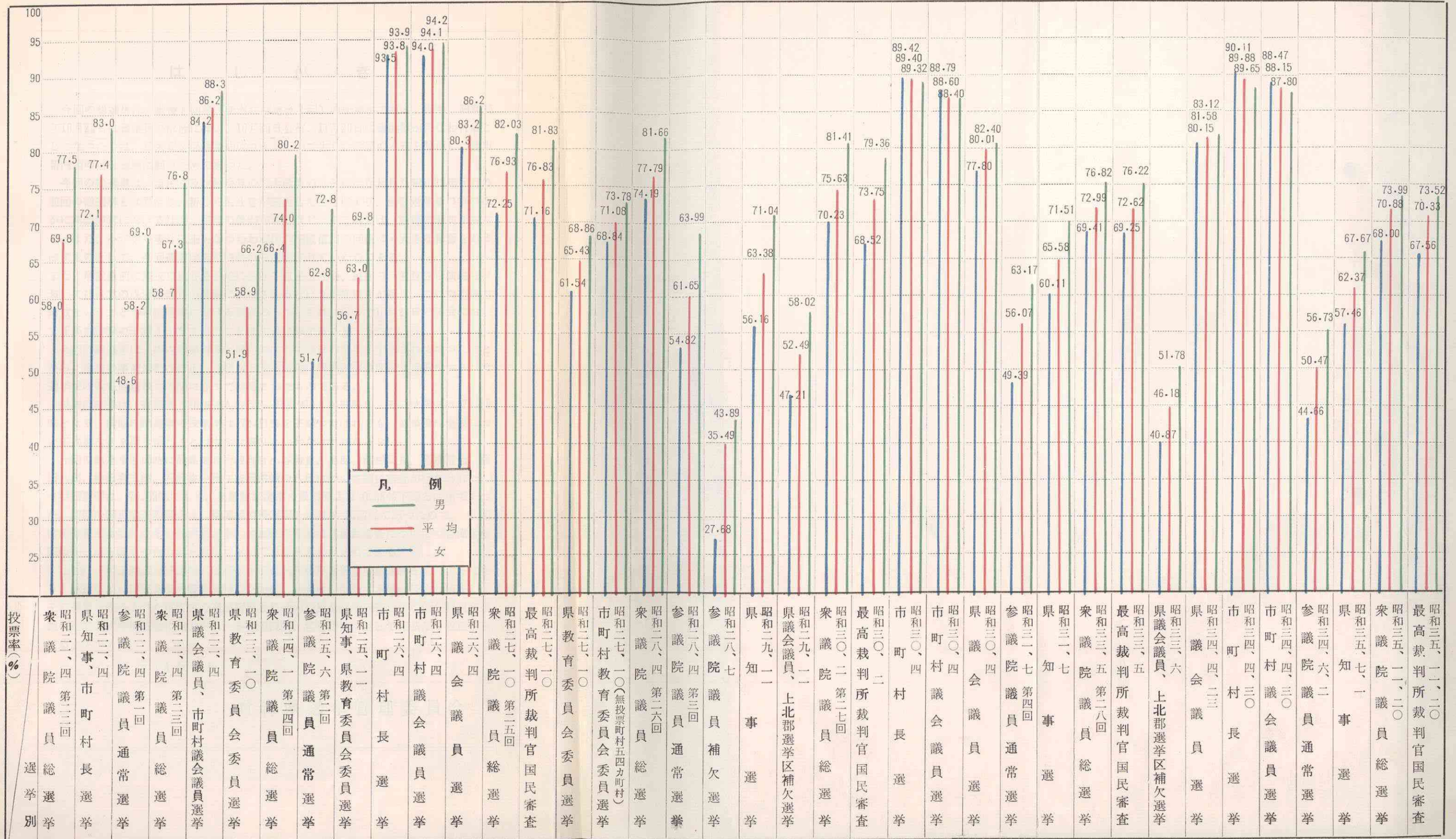
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

選挙の記録

青森県選挙管理委員会



各種選挙投票率一覽表



凡 例

- 男 (Green)
- 平均 (Red)
- 女 (Blue)

は し が き

今回の総選挙は、戦後8回目（新憲法制定後7回）の総選挙である。即ち、昭和35年10月24日に衆議員の解散に伴い、10月30日公布、11月20日に総選挙が行なわれることになったのは、日米安全保障条約改訂をめぐる生じた政局の不安を解消し、池田新内閣の信を国民に問うためであつた。

今回の総選挙は、自民党及び社会党の二大政党のもとに行なわれた昭和33年5月の前回の総選挙とは異なり、新しく民社党が誕生したことにより、保守対革新の争のほか革新陣営における社会、民社の争が加わるなど、その結果は、政局の動向を左右し、また、ハガチー事件以来失なつたわが国の国際信用の回復にも大きな影響をおよぼすものとして、今回選挙は広く内外から注視されていたのである。

また、解散直前に東京日比谷公会堂における自民、社会、民社の三党首立合演説会において社会党の浅沼委員長が暴漢に刺殺されるという不祥事件が起り、このため暴力追放ということが今次選挙における論点の一つとされ、従つて10月24日の国会において「暴力排除の決議」がなされたことは注目に値することであつた。

今回の総選挙は、岸内閣総辞職と同時にすでに国会の解散が予想されておつたことから、選挙の事前運動の防止、選挙法を守る運動、衆議院解散間際まで取沙汰された選挙法の改正問題等々の間に在つて実施されたものである。

投票の結果は、有権者788,616人のうち558,972人が投票し、その投票率は70.88%となり、前回の総選挙の投票率は72.11%を下廻つたけれども、選挙管理全般について大過なきを期し得たことは大きな喜びといわなければならない。

今回の総選挙と同時に最高裁判所裁判官小谷勝重、島保、河村又介、高木常七、藤田八郎、横田喜三郎、石坂修一及び斎藤悠輔の八氏について国民審査が行なわれた。その投票率は、70.33%であり、衆議院総選挙の投票率より0.55%下廻る成績であつた。前回の国民審査の場合は、総選挙の投票率との差は0.37%であつたので、今回はその差は少しくひらいたけれども、これは実質的には国民審査についての有権者の認識が一段と深まつたものとみることができると思われるのである。

ここに「衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査」の結果調を刊行するに当り、総選挙及び国民審査の管理執行のために、月余にわたつて不休の努力を傾注し、その職責を完うされた市町村の選挙管理委員会の委員及び関係職員並びに公明選挙運動の推進又は棄権防止に協力された各報道機関、各種団体に対して深甚なる敬意を表する次第である。

昭和36年1月

青森県選挙管理委員会



県庁前に立てられた啓発広告塔



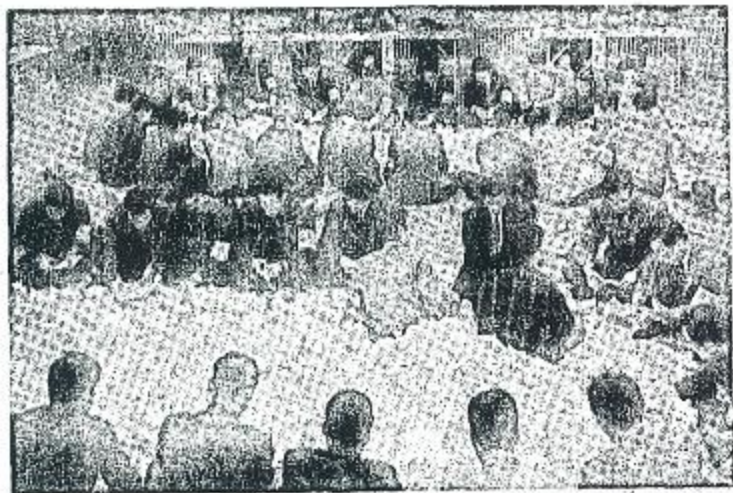
啓発への準備にいそむる県広報車



空から降臨



投票風景 (東京日報社提供)



開票風景（東奥日報社提供）



速報を見る人々（東奥日報社提供）

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査投票結果調

目 次

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行主要事務日程表

衆議院議員総選挙の選挙長、同選挙長代理者住所氏名

最高裁判所裁判官国民審査分会長、同分会長代理者住所氏名

衆議院議員総選挙当日の速報受領事務分担表

その 1 衆議院議員総選挙

第 1 表	議員候補者（当選人）に関する調	5
第 2 表	選挙人名簿確定登録人員数調	6
第 3 表	投票調	7
第 4 表	開票調	11
第 5 表	候補者得票調	16
第 6 表	無効投票調	20
第 7 表	候補者に関する調	26
第 8 表	当選人数に関する調	27
第 9 表	党派別男女別得票数に関する調	28
第 10 表	落選人数に関する調	28
第 11 表	仮投票等に関する調	28
第 12 表	投票所等に関する調	30
第 13 表	開票区に関する調	31
第 14 表	立会人に関する調	31
第 15 表	投票管理者及び事務従事者等に関する調	31
第 16 表	選挙公報に関する調	32
第 17 表	氏名等の掲示に関する調	32
第 18 表	立会演説会に関する調	32
第 19 表	個人演説会に関する調	33
第 20 表	政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの検印に関する調	34
第 21 表	政党その他の政治団体の政談演説会の開催回数に関する調	34
第 22 表	立会演説会順序決定及び開催状況	34
第 23 表	議員候補者選挙運動費用調	38
第 24 表	推定投票率状況調	40
第 25 表	選挙監視員派遣状況調	40
第 26 表	衆議院議員投票所開閉時刻繰上調	41

その 2 最高裁判所裁判官国民審査

第 27 表	投票調	43
第 28 表	開票調	46
第 29 表	罷免を可とする投票数罷免を可としない投票数等に関する調	50
第 30 表	無効投票調	64

第 31 表	投票総数、有効投票数、無効投票数等に関する調	69
第 32 表	無効投票等に関する調	69
第 33 表	最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官氏名	70

附 録

衆議院議員選挙公報（第 1 区、第 2 区）

最高裁判所裁判官国民審査公報

棄権防止依頼状

選挙人心得

啓発用ポスター

1. 最高裁判所裁判官国民審査、衆議院議員総選挙 主要事務日程表

青森県選挙管理委員会

月	日	曜	選挙期日		県 の 日 程	市 町 村 の 日 程
			前	後		
10月	17日	月			(臨時国会召集)	
	24	月	27		(衆議院解散)	
	25	火	26		立会演説会開催に関する政党支部代表者打合 (法155 3), 選挙管理委員会開催	
	26	水	25			
	27	木	24			
	28	金	23		市町村選管委員長, 事務担当者打合会, 投票用紙等配付	投票用紙等受領
	29	土	22			投票用紙等に捺印, 投票所開閉時刻の変更承認申請(法40 1但)
30	日		21		総選挙期日の公示(詔書) 1 補充選挙人名簿の調製等に関する告示(法27 3) 2 選挙長, 同職務代理者の住所, 氏名の告示(令81) 3 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示(法196) 4 投票用紙等の様式の告示 5 立会演説会開催計画に関する告示(法155 1) 6 開票区変更の告示(法18 3) 7 選挙会の場所及び日時(法78) 8 指定病院の追加指定の告示 9 選挙公報掲載文の申請期限の告示(令126) 10 立候補の届出の受理及び告示並びに報告(法86 8) 11 立候補の届出を市町村選管並びに候補者の所在地の市町村長へ通知(令92 1) 12 選挙事務所設置届出の受理(法130 2) 13 出納責任者選任届出の受理(法180 2) 14 選挙事務所標札の交付(法131 4) 15 乗車用腕章の交付(法141の2 2) 16 選挙運動員腕章の交付(法164の8) 17 街頭演説用標旗の交付(法164の5) 18 選挙運動用自動車, 船舶, 拡声機の表示板の交付(法141 2) 19 新聞広告, 政見放送登録証明書, 通常業書使用証明書, 選挙立候補者旅客運賃後払証の交付 20 選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの捺印開始 審査期日及び裁判官の氏名の告示(法5) 1 審査分会長, 同職務代理者の住所, 氏名の告示 2 投票用紙等の様式の告示 3 裁判官の氏名等通知受理及び審査分会長市町村選管へ通知(令 2) 4 審査分会の場所及び日時の告示(法34)	1 投票管理者, 同職務代理者の選任及び住所氏名の告示(法37, 令24, 25) 2 開票管理者, 同職務代理者の選任及び住所氏名の告示(法61 2, 令67 1, 68) 3 不在者投票用紙等交付場所及び不在者投票を行う場所の告示 4 不在者投票開始 5 個人演説会開催申出書受理開始(法164の2 5) 6 候補者の氏名等を投票, 開票管理者へ通知(令92 6) 7 氏名等掲示の場所の告示(県規程2 1) 8 氏名等掲示の順序決定のくじを行う場所及び日時の告示(県規程3 1) 9 裁判官の氏名等を投票, 開票管理者へ通知(令2 3) 10 裁判官の氏名等掲示の場所の告示(県規程2)
31	月		20		1 立会演説会参加申出期限(立会規4 1) 2 立会演説会の演説の日時, 順序の決定及び告示通知(立会規2)	補充選挙人名簿調製現在期日

月 日	曜	選挙期日		県 の 日 程	市 町 村 の 日 程
		前	後		
11月1日	火	19			1 補充名簿申請書の受理開始 2 個人演説会開始(法164の2 5) 3 現に効力のある名簿の閲覧開始 4 立会演説会周知用ポスター掲示開始(法158 1)
2日	水	18			
3日	木	17			立会演説会開始
4日	金	16			
5日	土	15		立候補(推薦)届出締切日(法86 1)	
6日	日	14			
7日	月	13		選挙公報掲載文の申請締切,同掲載順序決定日(法168 1,県規程9)	補充名簿申請期限
8日	火	12		選挙公報第一区発送	1 補充名簿調製開始 2 氏名等掲示順序決定のくじ執行日(総選挙)
9日	水	11		選挙公報第二区発送	
10日	木	10		審査公報受領最終日(令28)	1 氏名等掲示開始(法174 1) 2 裁判官の氏名等掲示開始(令22) 3 審査の不在者投票開始(令14 但) 4 補充名簿縦覧場所の告示
11日	金	9			
12日	土	8			補充名簿調製期限
13日	日	7			補充名簿縦覧開始
14日	月	6			
15日	火	5		1 選挙会の場所及び日時告示(法78) 2 届出のあつた選挙立会人たるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時告示(法76) 3 届出のあつた選挙立会人たるべき者が同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上ある場合のくじを行う場所及び日時告示(法76)	1 投票所の告示(法41 1) 2 開票の場所及び日時告示(法64) 3 届出のあつた開票立会人たるべき者が10人を超えるとき並びに同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上ある場合のくじを行う場所及び日時告示(法62 7) 4 国民審査の開票の場所及び日時告示(法26)
16日	水	4			補充名簿縦覧期限及び異議申立期限
17日	木	3		1 選挙立会人たるべき者の届出最終日(法76) 2 補充立候補最終日(法86 3) 3 審査分会立会人選任通知	1 補充名簿異議決定期限 2 開票立会人たるべき者の届出最終日(法62 1) 3 投票立会人の選任最終日(法38 1) 4 投票立会人の住所,氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を投票管理者へ通知(令26)
18日	金	2		1 届出のあつた選挙立会人たるべき者が10人を超えるときのくじ執行日(法76) 2 届出のあつた選挙立会人たるべき者が同一の政党その他の政治団体に属する者3人以上ある場合のくじの執行日(法76) 3 選挙立会人の補充選任及び通知(76) 4 選挙監視員との打合,投票,開票結果受領打合	1 補充名簿確定期日 2 届出のあつた開票立会人たるべき者が10人を超えるとき並びに同一政党その他の政治団体に属する者が3人以上ある場合のくじ執行日(法62 8) 3 開票立会人の補充選任及び通知(法62 9) 4 選挙公報各世帯配付期限(法170) 5 審査公報各世帯配付期限

月 日	曜	選挙期日		県 の 日 程	市 町 村 の 日 程
		前	後		
19日	土	1			1 投票, 開票管理者及び事務従事者の打合及び事務分担 2 投票所の設備 (令32) 3 入場券の配付最終日 (令31 1) 4 投票所を設けた場所の入口から百メートル以内のポスターの撤去 (法147 2) 5 不在者投票最終日 6 立会演説会最終日
20日	日	0			1 投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の選挙事務所の閉鎖処置 (法134) 2 投票執行(開票)投票及び開票結果速報
21日	月	1		投票, 開票結果報告書の受領及び点検	投票, 開票結果書類提出 (令74)
22日	火	2		選挙会準備 審査分会準備	
23日	水	3		選挙会 (法80, 95) 当選人の報告, 告知, 告示 (法101) 当選証書の附与及び告示 (法105)	審査分会
24日	木	4		選挙結果報告 当選人等に関する報告 (法108 1)	
12月5日	月	15		選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出最終日 (法189 1)	

衆議院議員総選挙の選挙長代理者住所氏名

選挙区	選挙長		選挙長代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
第一区	伊東善五郎	青森市大字浜町44番地	柳沢豊吉	三戸郡階上村大字角柄折字柳平9番地
第二区	伊藤正逸	北津軽郡金木町大字金木字菅原222ノ17番地	一戸昭三郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山の井204番地

最高裁判所裁判官国民審査分会長 同分会長代理者住所氏名

分会長		分会長代理者	
氏名	住所	氏名	住所
柳沢豊吉	三戸郡階上村大字角柄折字柳平9番地	一戸昭三郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山の井204番地

衆議院議員選挙及国民審査投票事務分担表

地方課長 棟川 方 久 爾
 事務局長 川村 村 昇 一
 課長補佐 松本 又 三 郎

1. 新聞発表係

係長 角田 信 一 郎
 奥寺 敏 雄
 瀬川 光 基
 竹内 和 治
 松木 紀 一
 成田 み 郎
 福士 士 ぶ さ

2. 衆議院県集計係

係長 佐々木 定 五 郎
 衆第1区 秋元 治 郎
 沢谷 俊 一
 山崎 静 輝
 高森 村 内 智 三
 森 内 智 三 広

3. 最高裁国民審査県集計係

係長 長山 沢 義 弘
 金山 六 敏 雄
 今敏 士 郎
 子

連絡及補給係

松橋 ゆ き
 小林 玲 子
 肴倉 多 喜 子

4. 第1区、2区の各市及び中津軽郡担当

第1区5市

係長 船橋 寅 雄
 吉田 昭 治
 堀谷 浩 平

第2区3市及び中津軽郡

係長 川野 潔
 斎藤 忠 利
 三上 正 八

5. 各郡担当

東津軽郡
 係長 坂本 康 平

杉伊 田 三 郎
 藤 藤 健 雄

上北郡
 係長

永井 久 光
 横山 武 喜
 坂牛 定 雄

下北郡
 係長

福川 勝 弥
 中 口 邦 博
 村 正

三戸郡
 係長

横山 良 八
 木村 賢 一
 川 村 博

西津軽郡
 係長

高木 栄
 滝野 沢 三
 野 坂 弘
 悠 明

北津軽郡
 係長

鹿内 伝 蔵
 藤原 精 夫
 越後 谷 誠 一

南津軽郡
 係長

三上 杉 太 郎
 中谷 順 一
 今省 一

6. 庶務係

係長

松木 紀 一 郎
 吉田 昭 治
 成田 み 昭
 福士 敏 多
 松橋 多 喜
 今肴 倉 多 喜
 小林 玲 子

7. 自治省報告係

係長

長谷 川 文 雄
 鹿内 敬 司

月 日	曜	選挙期日		県 の 日 程	市 町 村 の 日 程
		前	後		
19日	土	1			1 投票, 開票管理者及び事務従事者の打合及び事務分担 2 投票所の設備 (令32) 3 入場券の配付最終日 (令31 1) 4 投票所を設けた場所の入口から百メートル以内のポスターの撤去 (法147 2) 5 不在者投票最終日 6 立会演説会最終日
20日	日	0			1 投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の選挙事務所の閉鎖処置 (法134) 2 投票執行(開票)投票及び開票結果速報
21日	月	1		投票, 開票結果報告書の受領及び点検	投票, 開票結果書類提出 (令74)
22日	火	2		選挙会準備 審査分会準備	
23日	水	3		選挙会 (法80, 95) 当選人の報告, 告知, 告示 (法101) 当選証書の附与及び告示 (法105)	審査分会
24日	木	4		選挙結果報告 当選人等に関する報告 (法108 1)	
12月5日	月	15		選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出最終日 (法189 1)	

衆議院議員総選挙の選挙長代理者住所氏名

選挙区	選挙長		選挙長代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
第一区	伊東善五郎	青森市大字浜町44番地	柳沢豊吉	三戸郡階上村大字角柄折字柳平9番地
第二区	伊藤正逸	北津軽郡金木町大字金木字菅原222ノ17番地	一戸昭三郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山の井204番地

最高裁判所裁判官国民審査分会長 同分会長代理者住所氏名

分会長		分会長代理者	
氏名	住所	氏名	住所
柳沢豊吉	三戸郡階上村大字角柄折字柳平9番地	一戸昭三郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山の井204番地

そ の 一

衆議院議員総選挙

第1表 議員候補者（当選人）に関する調

選挙 区別	当落 の別	候補者氏名	得票数	性別	年齢	党 派	新前 元別	職 業	住 所
第 一 区	当選	淡谷 蔵 悠	53,629	男	63	日本社会党	元	農 業	青森市大字新城字平岡160番地
	〃	三浦 一 雄	52,880	〃	65	自由民主党	前	極洋捕鯨株式 会社監査役	東京都杉並区下高井四丁目982番地
	〃	津島 文 治	50,686	〃	62	自由民主党	前	無 職	青森市大字浦町字野脇344番地
	〃	森田 重次郎	50,578	〃	70	自由民主党	元	弁 護 士	青森市大字柳町5番地
	落選	夏堀 源三郎	49,225	〃	73	自由民主党	前	会 社 重 役	八戸市大字小中野町字南横丁15番 2号地
	〃	米内山義一郎	41,810	〃	51	日本社会党	新	農 業	上北郡上北町大字上野字上野 125番地
	〃	山口 森 蔵	4,084	〃	73	民主社会党	新	製 麵 業	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田 20番
	〃	大沢 久 明	3,839	〃	58	日本共産党	元	政 党 役 員	青森市大字造道字浪打221番地
第 二 区	当選	田沢 吉 郎	53,909	〃	42	自由民主党	新	農 業	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字 川口78
	〃	三和 精 一	49,319	〃	58	自由民主党	前	会 社 々 長	五所川原市字大町26
	〃	竹内 俊 吉	48,391	〃	60	自由民主党	前	会 社 々 長	青森市大字浦町字橋本282
	落選	楠美 省 吾	45,320	〃	55	自由民主党	元	会 社 重 役	弘前市笹森町13
	〃	島口 重次郎	40,110	〃	48	日本社会党	前	会 社 重 役	弘前市大字和徳字稲田50
	〃	外崎 千代吉	6,495	〃	63	民主社会党	元	無 職	五所川原市字旭町50
	〃	岸谷 俊 雄	2,705	〃	55	日本共産党	新	団 体 役 員	黒石市大字東野添字浜町道北15

備考 1. 法第95条第1項但書の法定得票数（当選人となり得る数）第1区 19,170票687 第2区 20,520票75
 2. 法第93条第1項の得票数（供託金没収点数） 第1区 15,336票550 第2区 16,416票6

第2表 選挙人名簿確定人員数調

昭和35.10.18日現在

市 町 村 名	男	女	計	市 町 村 名	男	女	計
県 計	383,454	413,295	796,749	南 部 町	2,247	2,557	4,804
市 部 計	197,172	213,819	410,991	階 上 村	2,766	2,887	5,653
郡 部 計	186,282	199,476	385,758	福 地 村	1,673	1,850	3,523
青 森 市	52,001	57,700	109,701	南 郷 村	2,596	2,792	5,388
八 戸 市	46,063	46,960	93,023	倉 石 村	1,358	1,424	2,782
十 和 田 市	12,304	13,302	25,606	新 郷 村	1,888	1,958	3,846
三 沢 市	9,823	10,690	20,513	衆院選挙区第1区計	228,159	243,715	471,874
む つ 市	11,646	11,876	23,522	弘 前 市	40,991	46,459	87,450
東 津 軽 郡 計	16,195	17,770	33,965	黒 石 市	11,188	12,451	23,639
平 内 町	4,976	5,417	10,393	五 所 川 原 市	13,156	14,381	27,537
蟹 田 町	1,965	2,112	4,077	西 津 軽 郡 計	26,570	28,612	55,182
今 別 町	2,183	2,334	4,517	鱒 ヶ 沢 町	6,120	6,662	12,782
蓮 田 村	1,631	1,693	3,324	木 造 町	7,571	8,200	15,771
平 館 村	1,639	1,680	3,319	深 浦 町	4,094	4,325	8,419
三 院 村	1,518	1,510	3,028	森 田 村	1,835	1,916	3,751
野 内 村	2,283	3,024	5,307	岩 崎 村	1,520	1,750	3,270
上 北 郡 計	34,309	36,120	70,429	柏 村	1,485	1,627	3,112
野 辺 地 町	4,981	5,440	10,421	稻 垣 村	1,978	2,089	4,067
七 戸 町	3,569	4,056	7,625	車 力 村	1,967	2,043	4,010
百 石 町	2,519	2,679	5,198	中 津 軽 郡 計	7,673	7,830	15,303
十 和 田 町	2,652	2,812	5,464	岩 木 村	4,178	4,447	8,625
大 戸 町	2,905	3,047	5,952	相 馬 村	1,637	1,711	3,348
横 浜 町	2,052	2,144	4,196	西 目 屋 村	1,858	1,472	3,330
上 北 町	2,925	3,147	6,072	南 津 軽 郡 計	32,388	35,276	67,664
天 間 林 村	3,893	3,966	7,859	藤 崎 町	3,624	4,045	7,669
甲 地 村	3,472	3,516	6,988	大 鱒 町	5,048	5,744	10,792
下 田 村	1,975	2,050	4,025	尾 上 町	3,273	3,548	6,821
六 ヶ 所 村	3,366	3,263	6,629	浪 岡 町	6,602	7,120	13,722
下 北 郡 計	15,498	16,155	31,653	平 賀 町	7,207	7,640	14,847
川 内 町	2,632	2,872	5,504	常 盤 村	1,945	2,148	4,093
大 畑 町	3,429	3,767	7,196	田 舎 館 村	3,201	3,404	6,605
大 間 町	2,120	2,128	4,248	碓 ヶ 関 村	1,488	1,627	3,115
東 通 村	3,281	3,278	6,559	北 津 軽 郡 計	23,329	24,771	48,100
風 間 浦 村	1,322	1,354	2,676	板 柳 町	5,895	6,460	12,355
佐 井 村	1,447	1,487	2,934	金 木 町	4,542	4,821	9,363
脇 野 沢 村	1,267	1,269	2,536	中 里 町	4,419	4,495	8,914
三 戸 郡 計	30,320	33,142	63,462	鶴 田 町	5,359	5,818	11,177
三 戸 町	4,930	5,628	10,558	市 浦 村	1,511	1,570	3,081
五 戸 町	5,899	6,534	12,433	小 泊 村	1,603	1,607	3,210
田 子 町	3,212	3,382	6,594	衆院選挙区第2区計	155,295	169,580	324,875
名 川 町	3,751	4,130	7,881				

第3表

投 票 調

第 一 区

区 分 郡市名	投票当日の有権者数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
青 森 市	52,433	58,216	110,649	39,157	38,638	77,795	13,276	19,578	32,854	74.68	66.37	70.31
八 戸 市	46,418	47,081	93,499	32,032	29,969	62,001	14,386	17,112	31,498	69.01	63.66	66.31
十 和 田 市	12,103	13,129	25,232	7,387	6,172	13,559	4,716	6,957	11,673	61.03	47.01	53.74
三 沢 市	9,332	10,307	19,639	5,681	5,129	10,810	3,651	5,178	8,829	60.88	49.76	55.04
む つ 市	11,589	11,715	23,304	7,122	6,676	13,798	4,467	5,039	9,506	61.45	56.99	59.21
市 計	131,875	140,448	272,323	91,375	86,584	177,963	40,496	53,864	94,360	69.29	61.65	65.35
東 郡	15,719	17,249	32,968	11,037	11,749	22,786	4,682	5,500	10,182	70.21	68.11	69.12
上 北 郡	33,751	35,624	69,375	23,476	23,897	46,873	10,275	12,227	22,502	69.56	65.68	67.56
下 北 郡	15,309	15,960	31,269	10,764	10,235	10,999	4,545	5,725	10,270	71.31	64.13	67.16
三 戸 郡	29,670	32,576	62,246	21,125	20,512	41,637	8,545	12,064	20,609	71.20	62.97	66.89
郡 計	94,449	101,409	195,858	66,402	65,893	132,295	28,047	35,516	63,563	70.30	64.98	67.55
第 一 区 計	226,324	241,857	468,181	157,781	152,477	310,258	68,543	89,380	157,923	69.71	63.04	66.27

第 二 区

区 分 郡市名	投票当日の有権者数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
弘 前 市	41,211	46,834	88,045	31,694	33,100	64,794	9,517	13,734	23,251	76.91	70.68	73.59
黒 石 市	11,064	12,341	23,405	9,007	9,703	18,710	2,057	2,638	4,695	81.41	78.62	79.94
五 所 川 原 市	13,022	14,259	27,281	10,432	10,185	20,617	2,590	4,074	6,664	80.11	71.43	75.57
市 計	65,297	73,434	138,731	51,133	52,988	104,121	14,164	20,446	34,610	78.31	72.16	75.05
西 郡	25,920	28,090	54,010	20,943	21,504	42,447	4,977	6,586	11,563	80.80	76.55	78.59
中 郡	7,024	7,338	14,362	5,557	5,570	11,127	1,467	1,768	3,235	79.11	75.91	77.48
南 郡	31,832	34,648	66,480	26,185	27,060	53,245	5,647	7,588	13,235	82.26	78.10	80.09
北 郡	22,679	24,173	46,852	18,887	18,887	37,774	3,792	5,286	9,078	83.28	78.13	80.62
郡 計	87,455	94,249	181,704	71,572	73,021	144,593	15,883	21,228	37,111	81.84	77.48	79.58
第 二 区 計	152,752	167,683	320,435	122,705	126,009	248,714	30,047	41,674	71,721	80.33	75.15	77.62
果 計	378,076	409,540	788,616	280,488	278,486	558,972	98,590	131,054	229,644	73.99	68.00	70.88

投 票 調

第一区 市町村別

区 分 開票区名	投票当日の有権者数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
青 森 市												
第 1 開票区	10,646	11,942	22,588	7,714	7,705	15,419	2,932	4,237	7,169	72.46	64.52	68.26
第 2 開票区	9,905	11,589	21,494	7,460	7,808	15,268	2,445	3,781	6,226	75.32	67.37	71.03
第 3 開票区	10,480	10,596	21,076	8,073	7,200	15,273	2,407	3,396	5,803	77.03	67.95	72.47
第 4 開票区	10,638	12,710	23,348	7,825	8,425	16,250	2,813	4,285	7,098	73.56	66.29	69.60
第 5 開票区	10,764	11,379	22,143	8,085	7,500	15,585	2,679	3,879	6,558	75.11	65.91	70.38
計	52,433	58,216	110,649	39,157	38,838	77,995	13,276	19,578	32,854	74.68	66.37	70.31
八 戸 市												
第 1 開票区	11,789	8,881	20,670	7,985	5,423	13,408	3,804	3,458	7,262	67.73	61.06	64.87
第 2 開票区	9,011	10,254	19,265	6,359	6,619	12,978	2,652	3,635	6,287	70.57	64.55	67.37
第 3 開票区	7,808	8,511	16,319	5,285	5,413	10,698	2,523	3,098	5,621	67.69	63.60	65.56
第 4 開票区	8,781	9,676	18,457	6,122	6,230	12,352	2,659	3,446	6,105	69.59	64.39	66.92
第 5 開票区	9,029	9,759	18,788	6,281	6,284	12,565	2,748	3,475	6,223	69.56	64.39	66.88
計	46,418	47,081	93,499	32,032	29,969	62,001	14,386	17,112	31,498	69.01	63.66	66.31
十 和 田 市	12,103	13,129	25,232	7,387	6,172	13,559	4,716	6,957	11,673	61.03	47.01	53.74
三 沢 市	9,332	10,307	19,639	5,681	5,129	10,810	3,651	5,178	8,829	60.88	49.76	55.04
む つ 市	11,589	11,715	23,304	7,122	6,676	13,798	4,467	5,039	9,506	61.45	56.99	59.21
市 計	131,875	140,448	272,323	91,379	86,584	177,963	40,498	53,864	94,360	69.29	61.65	65.35

東 津 軽 郡

区 分 町 村	投票当日の有権者数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平 内 町	4,841	5,281	10,122	3,548	3,423	6,971	1,293	1,858	3,151	73.29	64.82	68.87
蟹 田 町	1,903	2,074	3,977	1,394	1,426	2,820	509	648	1,157	73.25	68.76	70.91
今 別 町	2,164	2,316	4,480	1,331	1,507	2,838	833	809	1,642	61.51	65.07	63.35
蓬 田 村	1,631	1,687	3,318	1,086	1,043	2,129	545	644	1,189	66.58	61.83	64.17
平 館 村	1,534	1,599	3,133	1,020	1,234	2,254	514	365	879	66.49	77.17	71.94
三 厩 村	1,470	1,463	2,933	971	1,083	2,054	499	380	879	66.05	74.03	70.03
野 内 村	2,176	2,829	5,005	1,687	2,033	3,720	489	796	1,285	77.53	71.86	74.33
郡 計	15,719	17,249	32,968	11,037	11,749	22,786	4,682	5,500	10,182	70.21	68.11	69.12

投 票 調

上 北 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
野 辺 地 町	4,915	5,368	10,283	3,179	3,663	6,742	1,836	1,705	3,541	62.64	58.24	65.56
七 戸 町	3,560	4,047	7,607	2,651	2,959	5,510	909	1,188	2,097	74.47	70.14	72.43
百 石 町	2,536	2,710	5,246	1,592	1,785	3,377	944	925	1,869	62.78	65.87	64.37
十 和 田 町	2,627	2,782	5,409	1,740	1,646	3,386	887	1,136	2,023	66.24	59.17	62.60
六 戸 町	2,799	2,947	5,746	2,039	1,836	3,875	760	1,111	1,871	72.85	62.30	67.44
横 浜 町	2,009	2,112	4,121	1,458	1,510	2,968	551	602	1,153	72.57	71.50	72.02
上 北 町	2,894	3,149	6,043	2,289	2,308	4,597	605	841	1,440	79.09	73.29	76.07
天 間 林 村	3,710	3,795	7,505	2,709	2,671	5,380	1,001	1,124	2,125	73.02	70.35	71.67
甲 地 村	3,363	3,440	6,803	2,401	2,280	4,681	962	1,160	2,122	71.39	66.28	68.81
下 田 村	1,954	2,042	3,996	1,319	987	2,306	635	1,055	1,690	67.50	48.33	57.71
六ヶ所村	3,384	3,232	6,616	2,199	1,852	4,051	1,185	1,380	2,565	64.98	57.30	61.23
郡 計	33,751	35,624	69,375	23,476	23,397	46,873	10,275	12,227	22,502	69.56	65.68	67.56

下 北 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
川 内 町	2,639	2,886	5,525	1,979	1,985	3,964	660	901	1,561	74.99	68.78	71.75
大 畑 町	3,454	3,799	7,253	2,366	2,296	4,662	1,088	1,503	2,591	68.50	60.44	64.28
大 間 町	2,082	2,085	4,167	1,234	1,149	2,383	848	936	1,784	59.27	55.11	57.19
東 通 村	3,193	3,188	6,381	2,322	2,008	4,330	871	1,180	2,051	72.72	62.99	67.86
風 間 浦 村	1,280	1,305	2,585	912	806	1,718	368	499	867	71.25	61.76	66.46
佐 井 村	1,441	1,482	2,923	1,044	1,077	2,121	397	405	802	72.45	72.67	72.56
脇 野 沢 村	1,220	1,215	2,435	907	914	1,821	313	301	614	74.34	75.23	74.78
郡 計	15,309	15,960	31,269	10,764	10,235	20,999	4,545	5,725	10,270	70.31	64.13	67.16

三 戸 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
三 戸 町	4,835	5,549	10,384	3,158	2,953	6,111	1,677	2,596	4,273	65.32	53.22	58.85
五 戸 町	5,865	6,534	12,399	4,223	4,168	8,391	1,642	2,366	4,008	72.00	63.79	67.67
田 子 町	3,187	3,371	6,558	2,180	1,929	4,109	1,007	1,442	2,449	68.40	57.22	62.66
名 川 町	3,632	3,981	7,613	2,580	2,451	5,031	1,052	1,530	2,582	71.04	61.57	66.08
南 部 町	2,153	2,445	4,598	1,485	1,438	2,923	668	1,007	1,675	68.97	58.81	63.57
階 上 村	2,746	2,874	5,620	1,912	2,028	3,940	834	846	1,680	69.63	70.56	70.11
福 地 村	1,645	1,806	3,451	1,198	1,239	2,437	447	567	1,014	72.83	68.60	70.62
南 郷 村	2,569	2,787	5,356	1,834	1,960	3,794	735	827	1,562	71.39	70.33	70.84
倉 石 村	1,250	1,364	2,614	1,066	964	2,030	184	400	584	85.28	70.67	77.66
新 郷 村	1,788	1,865	3,653	1,489	1,382	2,871	299	483	782	83.28	74.10	78.59
郡 計	29,670	32,576	62,246	21,125	20,512	41,637	8,545	12,064	20,609	71.20	62.97	66.89

投 票 調

第二区 市町村別

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
弘前第1開票所	10,665	12,260	22,925	8,295	8,879	17,174	2,370	3,381	5,751	77.78	72.42	74.91
弘前第2開票所	9,838	10,917	20,755	7,558	7,540	15,098	2,280	3,377	5,657	76.82	69.07	72.74
弘前第3開票所	10,501	12,062	22,563	7,868	8,279	16,147	2,633	3,783	6,416	74.93	68.64	71.56
弘前第4開票所	10,207	11,595	21,802	7,973	8,402	16,375	2,234	3,193	5,427	78.11	72.46	75.11
弘 前 市	41,211	46,834	88,045	31,694	33,100	64,794	9,517	13,734	23,251	76.91	70.68	73.59
黒石第1開票所	2,246	2,432	4,678	1,846	1,953	3,799	400	479	879	82.19	80.30	81.21
黒石第2開票所	5,161	5,928	11,089	4,191	4,645	8,836	970	1,283	2,253	81.21	78.36	79.68
黒石第3開票所	3,657	3,981	7,638	2,970	3,105	6,075	687	876	1,563	81.21	78.00	79.54
黒 石 市	11,064	12,341	23,405	9,007	9,703	18,710	2,057	2,638	4,695	81.41	78.62	79.94
五所川原市	13,022	14,259	27,281	10,432	10,185	20,617	2,590	4,074	6,664	80.11	71.43	75.57
市 計	65,297	73,434	138,731	51,133	52,988	104,121	14,164	20,446	34,610	78.31	72.16	75.05

西 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鱒ヶ沢町	5,904	6,514	12,418	4,527	4,950	9,477	1,377	1,564	2,941	76.68	75.99	76.32
木造町	7,387	8,078	15,465	6,189	6,027	12,216	1,198	2,051	3,249	83.78	74.61	78.99
深浦町	4,035	4,271	8,306	2,899	3,140	6,039	1,136	1,131	2,267	71.85	73.52	72.71
森田村	1,760	1,853	3,613	1,465	1,312	2,777	295	541	836	83.24	70.80	76.86
岩崎村	1,436	1,661	3,097	1,055	1,376	2,431	381	285	666	73.47	82.84	78.50
柏村	1,474	1,587	3,061	1,304	1,285	2,589	170	302	472	88.47	80.97	84.58
稲垣村	1,977	2,101	4,078	1,784	1,744	3,528	193	357	550	90.24	83.01	86.51
車力村	1,947	2,025	3,972	1,720	1,670	3,390	227	355	582	88.34	82.47	85.35
郡 計	25,920	28,090	54,010	20,943	21,504	42,447	4,977	6,586	11,563	80.80	76.55	78.59

中 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
岩木村	4,004	4,282	8,286	3,222	3,216	6,438	782	1,066	1,848	80.47	75.11	77.70
相馬村	1,621	1,705	3,326	1,345	1,342	2,687	276	363	639	82.97	78.71	80.79
西目屋村	1,399	1,351	2,750	990	1,012	2,002	409	339	748	70.76	74.91	72.80
郡 計	7,024	7,338	14,362	5,557	5,570	11,127	1,467	1,768	3,235	79.11	75.91	77.48

投 票 調

南 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
藤 崎 町	3,533	3,938	7,471	3,020	3,109	6,129	513	829	1,342	85.48	78.95	82.04
大 鰐 町	4,846	5,560	10,406	3,801	4,426	8,227	1,045	1,134	2,179	78.44	79.60	79.06
尾 上 町	3,261	3,532	6,793	2,825	2,907	5,732	436	625	1,061	86.63	82.30	84.38
浪 岡 町	6,411	6,921	13,332	5,244	4,863	10,107	1,167	2,058	3,225	81.80	70.26	75.81
平 賀 町	7,223	7,732	14,955	5,699	5,901	11,600	1,524	1,831	3,355	78.90	76.32	77.57
常 盤 村	1,903	1,977	3,880	1,672	1,676	3,348	231	301	532	87.86	84.77	86.29
田 舎 館 村	3,168	3,365	6,533	2,801	2,889	5,690	367	476	843	88.42	85.85	87.10
碓 ヶ 関 村	1,487	1,623	3,110	1,123	1,289	2,412	364	334	698	75.52	79.42	77.56
郡 計	31,832	34,648	66,480	26,185	27,080	53,245	5,647	7,588	13,235	82.26	78.10	80.09

北 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
板 柳 町	5,541	6,127	11,668	4,783	4,717	9,500	758	1,410	2,168	86.32	76.99	81.42
金 木 町	4,401	4,643	9,044	3,991	3,613	7,604	410	1,030	1,440	90.68	77.82	84.08
中 里 町	4,403	4,504	8,907	3,794	3,647	7,441	609	857	1,466	86.15	80.99	83.53
鶴 田 町	5,269	5,743	11,012	4,235	4,429	8,664	1,034	1,314	2,348	80.38	77.12	78.68
市 浦 村	1,469	1,556	3,025	1,125	1,322	2,447	344	234	578	76.58	84.96	80.89
小 泊 村	1,596	1,600	3,196	959	1,159	2,118	637	441	1,078	60.09	72.44	66.27
郡 計	22,679	24,173	46,852	18,887	18,887	37,774	3,792	5,286	9,078	83.28	78.13	80.62

第 4 表

開 票 調

第 一 区

区 分 郡市名	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
青 森 市	77,787	77,063	724	0.93	持帰り 8
八 戸 市	61,980	61,258	722	1.16	“ 16 不受理 5
十 和 田 市	13,559	13,401	158	1.17	
三 沢 市	10,808	10,700	108	1.00	“ 2
む つ 市	13,797	13,583	214	1.55	“ 1
市 計	177,931	176,005	1,926	1.08	“ 27 “ 5
東 郡	22,782	22,533	249	1.09	“ 2 “ 2
上 北 郡	46,868	46,316	552	1.18	“ 3 “ 2
下 北 郡	20,999	20,772	227	1.08	入場券 1 持帰り 1
三 戸 郡	41,634	41,105	529	1.27	持帰り 3
郡 計	132,283	130,726	1,557	1.18	“ 9 不受理 1 入場券 1
第 一 区 計	310,214	308,731	3,483	1.12	“ 36 “ 9 “ 1

投 票 調

南 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
藤 崎 町	3,533	3,938	7,471	3,020	3,109	6,129	513	829	1,342	85.48	78.95	82.04
大 鰐 町	4,846	5,560	10,406	3,801	4,426	8,227	1,045	1,134	2,179	78.44	79.60	79.06
尾 上 町	3,261	3,532	6,793	2,825	2,907	5,732	436	625	1,061	86.63	82.30	84.38
浪 岡 町	6,411	6,921	13,332	5,244	4,863	10,107	1,167	2,058	3,225	81.80	70.26	75.81
平 賀 町	7,223	7,732	14,955	5,699	5,901	11,600	1,524	1,831	3,355	78.90	76.32	77.57
常 盤 村	1,903	1,977	3,880	1,672	1,676	3,348	231	301	532	87.86	84.77	86.29
田 舎 館 村	3,168	3,365	6,533	2,801	2,889	5,690	367	476	843	88.42	85.85	87.10
碓 ヶ 関 村	1,487	1,623	3,110	1,123	1,289	2,412	364	334	698	75.52	79.42	77.56
郡 計	31,832	34,648	66,480	26,185	27,080	53,245	5,647	7,588	13,235	82.26	78.10	80.09

北 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
板 柳 町	5,541	6,127	11,668	4,783	4,717	9,500	758	1,410	2,168	86.32	76.99	81.42
金 木 町	4,401	4,643	9,044	3,991	3,613	7,604	410	1,030	1,440	90.68	77.82	84.08
中 里 町	4,403	4,504	8,907	3,794	3,647	7,441	609	857	1,466	86.15	80.99	83.53
鶴 田 町	5,269	5,743	11,012	4,235	4,429	8,664	1,034	1,314	2,348	80.38	77.12	78.68
市 浦 村	1,469	1,556	3,025	1,125	1,322	2,447	344	234	578	76.58	84.96	80.89
小 泊 村	1,596	1,600	3,196	959	1,159	2,118	637	441	1,078	60.09	72.44	66.27
郡 計	22,679	24,173	46,852	18,887	18,887	37,774	3,792	5,286	9,078	83.28	78.13	80.62

第 4 表

開 票 調

第 一 区

区 分 郡市名	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
青 森 市	77,787	77,063	724	0.93	持帰り 8
八 戸 市	61,980	61,258	722	1.16	“ 16 不受理 5
十 和 田 市	13,559	13,401	158	1.17	
三 沢 市	10,808	10,700	108	1.00	“ 2
む つ 市	13,797	13,583	214	1.55	“ 1
市 計	177,931	176,005	1,926	1.08	“ 27 “ 5
東 郡	22,782	22,533	249	1.09	“ 2 “ 2
上 北 郡	46,868	46,316	552	1.18	“ 3 “ 2
下 北 郡	20,999	20,772	227	1.08	入場券 1 持帰り 1
三 戸 郡	41,634	41,105	529	1.27	持帰り 3
郡 計	132,283	130,726	1,557	1.18	“ 9 不受理 1 入場券 1
第 一 区 計	310,214	308,731	3,483	1.12	“ 36 “ 9 “ 1

開 票 調

第 二 区

郡市名	区 分	投票総数	内 訳		無 効 投票率	備	考
			有効投票	無効投票			
弘 前 市		64,771	64,167	604	0.93	持帰り22	不受理 1
黒 石 市		18,709	18,536	173	0.92	〃 1	
五 所 川 原 市		20,611	20,485	126	0.62	〃 6	
市 計		104,091	103,188	903	0.87	〃 29	〃 1
西 郡		42,438	42,054	384	0.90	〃 8	〃 1
中 郡		11,120	11,017	103	0.93	〃 7	
南 郡		53,237	52,604	633	1.19	〃 8	
北 郡		37,764	37,386	378	1.00	〃 10	
郡 計		144,559	143,061	1,498	1.04	〃 33	〃 1
第 二 区 計		248,650	246,249	2,401	0.97	〃 62	〃 2
県 計		558,864	552,980	5,884	1.05	〃 98	〃 11 入場券 1

第一区 市町村別

開票区名	区 分	投票総数	内 訳		無 効 投票率	備	考
			有効投票	無効投票			
青 森 市							
第 1 開票区		15,419	15,255	164	1.06		
第 2 開票区		15,263	15,164	99	0.64	持帰り 5	
第 3 開票区		15,273	15,131	142	0.92		
第 4 開票区		16,247	16,120	127	0.78	〃 3	
第 5 開票区		15,585	15,393	192	1.23		
計		77,787	77,083	724	0.93	〃 8	
八 戸 市							
第 1 開票区		13,400	13,265	135	1.00	〃 7	不受理 1
第 2 開票区		12,974	12,832	142	1.09	〃 4	
第 3 開票区		10,693	10,564	129	1.21	〃 2	〃 3
第 4 開票区		12,352	12,217	135	1.09		
第 5 開票区		12,561	12,380	181	1.44	〃 3	〃 1
計		61,980	61,258	722	1.16	〃 16	〃 5
十 和 田 市		13,559	13,401	158	1.17		
三 沢 市		10,808	10,700	108	1.00	〃 2	
む つ 市		13,797	13,583	214	1.55	〃 1	
市 計		176,938	176,005	1,926	1.08	〃 27	〃 5

開 票 調

東 津 軽 郡

区 分 町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
平 内 町	6,968	6,867	101	1.45	持帰り 1 不受理 2
蟹 田 町	2,820	2,773	47	1.67	
今 別 町	2,838	2,820	18	0.63	持帰り 1 不受理 2
蓬 田 村	2,129	2,105	24	1.13	
平 館 村	2,254	2,238	16	0.71	" 1
三 底 村	2,054	2,042	12	0.58	
野 内 村	3,719	3,688	31	0.83	" 2 " 2
郡 計	22,782	22,533	249	1.09	

上 北 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
野 辺 地 町	6,740	5,682	58	0.86	不受理 2 持帰り 1
七 戸 町	5,509	5,466	43	0.78	
百 石 町	3,377	3,344	33	0.98	" 1
十 和 田 町	3,386	3,354	32	0.95	
六 戸 町	3,875	3,824	51	1.32	" 1
横 浜 町	2,967	2,914	53	1.79	
上 北 町	4,597	4,550	47	1.02	" 1
天 間 林 村	5,380	5,237	93	1.73	
甲 地 村	4,680	4,611	19	1.47	" 1
下 田 村	2,306	2,279	27	1.17	
六 ヶ 所 村	4,051	4,005	46	1.14	" 3 不受理 2
郡 計	46,868	46,316	552	1.18	

下 北 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
川 内 町	3,964	3,918	46	1.16	入場券 1
大 畑 町	4,663	4,603	60	1.29	
大 間 町	2,383	2,353	30	1.27	持帰り 1
東 通 村	4,330	4,284	46	1.06	
風 間 浦 村	1,718	1,704	14	0.81	" 1 入場券 1
佐 井 村	2,120	2,099	21	0.99	
脇 野 沢 村	1,821	1,811	10	0.55	" 1 入場券 1
郡 計	20,999	20,772	227	1.08	

開 票 調

三 戸 郡

市町村	区 分	投票総数	内 訳		無 効 投票率	備 考
			有効投票	無効投票		
三 戸 町		6,111	6,050	61	1.00	
五 戸 町		8,391	8,277	114	1.36	
田 子 町		4,109	4,048	61	1.48	
名 川 町		5,031	4,999	32	0.64	
南 部 町		2,923	2,898	25	0.86	
階 上 村		3,940	3,862	78	1.98	
福 地 村		2,437	2,406	31	1.27	
南 郷 村		3,791	3,716	75	1.98	持帰り 3
倉 石 村		2,030	2,013	17	0.84	
新 郷 村		2,871	2,836	35	1.22	
郡 計		41,634	41,105	529	1.27	" 3

第二区 市町村別

市町村	区 分	投票総数	内 訳		無 効 投票率	備 考
			有効投票	無効投票		
弘前第1開票所		17,160	17,009	151	0.88	持帰り14
弘前第2開票所		15,098	14,986	112	0.74	
弘前第3開票所		16,140	15,986	154	0.95	" 7
弘前第4開票所		16,373	16,186	187	1.14	" 1 不受理 1
弘 前 市		64,771	64,167	604	0.93	" 22 " 1
黒石第1開票所		3,798	3,761	37	0.97	" 1
黒石第2開票所		8,836	8,757	79	0.89	
黒石第3開票所		6,075	6,018	57	0.94	
黒 石 市		18,709	18,536	173	0.92	" 1
五所川原市		20,611	20,485	126	0.62	" 6
市 計		104,091	103,188	903	0.87	" 29 " 1

西 津 軽 郡

市町村	区 分	投票総数	内 訳		無 効 投票率	備 考
			有効投票	無効投票		
鱒ヶ沢町		9,477	9,378	99	1.04	
木 造 町		12,208	12,120	88	0.72	持帰り 7 不受理 1
深 浦 町		6,039	5,991	48	0.79	
森 田 村		2,776	2,738	38	1.36	" 1
岩 崎 村		2,431	2,412	19	0.78	
柏 村		2,589	2,574	15	0.60	
稲 垣 村		3,528	3,483	45	1.27	
車 力 村		3,390	3,358	32	0.94	
郡 計		42,438	42,054	384	0.90	" 8 " 1

開 票 調

中 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
岩 木 村	6,434	6,398	36	0.56	持帰り 4
相 馬 村	2,687	2,648	39	1.45	" 0
西 目 屋 村	1,999	1,971	28	1.40	" 3
郡 計	11,120	11,017	103	0.93	" 7

南 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
藤 崎 町	6,129	6,088	41	0.67	
大 鰐 町	8,227	8,107	120	1.46	
尾 上 町	5,729	5,666	63	1.10	持帰り 3
浪 岡 町	10,106	9,947	159	1.57	" 1
平 賀 町	11,598	11,438	160	1.38	" 2
常 盤 村	3,347	3,322	25	0.75	" 1
田 舎 館 村	5,689	5,651	38	0.67	" 1
碓 ヶ 開 村	2,412	2,385	27	1.12	
郡 計	53,237	52,604	633	1.19	" 8

北 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効投票	無効投票		
板 柳 町	9,499	9,415	84	0.88	持帰り 1
金 木 町	7,603	7,514	89	1.17	" 1
中 里 町	7,436	7,377	59	0.79	" 5
鶴 田 町	8,664	8,568	96	1.11	
市 浦 村	2,445	2,418	27	1.10	" 2
小 泊 村	2,117	2,094	23	1.09	" 1
郡 計	37,764	37,386	378	1.00	" 10

第5表

候補者得票調

第一区

候補者 郡市名	夏堀 源三郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米内山 義一郎	森出 重次郎	山口森蔵	計
青森市	2,179	28,356	1,352	27,238	5,628	2,098	8,824	1,388	77,063
八戸市	26,893	2,584	670	5,169	9,600	12,240	3,148	954	61,258
十和田市	697	1,234	155	744	3,756	3,437	3,216	162	13,401
三沢市	942	603	100	477	1,781	3,716	2,959	122	10,700
むつ市	779	3,941	103	3,207	2,319	647	2,336	251	13,583
市計	31,490	36,718	2,380	36,835	23,084	22,138	20,483	2,877	176,005
東郡	1,600	6,870	156	6,364	3,797	252	3,256	238	22,533
上北郡	2,395	1,483	394	2,665	5,226	13,555	20,319	279	46,316
下北郡	2,142	3,696	551	5,215	4,637	651	3,593	287	20,772
三戸郡	11,598	1,919	358	2,550	16,136	5,214	2,927	403	41,105
郡計	17,735	13,988	1,459	16,794	29,798	19,872	30,095	1,207	130,728
第一区計	49,225	50,686	3,839	53,629	52,880	41,810	50,578	4,084	306,731

第二区

候補者 郡市名	楠美省吾	外崎 千代吉	三和精一	鳥口 重次郎	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
弘前市	18,904	969	5,347	15,602	14,588	8,041	716	64,167
黒石市	2,001	193	1,375	3,355	7,191	3,928	493	18,536
五所川原市	3,458	2,659	8,903	1,993	658	2,682	132	20,485
市計	24,363	3,821	15,625	20,950	22,437	14,651	1,341	103,188
西郡	3,115	1,147	12,282	5,133	3,583	16,522	272	42,054
中郡	3,132	161	1,001	1,699	2,432	2,519	73	11,017
南郡	7,886	624	6,814	8,173	20,221	8,148	738	52,604
北郡	6,824	742	13,597	4,155	5,236	6,551	281	37,386
郡計	20,957	2,674	33,694	19,100	31,472	33,740	1,364	143,081
第二区計	45,320	6,495	49,319	40,110	53,909	48,391	2,705	246,249

候補者得票調

第一区 市町村別

候補者 氏名 開票区名	夏 堀 源 三 郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米 内 山 義 一 郎	森 田 重 次 郎	山口森蔵	計
青 森 市									
第 1 開票区	283	5,618	391	5,257	1,124	512	1,755	315	15,255
第 2 開票区	367	5,763	374	4,739	1,176	464	2,007	274	15,164
第 3 開票区	797	5,885	209	4,410	1,166	435	1,931	298	15,131
第 4 開票区	463	6,597	190	5,743	1,132	455	1,251	289	16,120
第 5 開票区	269	4,493	188	7,089	1,030	232	1,880	212	15,393
計	2,179	28,356	1,352	27,238	5,628	2,098	8,824	1,388	77,063
八 戸 市									
第 1 開票区	4,600	1,261	130	900	3,145	1,762	1,224	243	13,265
第 2 開票区	4,962	511	208	1,342	2,131	2,814	595	269	12,832
第 3 開票区	5,049	254	107	887	1,453	2,094	550	170	10,564
第 4 開票区	5,181	247	118	1,039	1,730	3,265	472	165	12,217
第 5 開票区	7,101	311	107	1,001	1,141	2,305	307	107	12,380
計	26,893	2,584	670	5,169	9,600	12,240	3,148	954	61,258
十 市 田 市	697	1,234	155	744	3,756	3,437	3,216	162	13,401
三 沢 市	942	603	100	477	1,781	3,716	2,959	122	10,700
む つ 市	779	3,941	103	3,207	2,319	647	2,336	251	13,583
市 計	31,490	36,718	2,380	36,835	23,084	22,138	20,483	2,877	176,005

東 津 軽 郡

候補者 氏名 市町村	夏 堀 源 三 郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米 内 山 義 一 郎	森 田 重 次 郎	山口森蔵	計
平 内 町	517	2,251	35	1,849	1,105	134	906	70	6,867
蟹 田 町	16	901	19	685	824	13	305	10	2,773
今 別 町	53	727	17	1,056	473	15	442	37	2,820
蓬 田 村	153	731	30	689	171	10	277	44	2,105
平 館 村	170	708	6	310	366	12	641	25	2,238
三 厩 村	66	417	12	611	545	9	359	23	2,042
野 内 村	625	1,135	37	1,164	313	59	326	29	3,688
郡 計	1,600	6,870	156	6,364	3,797	252	3,256	238	22,533

候 補 者 得 票 調

上 北 郡

市町村	候補者 氏名	夏 堀 源 三 郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米内山 義 一 郎	森 田 重 次 郎	山口森蔵	計
野 辺 地 町		422	315	81	1,090	782	744	3,203	45	6,682
七 戸 町		33	77	16	156	752	2,050	2,359	23	5,466
百 石 町		898	42	9	75	311	369	1,628	12	3,344
十 和 田 町		100	417	151	192	716	1,917	692	69	3,354
六 戸 町		286	116	19	196	706	929	1,544	28	3,824
横 浜 町		182	167	61	494	687	263	1,026	34	2,914
上 北 町		71	35	8	25	51	2,569	1,784	7	4,550
天 間 林 村		25	121	12	130	368	2,495	2,114	22	5,287
甲 地 村		66	50	15	109	154	1,499	2,712	6	4,611
下 田 村		81	38	3	77	197	573	1,295	15	2,279
六 ヶ 所 村		231	105	19	121	502	1,047	1,962	18	4,005
郡 計		2,995	1,483	394	2,685	5,226	13,555	20,319	279	46,316

下 北 郡

市町村	候補者 氏名	夏 堀 源 三 郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米内山 義 一 郎	森 田 重 次 郎	山口森蔵	計
川 内 町		242	751	319	1,059	986	98	403	60	3,918
大 畑 町		808	652	43	1,380	829	179	656	56	4,603
大 間 町		195	340	18	533	370	73	768	56	2,353
東 道 村		459	878	30	787	1,172	148	759	51	4,284
風 間 浦 村		290	183	17	390	234	79	491	20	1,704
佐 井 村		96	302	109	684	549	58	276	25	2,099
脇 野 沢 村		52	590	15	382	497	16	240	19	1,811
郡 計		2,142	3,696	551	5,215	4,637	651	3,593	287	20,772

三 戸 郡

市町村	候補者 氏名	夏 堀 源 三 郎	津島文治	大沢久明	淡谷悠蔵	三浦一雄	米内山 義 一 郎	森 田 重 次 郎	山口森蔵	計
三 戸 町		1,469	393	40	482	2,155	881	558	72	6,050
五 戸 町		1,057	150	87	414	4,940	1,197	372	60	8,277
田 子 町		754	282	40	305	1,500	631	484	52	4,048
名 川 町		1,892	62	22	196	2,168	389	222	48	4,999
南 部 町		424	114	13	250	1,032	406	630	29	2,898
階 上 村		1,844	84	16	297	889	498	201	33	3,862
福 地 村		1,428	64	17	125	257	456	53	6	2,406
南 郷 村		1,814	178	29	164	1,023	298	154	56	3,716
倉 石 村		422	140	8	136	928	251	112	16	2,013
新 郷 村		494	452	86	181	1,244	207	141	31	2,836
郡 計		11,598	1,919	358	2,550	16,136	5,214	2,927	403	41,105

候 補 者 得 票 調

第二区 市町村別

候補者 市町村名 氏名	楠美省吾	外 崎 千代吉	三和精一	島 口 重次部	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
弘前第1開票所	5,590	303	1,014	4,061	3,593	2,287	161	17,009
弘前第2開票所	4,699	215	2,135	2,569	3,159	2,068	141	14,986
弘前第3開票所	4,589	258	1,152	4,196	3,616	1,913	262	15,986
弘前第4開票所	4,026	193	1,046	4,776	4,220	1,773	152	16,186
弘 前 市	18,904	969	5,347	15,602	14,588	8,041	716	64,167
黒石第1開票所	489	52	477	580	1,324	794	45	3,761
黒石第2開票所	919	105	378	1,588	3,561	1,947	259	8,757
黒石第3開票所	593	36	520	1,187	2,306	1,187	189	6,018
黒 石 市	2,001	193	1,375	3,355	7,191	3,928	493	18,536
五所川原市	3,458	2,659	8,903	1,993	658	2,682	132	20,485
市 計	24,363	3,821	15,625	20,950	22,437	14,651	1,341	103,188

西 津 軽 郡

候補者 市町村名 氏名	楠美省吾	外 崎 千代吉	三和精一	島 口 重次部	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
鱒ヶ沢町	514	279	3,432	1,160	2,097	1,829	67	9,378
木造町	985	322	2,693	1,374	268	6,378	100	12,120
深浦町	444	215	2,051	876	359	2,011	35	5,991
森田村	316	119	671	334	159	1,117	22	2,738
岩崎村	78	27	471	376	270	1,183	7	2,412
柏村	263	95	655	200	261	1,093	7	2,574
稲垣村	422	57	995	337	82	1,572	18	3,483
車力村	93	33	1,314	476	87	1,339	16	3,358
郡 計	3,115	1,147	12,282	5,133	3,583	16,522	272	42,054

中 津 軽 郡

候補者 市町村名 氏名	楠美省吾	外 崎 千代吉	三和精一	島 口 重次部	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
岩木村	1,995	70	775	847	1,553	1,114	44	6,398
相馬村	458	83	96	496	633	860	22	2,648
西目屋村	679	8	130	356	246	545	7	1,971
郡 計	3,132	161	1,001	1,699	2,432	2,519	73	11,017

候 補 者 得 票 調

南 津 軽 郡

市町村名	候補者 氏名	楠美省吾	外 崎 千代吉	三和精一	島 口 重次部	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
藤 崎 町		574	64	831	1,270	2,410	871	68	6,088
大 鰯 町		1,321	73	2,032	1,230	2,295	1,125	40	8,107
尾 上 町		929	52	282	834	1,903	1,483	183	5,666
波 岡 町		2,560	189	1,017	1,466	3,032	1,473	210	9,947
平 賀 町		1,562	186	1,605	1,738	4,103	2,102	142	11,438
常 盤 村		513	22	271	567	1,244	661	44	3,322
田 舎 館 村		207	17	68	522	4,679	133	25	5,651
碓 ヶ 関 村		229	21	708	546	555	300	26	2,385
郡 計		7,886	624	6,814	8,173	20,221	8,148	738	52,604

北 津 軽 郡

市町村名	候補者 氏名	楠美省吾	外 崎 千代吉	三和精一	島 口 重次部	田沢吉郎	竹内俊吉	岸谷俊雄	計
板 柳 町		3,052	174	2,182	944	1,707	1,311	45	9,415
金 木 町		1,381	90	2,251	1,019	1,161	1,541	71	7,514
中 里 町		892	182	3,154	1,063	844	1,188	54	7,377
鶴 田 町		1,302	121	3,523	663	1,213	1,690	56	8,568
市 浦 村		79	21	1,495	294	100	425	4	2,418
小 泊 村		118	154	992	172	211	396	51	2,094
郡 計		6,824	742	13,537	4,155	5,236	6,551	281	37,388

第 6 表 無 効 投 票 調

第 一 区

郡市名	区 分	成規の用紙を用	候補者の氏名を記載し	たの氏名を記載し	の氏名を記載し	の氏名を記載し	二人以上の候補者を記載し	したの氏名を記載し	被選挙権のない候補者を記載し	記載した候補者の氏名を記載し	外他事の氏名を記載し	自書しない候補者の氏名を記載し	候補者の氏名を記載し	記載した候補者の氏名を記載し	議員の職に就いていない候補者の氏名を記載し	ある者の氏名を記載し	記載したものの氏名を記載し	白紙投票	単に雑事を記載し	単に記号符号を記載し	計
青森市	森戸市	2	249	—	—	—	15	—	—	16	35	72	—	218	54	63	724				
	八戸市	8	372	—	—	—	5	—	—	38	1	57	—	145	27	69	722				
	和田市	—	69	—	—	—	—	—	—	9	—	37	—	25	5	13	158				
	三沢市	—	54	—	—	—	1	—	—	3	—	17	—	14	7	12	108				
	むつ市	—	60	—	—	—	1	—	—	7	—	—	—	70	63	13	214				
	市 計	10	804	—	—	—	22	—	—	73	36	183	—	472	156	170	1,926				
	東 郡	2	116	—	—	—	—	—	—	12	—	18	—	64	21	16	249				
	上 北 郡	4	178	—	—	—	2	—	—	8	—	107	—	99	96	58	552				
	下 北 郡	1	61	—	—	—	10	—	—	2	—	50	—	76	5	22	227				
	三 戸 郡	1	227	—	—	—	7	—	—	8	1	78	5	105	53	44	529				
郡 計	8	582	—	—	—	19	—	—	30	1	253	5	344	175	140	1,557					
第 一 区 計	18	1,386	—	—	—	41	—	—	103	37	436	5	818	331	310	3,483					

無 効 投 票 調

第 二 区

区 分 郡 市 名	成規の用紙を用	いないもの	候補者の氏名を記載し	たもの	がの氏名を記載し	たもの	二人以上の候補	者の氏名を記載	したものを	被選挙権のない	候補者の氏名を	記載したものを	外他事を記載し	たもの	候補者の氏名を	自書しないもの	候補者の氏名を	記載したものを	し難いもの	議員の職に現に	ある者の氏名を	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載	単に記載したものを	を記載したものを	計
弘前市	—	—	140	—	—	—	—	6	—	—	—	13	—	—	1	74	—	—	—	—	—	239	55	76	—	604	
黒石市	1	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	1	10	—	—	—	—	45	37	12	—	173		
五所川原市	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	25	27	11	—	126		
市 計	1	—	246	—	—	—	—	6	—	—	—	17	—	2	104	—	—	—	—	—	309	119	99	—	903		
西 郡	2	—	118	—	—	—	—	9	—	—	—	4	—	10	37	—	—	—	—	—	79	95	30	—	384		
中 郡	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	2	—	—	—	—	—	17	15	6	—	103		
南 郡	6	—	235	—	—	—	—	8	—	—	—	12	—	2	182	—	—	—	—	—	97	24	67	—	633		
北 郡	2	—	104	—	—	—	—	1	—	—	—	21	—	—	134	—	—	—	—	—	63	21	32	—	378		
郡 計	10	—	517	—	—	—	—	18	—	—	—	39	—	13	355	—	—	—	—	—	256	155	135	—	1,498		
第 二 区 計	11	—	763	—	—	—	—	24	—	—	—	56	—	15	459	—	—	—	—	—	565	274	234	—	2,401		
県 計	29	—	2,154	—	—	—	—	65	—	—	—	159	—	52	895	—	—	—	—	—	1,381	605	544	—	5,884		

第一区 市町村別

区 分 開票区名	成規の用紙を用	いないもの	候補者の氏名を記載し	たもの	がの氏名を記載し	たもの	二人以上の候補	者の氏名を記載	したものを	被選挙権のない	候補者の氏名を	記載したものを	外他事を記載し	たもの	候補者の氏名を	自書しないもの	候補者の氏名を	記載したものを	し難いもの	議員の職に現に	ある者の氏名を	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載	単に記載したものを	を記載したものを	計
青 森 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第 1 開票区	—	—	50	—	—	—	—	2	—	—	—	5	—	—	4	—	—	—	—	—	—	38	13	15	—	164	
第 2 開票区	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	3	4	—	—	—	—	—	—	38	4	11	—	99	
第 3 開票区	1	—	52	—	—	—	—	6	—	—	—	6	—	—	26	—	—	—	—	—	—	31	4	16	—	142	
第 4 開票区	—	—	30	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	57	30	6	—	127	
第 5 開票区	1	—	82	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	—	—	54	3	15	—	192	
計	2	—	245	—	—	—	—	15	—	—	—	18	—	35	72	—	—	—	—	—	—	218	54	63	—	724	
八 戸 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第 1 開票区	—	—	62	—	—	—	—	4	—	—	—	1	—	—	9	—	—	—	—	—	—	32	10	17	—	135	
第 2 開票区	4	—	75	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	14	—	—	—	—	—	—	26	4	10	—	142	
第 3 開票区	—	—	72	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	1	9	—	—	—	—	—	—	27	6	9	—	129	
第 4 開票区	4	—	62	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	20	—	—	—	—	—	—	25	6	15	—	135	
第 5 開票区	—	—	101	—	—	—	—	1	—	—	—	20	—	—	5	—	—	—	—	—	—	35	1	18	—	181	
計	8	—	372	—	—	—	—	5	—	—	—	38	—	1	57	—	—	—	—	—	—	145	27	69	—	722	
十 和 田 市	—	—	69	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	37	—	—	—	—	—	—	25	5	13	—	158	
三 沢 市	—	—	54	—	—	—	—	1	—	—	—	3	—	—	17	—	—	—	—	—	—	14	7	12	—	108	
む つ 市	—	—	60	—	—	—	—	1	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	63	13	—	214	
市 計	10	—	804	—	—	—	—	22	—	—	—	73	—	36	183	—	—	—	—	—	—	472	156	170	—	1,926	

無 効 投 票 調

東 津 軽 郡

町 村	区 分	成規の用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したものを記載し	候補者となる事項の氏名を記載し	二人以上の候補者の氏名を記載したものを記載し	被選挙権のない候補者の氏名を記載したものを記載し	候補者の氏名の記載し	外他事を記載したものを記載し	自書しないもの候補者の氏名を記載し	記載したか確認し	記載したものの現に	議員の職に現に	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載したものを記載	単に記号、符号を記載したものを記載	計
平 内 町	平 内 町	—	54	—	—	—	—	1	—	14	—	—	21	5	6	101	
蟹 田 町	蟹 田 町	2	29	—	—	—	—	9	—	—	—	—	3	4	—	47	
今 別 町	今 別 町	—	2	—	—	—	—	—	—	1	—	—	13	—	2	18	
蓬 田 町	蓬 田 町	—	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	12	7	2	24	
平 館 村	平 館 村	—	5	—	—	—	—	—	—	1	—	—	9	—	1	16	
三 厩 村	三 厩 村	—	5	—	—	—	—	—	—	2	—	—	4	1	—	12	
野 内 村	野 内 村	—	19	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2	4	5	31	
郡 計	郡 計	2	116	—	—	—	—	12	—	18	—	—	64	21	16	249	

上 北 郡

市 町 村 名	区 分	成規の用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したものを記載し	候補者となる事項の氏名を記載し	二人以上の候補者の氏名を記載したものを記載し	被選挙権のない候補者の氏名を記載したものを記載し	候補者の氏名の記載し	外他事を記載したものを記載し	自書しないもの候補者の氏名を記載し	記載したか確認し	記載したものの現に	議員の職に現に	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載したものを記載	単に記号、符号を記載したものを記載	計
野 辺 地 町	野 辺 地 町	—	26	—	2	—	—	3	—	1	—	—	5	11	10	58	
七 戸 町	七 戸 町	—	12	—	—	—	—	—	—	6	—	—	10	15	—	43	
百 石 町	百 石 町	—	8	—	—	—	—	—	—	16	—	—	9	—	—	33	
十 和 田 町	十 和 田 町	—	13	—	—	—	—	—	—	10	—	—	7	2	—	32	
六 戸 町	六 戸 町	—	23	—	—	—	—	—	—	20	—	—	2	—	6	51	
横 浜 町	横 浜 町	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	5	14	53	
上 北 町	上 北 町	1	22	—	—	—	—	1	—	—	—	—	8	—	15	47	
天 間 林 村	天 間 林 村	3	19	—	—	—	—	2	—	22	—	—	17	30	—	93	
甲 地 村	甲 地 村	—	9	—	—	—	—	1	—	23	—	—	22	14	—	69	
下 田 村	下 田 村	—	6	—	—	—	—	1	—	9	—	—	3	—	8	27	
六 ヶ 所 村	六 ヶ 所 村	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	19	5	46	
郡 計	郡 計	4	178	—	2	—	—	8	—	107	—	—	99	96	58	552	

無 効 投 票 調

下 北 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者となることのできなないもの氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	外他事を記載した候補者の氏名を記載したもの	自書しないもの候補者の氏名を記載したもの	記載したか確認し難いもの候補者の氏名を記載したもの	議員の職に現在ある者の氏名を記載したもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	計
川 内 町	—	9	—	1	—	—	—	18	—	13	—	5	46
大 畑 町	1	17	—	2	—	—	—	11	—	19	2	8	60
大 間 町	—	2	—	3	—	—	—	8	—	13	1	3	30
東 通 村	—	12	—	3	—	1	—	8	—	19	1	2	46
風 間 浦 村	—	7	—	—	—	—	—	2	—	3	—	2	14
佐 井 村	—	11	—	1	—	1	—	3	—	4	1	—	21
脇 野 沢 村	—	3	—	—	—	—	—	—	—	5	—	2	10
郡 計	1	61	—	10	—	2	—	50	—	76	5	22	227

三 戸 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用いないもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者となることのできなないもの氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	外他事を記載した候補者の氏名を記載したもの	自書しないもの候補者の氏名を記載したもの	記載したか確認し難いもの候補者の氏名を記載したもの	議員の職に現在ある者の氏名を記載したもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	計
三 戸 町	—	35	—	—	—	—	—	—	—	19	7	—	61
五 戸 町	—	59	—	—	—	6	—	22	—	14	5	8	114
田 子 町	—	31	—	2	—	—	—	5	—	10	6	7	61
名 川 町	1	14	—	3	—	—	—	—	—	7	5	2	32
南 部 町	—	20	—	—	—	—	—	3	—	2	—	—	25
階 上 村	—	25	—	—	—	—	1	11	—	16	22	3	78
福 地 村	—	14	—	—	—	—	—	4	—	5	4	4	31
南 郷 村	—	17	—	1	—	—	—	23	—	23	—	1	75
倉 石 村	—	5	—	—	—	1	—	6	—	3	—	2	17
新 郷 村	—	12	—	1	—	1	—	4	—	6	4	7	35
郡 計	1	232	—	7	—	8	1	78	—	105	53	44	529

第7表 候補者に関する調

1. 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し又は辞退した者の数		立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し又は辞退した者の数		補充立候補届出期間中に届出をした候補者数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者		死亡者	辞退者	自ら届出した候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
9	6	15	—	—	15	—	—	—	—	—	15

2. 選挙区別党派別立候補者数、競争率に関する調

選挙区	定数 A	党派別立候補者数								競争率 B/A
		自民	社会	民社	共産	諸派	無所属	計 B		
1	4	4	2	1	1	—	—	8	2.00	
2	3	4	1	1	1	—	—	7	2.33	
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	7	8	3	2	2	—	—	15	2.14	

3. 党派別男女別新前元別候補者数に関する調

新前元別	党派別	自民党	社会党	民社党	共産党	諸派	無所属	合計
		新	男女計	1 — 1	1 — 1	1 — 1	1 — 1	
前	男女計	5 — 5	1 — 1	— — —	— — —	— — —	— — —	6 — 6
元	男女計	2 — 2	1 — 1	1 — 1	1 — 1	— — —	— — —	5 — 5
計	男女計	8 — 8	3 — 3	2 — 2	2 — 2	— — —	— — —	15 — 15

候補者に関する調

4. 職業別候補者に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計 (税理士を含む)	医 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会 (重役を含む)	政 党 役 員	団 体 役 員	その他の職業	無職	合 計
—	—	1	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	6	—	1	—	2	15

5. 年齢別候補者数に関する調

25才以上 30才未満	30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才以上	合 計	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢	候補者の 年齢の 総計
—	—	—	1	1	1	4	4	1	3	15	73	42	60	896

第8表 当選人数に関する調

1. 党派別男女別新前元別当選人数に関する調

新前元別	党派別	党派別							合 計
		自 民 党	社 会 党	民 社 党	共 産 党	諸 派	無 所 属	合 計	
新	男女計	—	1	—	—	—	—	—	1
	—	—	1	—	—	—	—	—	1
前	男女計	4	—	—	—	—	—	—	4
	—	4	—	—	—	—	—	—	4
元	男女計	—	1	—	—	—	—	—	2
	—	—	1	—	—	—	—	—	2
計	男女計	—	6	—	—	—	—	—	7
	—	—	6	—	—	—	—	—	7

2. 職業別当選人数に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計 (税理士を含む)	医 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会 (重役を含む)	政 党 役 員	団 体 役 員	その他の職業	無職	合 計
—	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	1	7

無 効 投 票 調

第二区 市町村別

区 分 市町村名	成規の用紙を用	いないもの 候補者でない者	たもの の氏名を記載し	候 補者となる事	が 出来な	たもの の氏名を記載し	二 人以上の候補	し たもの	被 選挙権のない	候 補者の氏名を	記 載した	外 他事の氏名を	た もの	自 書しないもの	候 補者の氏名を	記 載したか確認	し 難いもの	議 員の職に現に	ある 者の氏名を	記 載した	白 紙 投 票	単 に雑事を記載	し たもの	単 に記号、符号	を 記載した	計
弘前1第開票所	—	—	42	—	—	—	1	—	—	5	—	21	—	61	6	15	151									
弘前2第開票所	—	—	17	—	—	—	—	—	—	2	—	23	—	37	16	112										
弘前3第開票所	—	—	32	—	—	—	2	—	—	5	—	11	—	54	25	154										
弘前4第開票所	—	—	49	—	—	—	3	—	—	1	—	19	—	87	8	187										
弘 前 市	—	—	140	—	—	—	6	—	—	13	—	74	—	239	55	604										
黒石1第開票所	—	—	13	—	—	—	—	—	—	1	—	5	—	8	2	37										
黒石2第開票所	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	23	79										
黒石3第開票所	1	—	8	—	—	—	—	—	—	3	—	5	—	23	12	57										
黒 石 市	1	—	63	—	—	—	—	—	—	4	—	10	—	45	37	173										
五所川原市	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	25	27	126										
市 計	1	—	248	—	—	—	6	—	—	17	—	104	—	309	119	903										

西 津 軽 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用	いないもの 候補者でない者	たもの の氏名を記載し	候 補者となる事	が 出来な	たもの の氏名を記載し	二 人以上の候補	し たもの	被 選挙権のない	候 補者の氏名を	記 載した	外 他事の氏名を	た もの	自 書しないもの	候 補者の氏名を	記 載したか確認	し 難いもの	議 員の職に現に	ある 者の氏名を	記 載した	白 紙 投 票	単 に雑事を記載	し たもの	単 に記号、符号	を 記載した	計
鯨ヶ沢町	1	—	29	—	—	—	8	—	—	2	—	6	—	16	20	99										
木造町	—	—	27	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	23	31	88										
深浦町	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	10	48										
森田村	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	38										
岩崎村	—	—	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	2	19										
柏村	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	9	15										
稲垣村	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	45										
車力村	1	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	32										
郡 計	2	—	118	—	—	—	9	—	—	4	—	10	—	79	95	384										

無 効 投 票 調

中 津 軽 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用	いないもの	候補者でない者	の氏名を記載した	候補者となる事	の氏名を記載した	の氏名を記載した	二人以上の候補者	の氏名を記載した	被選挙権のない	候補者の氏名を記載した	記載したものの	外他事の氏名を記載した	候補者の氏名を記載した	自書しないもの	候補者の氏名を記載した	記載したものの	議員の職に現に	ある者の氏名を記載した	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載した	を記載したものを	計
岩木村	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	10	—	36	
相馬村	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	5	3	39	
西目屋村	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	3	28	
郡 計	—	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	15	6	103	

南 津 軽 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用	いないもの	候補者でない者	の氏名を記載した	候補者となる事	の氏名を記載した	の氏名を記載した	二人以上の候補者	の氏名を記載した	被選挙権のない	候補者の氏名を記載した	記載したものの	外他事の氏名を記載した	候補者の氏名を記載した	自書しないもの	候補者の氏名を記載した	記載したものの	議員の職に現に	ある者の氏名を記載した	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載した	を記載したものを	計
藤崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	12	—	—	41	
大尾上町	1	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	11	—	10	120	
浪平岡町	—	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	2	5	63	
常盤村	5	—	—	102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	19	17	159	
田舎ケ館村	—	—	—	64	—	—	—	—	1	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	18	1	25	160	
碓氷村	—	—	—	6	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	3	25	
碓氷村	—	—	—	17	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	2	3	38	
郡 計	—	—	—	11	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	4	27	
郡 計	6	—	—	235	—	—	—	—	8	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	97	24	67	633	

北 津 軽 郡

区 分 市町村名	成規の用紙を用	いないもの	候補者でない者	の氏名を記載した	候補者となる事	の氏名を記載した	の氏名を記載した	二人以上の候補者	の氏名を記載した	被選挙権のない	候補者の氏名を記載した	記載したものの	外他事の氏名を記載した	候補者の氏名を記載した	自書しないもの	候補者の氏名を記載した	記載したものの	議員の職に現に	ある者の氏名を記載した	記載したものを	白紙投票	単に雑事を記載した	を記載したものを	計
板柳町	2	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	9	—	—	84	
金木町	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	3	11	89	
中鶴市	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	9	12	—	59	
田浦村	—	—	—	39	—	—	—	—	1	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	13	6	7	96	
小泊村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	8	—	13	27	
郡 計	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	1	23	
郡 計	2	—	—	104	—	—	—	—	1	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	63	21	32	378	

候補者に関する調

4. 職業別候補者に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計理士 (税理士を含む)	医師 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社員 (重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
—	—	1	—	3	—	1	—	—	—	—	—	—	6	—	1	—	2	15

5. 年齢別候補者数に関する調

25才以上 30才未満	30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才以上	合計	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢	候補者の 年齢の 総計
—	—	—	1	1	1	4	4	1	3	15	73	42	60	896

第8表 当選人数に関する調

1. 党派別男女別新前元別当選人数に関する調

新前元別	党派別	党派別							合計
		自民党	社会党	民社党	共産党	諸派	無所属	合計	
新	男女計	—	1	—	—	—	—	—	1
	男女計	—	1	—	—	—	—	—	1
前	男女計	4	—	—	—	—	—	—	4
	男女計	4	—	—	—	—	—	—	4
元	男女計	—	1	—	—	—	—	—	2
	男女計	—	1	1	—	—	—	—	2
計	男女計	—	6	—	—	—	—	—	7
	男女計	—	6	1	—	—	—	—	7

2. 職業別当選人数に関する調

教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士 (弁理士を含む)	計理士 (税理士を含む)	医師 (歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社員 (重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
—	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	1	7

当選人数に関する調

3. 年齢別当選人数に関する調

25才以上30才未満	30才以上35才未満	35才以上40才未満	40才以上45才未満	45才以上50才未満	50才以上55才未満	55才以上60才未満	60才以上65才未満	65才以上70才未満	70才以上	合計	最高年齢	最低年齢	平均年齢	全当選人の年齢の総計
—	—	—	1	—	—	1	3	1	1	7	70	42	60	420

第9表 党派別男女別得票数に関する調

党派別 男女別	自 民 党	社 会 党	民 社 党	共 産 党	諸 派	無 所 属	合 計
男	400,308	135,549	10,579	6,544	—	—	552,980
女	—	—	—	—	—	—	—
計	400,308	135,549	10,579	6,544	—	—	552,980

第10表 落選人数に関する調

定 数 (A)	候 補 者 数		定数に対する 候補者数の 比率 $(\frac{B}{A})$ 倍	落 選 人 数 (G)+(D)	落 選 人 数 の 内 訳		
	立候補者 総 数	選挙当日 の候補者 数 (B)			法第95条第1項但 書の法定得票数 に達した者の数 (G)	法第95条第1項但 書の法定得票数 に達しない者の 数 (D)	左記(D)欄の落選 人のうち法第93条 第1項の得票数に 達しない者の数
7	15	15	214	8	4	4	4

第11表 仮投票等に関する調

1. 仮投票に関する調

郡 市 別	総 数	事由による内訳		受理不受理による内訳	
		投票の拒否の決定 を受けた選挙人 において不服がある 場合	投票立会人におい て異議のある場合	受理したもの	受理しなかつたもの
市 区 部	—	—	—	—	—
郡 部	2	—	2	—	2
計	2	—	2	—	2

2. 点字投票に関する調

郡 市 別	総 数	内 訳	
		有 効	無 効
市 区 部	42	42	—
郡 部	5	5	—
計	47	47	—

当選人数に関する調

3. 年齢別当選人数に関する調

25才以 上30才 未 満	30才以 上35才 未 満	35才以 上40才 未 満	40才以 上45才 未 満	45才以 上50才 未 満	50才以 上55才 未 満	55才以 上60才 未 満	60才以 上65才 未 満	65才以 上70才 未 満	70才以 上	合 計	最高 年令	最低 年令	平均 年令	全当選人の 年令の総 計
—	—	—	1	—	—	1	3	1	1	7	70	42	60	420

第9表 党派別男女別得票数に関する調

男女別	党派別	自 民 党	社 会 党	民 社 党	共 産 党	諸 派	無 所 属	合 計
	男		400,308	135,549	10,579	6,544	—	—
女		—	—	—	—	—	—	—
計		400,308	135,549	10,579	6,544	—	—	552,980

第10表 落選人数に関する調

定 数 (A)	候 補 者 数		定数に対する 候補者数の 比率 $\frac{B}{A}$ 倍	落 選 人 数 (G)+(D)	落 選 人 数 の 内 訳		
	立候補者 総 数	選挙当日 の候補者 数 (B)			法第95条第1項但 書の法定得票数 に達した者の数 (G)	法第95条第1項但 書の法定得票数 に達しない者の 数 (D)	左記(D)欄の落選 人のうち法第93条 第1項の得票数に 達しない者の数
7	15	15	214	8	4	4	4

第11表 仮投票等に関する調

1. 仮投票に関する調

郡 市 別	総 数	事由による内訳		受理不受理による内訳	
		投票の拒否の決定 を受けた選挙人 において不服がある 場合	投票立会人におい て異議のある場合	受理したもの	受理しなかつたもの
市 区 部	—	—	—	—	—
郡 部	2	—	2	—	2
計	2	—	2	—	2

2. 点字投票に関する調

郡 市 別	総 数	内 訳	
		有 効	無 効
市 区 部	42	42	—
郡 部	5	5	—
計	47	47	—

仮投票等に関する調

3. 代理投票に関する調

郡市別	総数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
		身体の故障	文盲	計	身体の故障	文盲	計
市区部	3,047	295	2,752	3,047	—	—	—
郡部	5,949	183	5,730	5,913	11	25	36
計	8,996	478	8,482	8,960	11	25	36

4. 不在者投票の事由に関する調

(イ) 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙を交付した者に関する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求				交 付				投 票				合計 (A)+(B)	
		直 接		郵便	合計	直接	郵送	計	交付を拒絶したもの	合計	投票したもの (A)	投票しなかつたもの 計	船員で指定市町村の選管から不在者投票用紙の交付を受けて投票したもの (B)		
		本人	代理人												
法第49条第1号該	市区部	2,735	—	525	3,260	2,732	519	3,251	9	3,260	3,126	125	3,251	—	3,126
	郡部	1,805	4	864	2,673	1,782	885	2,667	6	2,673	2,274	393	2,667	1	2,275
	計	4,540	4	1,389	5,933	4,514	1,404	5,918	15	5,933	5,400	518	5,918	1	5,401
法第49条第2号該	市区部	262	—	44	306	262	42	304	2	306	301	3	304	—	301
	郡部	1,149	—	409	1,558	1,148	408	1,556	2	1,558	1,472	84	1,556	—	1,472
	計	1,411	—	453	1,864	1,410	450	1,860	4	1,864	1,773	87	1,860	—	1,773
法第49条第3号該	市区部	1,757	—	651	2,408	1,318	1,039	2,357	51	2,408	2,284	73	2,357	—	2,284
	郡部	336	39	1,686	2,061	281	1,770	2,051	10	2,061	2,033	18	2,051	—	2,033
	計	2,093	39	2,337	4,469	1,599	2,809	4,408	61	4,469	4,317	91	4,408	—	4,317
法第49条第4号該	市区部	101	—	—	101	101	—	101	—	101	101	—	101	—	101
	郡部	205	—	—	205	205	—	205	—	205	204	1	205	—	204
	計	306	—	—	306	306	—	306	—	306	305	1	306	—	305
合計	市区部	4,855	—	1,220	6,075	4,413	1,600	6,013	62	6,075	5,812	201	6,013	—	5,812
	郡部	3,485	43	2,959	6,497	3,416	3,063	6,479	18	6,497	5,983	496	6,479	1	5,984
	計	8,350	43	4,179	12,572	7,829	4,663	12,492	80	12,572	11,795	697	12,492	1	11,796

5. 不在者投票の事由に関する調

(ロ) 指定市町村において他市町村の船員に不在者投票用紙を交付したものに關する調

事由別	郡市別	投票用紙等の請求			交 付				合計	
		直 接		郵 便	合 計	直 接	郵 送	計		交付を拒絶したもの
		本 人	代 理 人							
法第49条第1号該	市区部	472	—	—	472	472	—	472	—	472
	郡部	52	—	—	52	52	—	52	—	52
	計	524	—	—	524	524	—	524	—	524
合計	市区部	472	—	—	472	472	—	472	—	472
	郡部	52	—	—	52	52	—	52	—	52
	計	524	—	—	524	524	—	524	—	524

仮投票等に関する調

6. 不在者投票の受理不受理に関する調

郡 市 別	投票管理者において受理と決定しかつ拒否の決定をしなかつたもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
市 区 部	5,806	—	6	6	5,812
郡 部	5,977	2	5	7	5,984
計	11,783	2	11	13	11,796

7. 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙人の属する市町村の市長に対してしたもの			業務地又は旅行の市町村の選管委員長に対してしたもの			船長に対してしたもの			病院又は長又は国立養老所等長に対してしたもの			監獄の長、代用監獄の管理者に対してしたもの			少年院の長又は婦人補導院の長に対してしたもの			合 計		
本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計
6,044	22	6,066	1,284	—	1,284	18	—	18	4,394	14	4,408	20	—	20	—	—	—	11,760	36	11,796

第12表

投票所等に関する調

1. 投票所に使用した施設に関する調

市 町 村 別	市 町 村 数	投票 所 数	左 記 の 内 容				借上料を要した投票所数
			市 役 所	学 校	公 会 堂	そ の 他	
市 区	8	301	7	188	21	82	77
町 村	60	518	22	360	17	118	86
計	68	819	29	548	38	200	163

2. 投票箱の送致に関する調

市 町 村 別	投票の当日開票所に到着した投票所	投票の翌々日以降開票所に到着した投票所	合 計
市 区	301	—	301
町 村	518	—	618
計	819	—	819

仮投票等に関する調

6. 不在者投票の受理不受理に関する調

郡 市 別	投票管理者において受理と決定しかつ拒否の決定をしなかつたもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
市 区 部	5,806	—	6	6	5,812
郡 部 部	5,977	2	5	7	5,984
計	11,783	2	11	13	11,796

7. 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

選挙人の属する市町村の市長に対してしたもの			業務地又は旅行の市町村の選管委員長に対してしたもの			船長に対してしたもの			病院又は長又は立保養所々長に對してしたもの			監獄の長、代用監獄の管理者に對してしたもの			少年院の長又は婦人補導院の長に對してしたもの			合 計		
本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計	本人	代理投票	計
6,044	22	6,066	1,284	—	1,284	18	—	18	4,394	14	4,408	20	—	20	—	—	—	11,760	36	11,796

第12表

投票所等に関する調

1. 投票所に使用した施設に関する調

市 町 村 別	市 町 村 数	投票 所 数	左 記 の 内 容				借上料を要した投票所数
			市 役 所 場	学 校	公 会 堂	そ の 他	
市 区	8	301	7	188	21	82	77
町 村	60	518	22	360	17	118	86
計	68	819	29	548	38	200	163

2. 投票箱の送致に関する調

市 町 村 別	投票の当日開票所に到着した投票所	投票の翌々日以降開票所に到着した投票所	合 計
市 区	301	—	301
町 村	518	—	618
計	819	—	819

第13表 開票区に関する調

市町村別	区分	市区町村を一開票区としたものについて	市区町村の区域を二以上の開票区に分けた市町村について										合計	借上料を要した開票所	
			二開票区に分けたもの	三〃	四〃	五〃	六〃	七〃	八〃	九〃	十以上〃	計			
市区	市区数	4	—	1	1	2	—	—	—	—	—	4	—	8	—
	開票区数	4	—	3	4	10	—	—	—	—	—	17	—	21	1
町村	町村数	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	—
	開票区数	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	—
計	市区数	64	—	1	1	2	—	—	—	—	—	4	—	68	—
	開票区数	64	—	3	4	10	—	—	—	—	—	17	—	81	1

第14表 立会人に関する調

区分	投票立会人		開票立会人		選挙立会人
	投票所数	投票立会人数	開票所数	開票立会人数	
市区	301	960	21	104	—
町村	513	1,884	60	224	—
計	819	2,844	81	328	8

第15表 投票管理者及び事務従事者等に関する調

1. 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

市町村別	投票管理者				投票所事務従業者					
	投票管理者	職務代理者	臨時に職務を管掌した者	合計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の職員			
市区	299	2	—	301	4	1,477	165	11	228	1,885
町村	515	3	—	518	47	1,814	380	129	383	2,753
計	814	5	—	819	51	3,291	545	140	611	4,638

2. 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町村別	開票管理者				開票所事務従事者					
	開票管理者	職務代理者	臨時に職務を管掌したもの	計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	計
						吏員	その他の職員			
市区	21	—	—	21	18	1,011	108	—	5	1,142
町村	59	1	—	60	72	1,611	304	2	69	2,058
計	80	1	—	81	90	2,622	412	2	74	3,200

投票管理者及び事務従事者等に関する調

3. 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙 区数	選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者				
	都道府県の選挙管理委員会委員長	同左記の委員	書記長	その他	計	都道府県の職員		学 校 職 員	その他	計
						都道府県の選挙管理委員会書記長及び書記	更 員			
2	1	1	—	—	2	8	—	—	—	8

第16表 選挙公報に関する調

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	配 布 世 帯 数	各世帯に完了した日数	印刷部数	印刷に要した日数	印 刷 所 名	公報一部当り印刷費 (用紙代を含む)
15	11月7日	15	275,974	7	287,000	2	株式会社 東奥日報社	4円60銭

第17表 氏名等の掲示に関する調

市町村の別	掲 示 数 別 投 票 区 数			投票区総数	掲 示 総 数
	3ヶ所に設けた投票区数	4ヶ所に設けた投票区数	5ヶ所に設けた投票区数		
市		300	1	301	904
町	区	426	63	518	1,675
村					
計		726	64	819	2,579

第18表 立会演説会に関する調

1. 立会演説会の開催計画等に関する調

選挙区別	立会演説会参加申出期限	立会演説会開始月日	立会演説会終了月日	開催延回数	1回の演説会において演説することのできる候補者数	演説順序決定の期間の数
1	10月31日	11月3日	11月19日	34回	10人	2
2	10月31日	11月3日	11月19日	34回	10人	2

2. 立会演説会の開催度数に関する調

選挙区別	都道府県の選挙管理委員会指定した町村の数	左記の開催度数	人口五万未満の市町村の数	左記の開催度数	人口五万以上十万人未満の市町村の数	左記の開催度数	人口十万以上十五万人未満の市町村の数	左記の開催度数	人口十五万以上二十万人未満の市町村の数	左記の開催度数	人口二十万以上三十万人未満の市町村の数	左記の開催度数	人口三十万以上の市町村の数	左記の開催度数	合 計	
															開町数	開催度数
1	21	21	3	4	—	—	—	—	2	9	—	—	—	—	26	34
2	20	23	2	4	—	—	—	—	1	7	—	—	—	—	23	34
計	41	44	5	8	—	—	—	—	3	16	—	—	—	—	49	68

投票管理者及び事務従事者等に関する調

3. 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

選挙 区数	選 挙 長					選 挙 会 の 事 務 従 事 者				
	都道府県の選挙管理委員会委員長	同左記の委員	書記長	その他	計	都道府県の職員		学 校 職 員	その他	計
						都道府県の選挙管理委員会書記長及び書記	更 員			
2	1	1	—	—	2	8	—	—	—	8

第16表 選挙公報に関する調

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	配 布 世 帯 数	各世帯に完了した日数	印刷部数	印刷に要した日数	印 刷 所 名	公報一部当り印刷費 (用紙代を含む)
15	11月7日	15	275,974	7	287,000	2	株式会社 東奥日報社	4円60銭

第17表 氏名等の掲示に関する調

市町村の別	掲 示 数 別 投 票 区 数			投票区総数	掲 示 総 数
	3ヶ所に設けた投票区数	4ヶ所に設けた投票区数	5ヶ所に設けた投票区数		
市		300	1	301	904
町	区	426	63	518	1,675
村					
計		726	64	819	2,579

第18表 立会演説会に関する調

1. 立会演説会の開催計画等に関する調

選挙区別	立会演説会参加申出期限	立会演説会開始月日	立会演説会終了月日	開催延回数	1回の演説会において演説することのできる候補者数	演説順序決定の期間の数
1	10月31日	11月3日	11月19日	34回	10人	2
2	10月31日	11月3日	11月19日	34回	10人	2

2. 立会演説会の開催度数に関する調

選挙区別	都道府県の選挙管理委員会委員の指定し	左記の開催度数	人口五万未満の市町村の数	左記の開催度数	人口五万以上十万人未満の市の数	左記の開催度数	人口十万以上十五万人未満の市の数	左記の開催度数	人口十五万以上二十万人未満の市の数	左記の開催度数	人口二十万以上三十万人未満の市の数	左記の開催度数	人口三十万以上五十万人未満の市の数	左記の開催度数	合 計	
															開町市数	開催度数
1	21	21	3	4	—	—	—	—	2	9	—	—	—	—	26	34
2	20	23	2	4	—	—	—	—	1	7	—	—	—	—	23	34
計	41	44	5	8	—	—	—	—	3	16	—	—	—	—	49	68

立会演説会に関する調

3. 立会演説会の演説者等に関する調

選挙区別	立会演説会に参加を申込んだ候補者数	現に立会演説会に参加した者の延数	左記のうち代理者の演説延回数	一候補者の演説時間
1	8	249	16	35分以内
2	7	238	4	35分以内
計	15	487	20	

4. 立会演説会に使用した施設に関する調

市町村の別	使用した施設の数	使用した施設の内訳							
		公立学校	私立学校	公民館	公会堂	議事堂	劇場	社寺	その他
市区	23	23	—	—	—	—	—	—	—
町村	45	36	—	2	2	—	3	—	2
計	68	59	—	2	2	—	3	—	2

5. 立会演説会の聴衆等に関する調

立会演説会開催の総回数	左記演説に集合した聴衆総人員数		演説会中						
			最も多く集合した人員数		最も少なかった人員数		平均(総人数÷回数)		
	市区部	郡部	計	市区部	郡部	市区部	郡部	市区部	郡部
68	17,050	35,340	52,390	2,500	2,500	110	150	741	785

第19表 個人演説会に関する調

1. 個人演説会の会場数に関する調

市町村の別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂及び議事堂の数		法第161条第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計
	学校	公民館	公会堂	議事堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
市区	158	11	3	7	5	3	—	8	16	195
町村	661	85	3	62	8	4	—	51	63	874
計	819	96	6	69	13	7	—	59	79	1,069

2. 個人演説会の会場使用度数に関する調

市町村の別	施設の使用度数		施設の使用度数		施設の使用度数		合計	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
市区	91	9	3	—	—	—	94	9
町村	123	2	3	—	6	8	132	10
計	214	11	6	—	6	8	226	19

第20表 政党その他の政治団体の政治活動用
ポスター検印に関する調

衆議院議員 選挙の選挙 区の数	検印を受け た政党 等の数	ポスター検印数								
		自民党	社会党	民社党	共産党	全国 農民 同盟	全日農	中小企 業懇話 会	全労政 治委員 会	計
2	8	1,541	1,143	979	2,000	1,000	1,000	988	984	9,635

第21表 政党その他の政治団体の政談演説会
の開催回数に関する調

自民党	社会党	民社党	共産党	計
3	-	-	-	3

第22表 立会演説会順序決定及び開催状況

第一区 第一班

日 時	演会 会場	説場	聴衆 人員	代理 欠席	順序	候補者氏名	日 時	演会 会場	説場	聴衆 人員	代理 欠席	順序	候補者氏名
11月3日 午後1時	三沢市	大三次柔道協会道場	850	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	山夏米三 堀山内 浦谷田 沢島 森三 源義一 悠次 重久 文久	11月3日 午後6時	七戸町	東映劇場	1,000	代	1 2 3 4 5 6 7 8	夏米三 堀山内 浦谷田 沢島 源義一 悠次 重久 文久
11月4日 午後1時	十和田町	法奥小学校	800	代	1 2 3 4 5 6 7 8	米三 堀山内 浦谷田 沢島 義一 悠次 重久 文久	11月4日 午後6時	十和田市	三本木小学校	1,600	代	1 2 3 4 5 6 7 8	三 堀山内 浦谷田 沢島 源義一 悠次 重久 文久
11月5日 午後1時	百石町	百石小学校	600	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	淡森大 堀山内 浦谷田 沢島 悠次 重久 文久	11月5日 午後6時	八戸市	松梗野小学校	350	代	1 2 3 4 5 6 7 8	森大 堀山内 浦谷田 沢島 源義一 悠次 重久
11月6日 午後1時	八戸市	三条小学校	200		1 2 3 4 5 6 7 8	大津山 堀山内 浦谷田 沢島 久文 源義一 悠次	11月6日 午後6時	新郷村	戸米中学校	400		1 2 3 4 5 6 7 8	津山 堀山内 浦谷田 沢島 文源 源義一 悠次

第20表 政党その他の政治団体の政治活動用
ポスター検印に関する調

衆議院議員 選挙の選挙 区の数	検印を受け た政党 等の数	ポスター検印数								
		自民党	社会党	民社党	共産党	全国 農民 同盟	全日農	中小企 業懇話 会	全労政 治委員 会	計
2	8	1,541	1,143	979	2,000	1,000	1,000	988	984	9,635

第21表 政党その他の政治団体の政談演説会
の開催回数に関する調

自民党	社会党	民社党	共産党	計
3	-	-	-	3

第22表 立会演説会順序決定及び開催状況

第一区 第一班

日 時	演会 会場	説場	聴衆 人員	代理 欠席	順序	候補者氏名	日 時	演会 会場	説場	聴衆 人員	代理 欠席	順序	候補者氏名
11月3日 午後1時	三沢市	大三次柔道協会道場	850	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	山夏米三 堀山内 浦谷田 沢島 森三 源義一 悠次 重久 文久	11月3日 午後6時	七戸町	東映劇場	1,000	代	1 2 3 4 5 6 7 8	夏米三 堀山内 浦谷田 沢島 源義一 悠次 重久 文久
11月4日 午後1時	十和田町	法奥小学校	800	代	1 2 3 4 5 6 7 8	米三 堀山内 浦谷田 沢島 義一 悠次 重久 文久	11月4日 午後6時	十和田市	三本木小学校	1,600	代	1 2 3 4 5 6 7 8	三淡森 堀山内 浦谷田 沢島 義一 悠次 重久 文久
11月5日 午後1時	百石町	百石小学校	600	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	淡森大 堀山内 浦谷田 沢島 悠次 重久 文久	11月5日 午後6時	八戸市	松梗野小学校	350	代	1 2 3 4 5 6 7 8	森大 堀山内 浦谷田 沢島 源義一 悠次 重久
11月6日 午後1時	八戸市	三条小学校	200		1 2 3 4 5 6 7 8	大津山 堀山内 浦谷田 沢島 久文 源義一 悠次	11月6日 午後6時	新郷村	戸米中学校	400		1 2 3 4 5 6 7 8	津山夏 堀山内 浦谷田 沢島 文源 源義一 悠次

立会演説会順序決定及び開催状況

日 時	演 説 会 場	聴衆 人員	代理 欠席	順 序	候 補 者 氏 名	日 時	演 説 会 場	聴衆 人員	代理 欠席	順 序	候 補 者 氏 名
11月7日 午後1時	五戸町 五戸劇場	500		1 2 3 4 5 6 7 8	藏郎郎雄藏郎明治 森三義一 源一悠次 重久文 口堀山浦谷田沢島 山夏米三淡森大津	11月7日 午後6時	階上村 階上村役場	270	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	郎郎雄藏郎明治藏 三義一 悠次 重久文 源森 堀山浦谷田沢島口 夏米三淡森大津山
11月8日 午後1時	八戸市 八戸小学校	600		1 2 3 4 5 6 7 8	郎雄藏郎明治藏郎 義一悠次 重久文 源森 内山浦谷田沢島口堀 米三淡森大津山夏	11月8日 午後6時	八戸市 湊小学校	1,000		1 2 3 4 5 6 7 8	雄藏郎明治藏郎郎 一悠次 重久文 源森 浦谷田沢島口堀山 三淡森大津山夏米
11月9日 午後1時	名川町 名久井小学校	200	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	藏郎郎明治藏郎郎雄 悠次 重久文 源森 谷田沢島口堀山浦 淡森大津山夏米三	11月9日 午後6時	田子町 田子町公会堂	600	代	1 2 3 4 5 6 7 8	郎明治藏郎郎雄藏 次 重久文 源森 田沢島口堀山浦谷 森大津山夏米三淡
11月10日 午後1時	南部町 向公民館	500	代	1 2 3 4 5 6 7 8	明治藏郎郎雄藏郎 久文 源森 沢島口堀山浦谷田 大津山夏米三淡森	11月10日 午後6時	三戸町 三戸小学校	1,000	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	治藏郎郎雄藏郎明 文森 源義一 重久 島口堀山浦谷田沢 津山夏米三淡森大
11月11日 午後1時	上北町 沼崎小学校	1,200	欠 代欠 欠	1 2 3 4 5 6 7 8	藏郎郎雄藏郎明治 森三義一 源一悠次 重久文 口堀山浦谷田沢島 山夏米三淡森大津	11月11日 午後6時	甲地村 乙供中学校	340	代欠 欠	1 2 3 4 5 6 7 8	郎郎雄藏郎明治藏 三義一 悠次 重久文 源森 堀山浦谷田沢島口 夏米三淡森大津山
11月12日 午後1時	野辺地町 野辺地中学校	700		1 2 3 4 5 6 7 8	郎郎藏雄明郎藏治 森一久 源一悠次 重悠文 山堀口浦沢田谷島 米夏山三大森淡津	11月12日 午後6時	横浜町 横浜小学校	750		1 2 3 4 5 6 7 8	郎藏雄明郎藏治郎 森一久 重悠文 源義 堀口浦沢田谷島山 夏山三大森淡津米
11月13日 午後1時	むつ市 大湊小学校	300		1 2 3 4 5 6 7 8	藏雄明郎藏治郎郎 森一久 重悠文 源義 口浦沢田谷島山堀 山三大森淡津米夏	11月13日 午後6時	川内町 川内町公民館	550	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	雄明郎藏治郎郎藏 一悠次 重悠文 源義 浦沢田谷島山堀口 三大森淡津米夏山
11月14日 午後1時	大間町 大間公会堂	350	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	明郎藏治郎郎藏雄 久重 悠文 源森 沢田谷島山堀口浦 大森淡津米夏山三	11月14日 午後6時	大畑町 大畑小学校	510	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	郎藏治郎郎藏雄明 次 重悠文 源義 山谷島山堀口浦沢 森淡津米夏山三大

立会演説会順序決定及び開催状況

日 時	演 説 会 場	聴衆 人 員	代 理 欠 席	順 序	候 補 者 氏 名	日 時	演 説 会 場	聴衆 人 員	代 理 欠 席	順 序	候 補 者 氏 名
11月15日 午後1時	むつ市 第二田名部小学校	400	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	淡津米夏山三大森 谷島山堀口浦沢田 内	11月15日 午後6時	平内町 小湊小学校	550	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	津米夏山三大森淡 島山堀口浦沢田谷 内
11月16日 午後1時	野内村 久栗坂小学校	150	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	米夏山三大森淡津 内	11月16日 午後6時	青森市 造道小学校	200	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	夏山三大森淡津米 堀口浦沢田谷島山 内
11月17日 午後1時	青森市 奥内小学校	300	欠代	1 2 3 4 5 6 7 8	山三大森淡津米夏 内	11月17日 午後6時	青森市 長島小学校	1,000	代	1 2 3 4 5 6 7 8	三大森淡津米夏山 浦沢田谷島山堀口 内
11月18日 午後1時	蟹田町 蟹田映画劇場	500	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	大森淡津米夏山三 内	11月18日 午後6時	今別町 今別小学校	300	欠	1 2 3 4 5 6 7 8	森淡津米夏山三大 田谷島山堀口浦沢 内
11月19日 午後1時	青森市 新城小学校	200	欠代	1 2 3 4 5 6 7 8	淡津米夏山三大森 内	11月19日 午後6時	青森市 野脇中学校	800	欠代	1 2 3 4 5 6 7 8	津米夏山三大森淡 島山堀口浦沢田谷 内

第二区 第一班

日 時	演 説 会 場	聴衆 人 員	代 理 欠 席	順 序	候 補 者 氏 名	日 時	演 説 会 場	聴衆 人 員	代 理 欠 席	順 序	候 補 者 氏 名
11月3日 午後1時	深浦町 深浦小学校	600		1 2 3 4 5 6 7	三外島竹楠田岸 和崎口内美沢谷	11月3日 午後6時	深浦町 大戸瀬中学校	600		1 2 3 4 5 6 7	外島竹楠田岸三 崎口内美沢谷和
11月4日 午後1時	鯉ヶ沢町 西海小学校	2,000		1 2 3 4 5 6 7	島竹楠田岸三外 口内美沢谷和崎	11月4日 午後6時	森田村 森田小学校	700		1 2 3 4 5 6 7	竹楠田岸三外島 内美沢谷和崎口

立会演説会順序決定及び開催状況

日 時	演 会	説 場	聴衆人	代理席	順序	候 補 者 氏 名	日 時	演 会	説 場	聴衆人	代理席	順序	候 補 者 氏 名
11月5日 午後1時	木造町	木造中学校	1,300	代	1 2 3 4 5 6 7	菅郎雄一 吉郎吉 省吉俊精 代次 美沢谷和崎口内 桶田岸三外島竹	11月5日 午後6時	稲垣村	稲垣中学校	700		1 2 3 4 5 6 7	郎雄一 吉郎吉 吉俊精 代次 沢谷和崎口内美 田岸三外島竹桶
11月6日 午後1時	車力村	車力小学校	600		1 2 3 4 5 6 7	雄一 吉郎吉 俊精 代次 谷和崎口内美沢 岸三外島竹桶田	11月6日 午後6時	市浦村	相内小学校	700	代	1 2 3 4 5 6 7	一 吉郎吉 精 代次 和崎口内美沢谷 三外島竹桶田岸
11月7日 午後1時	中里町	中里中学校	1,200		1 2 3 4 5 6 7	吉郎吉 吉郎雄一 代次 千重 俊省吉俊精 崎口内美沢谷和 外島竹桶田岸三	11月7日 午後6時	金木町	金木小学校	1,000		1 2 3 4 5 6 7	郎吉 吉郎雄一 吉 次 俊省吉俊精 代 重 俊省吉俊精 千 島竹桶田岸三外
11月8日 午後1時	金木町	嘉瀬小学校	800		1 2 3 4 5 6 7	吉郎雄一 吉郎 俊省吉俊精 代次 内美沢谷和崎口 竹桶田岸三外島	11月8日 午後6時	五所川原市	五所川原小学校	2,500		1 2 3 4 5 6 7	吾郎雄一 吉郎吉 省吉俊精 代次 美沢谷和崎口内 桶田岸三外島竹
11月9日 午後1時	鶴田町	鶴田小学校	1,000		1 2 3 4 5 6 7	郎雄一 吉郎吉 吉俊精 代次 沢谷和崎口内美 田岸三外島竹桶	11月9日 午後6時	五所川原市	羽野木沢小学校	800		1 2 3 4 5 6 7	雄一 吉郎吉 俊精 代次 谷和崎口内美沢 岸三外島竹桶田
11月10日 午後1時	板柳町	板柳小学校	2,400		1 2 3 4 5 6 7	一 吉郎吉 吾郎雄 精 代次 千重 俊省吉俊 和崎口内美沢谷 三外島竹桶田岸	11月10日 午後6時	弘前市	新和中学校	800		1 2 3 4 5 6 7	吉郎吉 吾郎雄一 代次 俊省吉俊精 千重 俊省吉俊精 崎口内美沢谷和 外島竹桶田岸三
11月11日 午後1時	藤崎町	藤崎小学校	800		1 2 3 4 5 6 7	郎吉 吾郎雄一 吉 次 俊省吉俊精 代 重 俊省吉俊精 千 口内美沢谷和崎 島竹桶田岸三外	11月11日 午後6時	浪岡町	浪岡中学校	2,500		1 2 3 4 5 6 7	吉郎雄一 吉郎 俊省吉俊精 代次 内美沢谷和崎口 竹桶田岸三外島
11月12日 午後1時	常盤村	明徳中学校	1,200		1 2 3 4 5 6 7	一 郎雄 郎吉 吉 精 吉 俊 次 重 省 俊 代 和沢谷口内美崎 三田岸島桶竹外	11月12日 午後6時	北校舎 田舎館中学校 田舎館村	720	代	1 2 3 4 5 6 7	郎雄 郎吉 吉一 吉俊 次 省俊 代 重 省俊 千 精 沢谷口内美崎和 田岸島桶竹外三	
11月13日 午後1時	尾上町	猿賀小学校	300		1 2 3 4 5 6 7	雄郎 吾吉 吉一 郎 俊次 省俊 代 重 省俊 千 精 吉 谷口内美崎和沢 岸島桶竹外三田	11月13日 午後6時	黒石市	黒石小学校	1,650		1 2 3 4 5 6 7	郎吉 吉 吉一 郎雄 次 省俊 代 精 吉俊 重 省俊 千 精 吉俊 口内美崎和沢谷 島桶竹外三田岸

立会演説会順序決定及び開催状況

日 時	演 会	説 場	聴 衆 員	代 理 席	順 序	候 補 者 氏 名	日 時	演 会	説 場	聴 衆 員	代 理 席	順 序	候 補 者 氏 名
11月14日 午後1時	黒石市	東英小学校	600		1 2 3 4 5 6 7	楠竹外三田岸島 美内崎和沢谷口 省代 精吉俊重次 吾吉吉一郎雄郎	11月14日 午後6時	平賀町	小和森小学校	850		1 2 3 4 5 6 7	竹外三田岸島楠 内崎和沢谷口美 俊代 精吉俊重次 吉吉一郎雄郎吾
11月15日 午後1時	平賀町	平賀東中学校	800		1 2 3 4 5 6 7	外三田岸島楠竹 崎和沢谷口美内 千代 精吉俊重次 吉一郎雄郎吾吉	11月15日 午後6時	大鰐町	大鰐小学校	1,000		1 2 3 4 5 6 7	三田岸島楠竹外 和沢谷口美内崎 精吉俊重次省俊代 一郎雄郎吾吉吉
11月16日 午後1時	弘前市	石川小学校	300		1 2 3 4 5 6 7	田岸島楠竹外三 沢谷口美内崎和 吉俊重次省俊代 郎雄郎吾吉吉一	11月16日 午後6時	弘前市	時敏小学校	830		1 2 3 4 5 6 7	岸島楠竹外三田 谷口美内崎和沢 俊重次省俊代精吉 雄郎吾吉吉一郎
11月17日 午後1時	弘前市	第一大成小学校	580		1 2 3 4 5 6 7	烏楠竹外三田岸 口美内崎和沢谷 重次省俊代精吉俊 郎吾吉吉一郎雄	11月17日 午後6時	弘前市	高杉中学校	600		1 2 3 4 5 6 7	楠竹外三田岸島 美内崎和沢谷口 省代 精吉俊重次 吾吉吉一郎雄郎
11月18日 午後1時	弘前市	東目屋小学校	110		1 2 3 4 5 6 7	竹外三田岸島楠 内崎和沢谷口美 俊代 精吉俊重次 吉吉一郎雄郎吾	11月18日 午後6時	岩木村	津軽中学校	1,200		1 2 3 4 5 6 7	外三田岸島楠竹 崎和沢谷口美内 千代 精吉俊重次 吉一郎雄郎吾吉
11月19日 午後1時	相馬村	五所小学校	600	代	1 2 3 4 5 6 7	三田岸島楠竹外 和沢谷口美内崎 精吉俊重次省俊代 一郎雄郎吾吉吉	11月19日 午後6時	弘前市	藤代中学校	450		1 2 3 4 5 6 7	田岸島楠竹外三 沢谷口美内崎和 吉俊重次省俊代精 郎雄郎吾吉吉一

第23表 議員候補者選挙運動費用調

- 第一区 1. 選挙運動に関する支出金額の制限額 825,800円
 2. 各候補者の寄附、収入及び支出

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額		差 引	報告書受理年月日
			立候補準備のための支出	選挙運動のための支出		
淡谷悠蔵	渡辺三夫	880,000	—	623,180	256,820	昭和35年12月5日
三浦一雄	三浦吉三郎	750,000	—	639,982	110,018	昭和35年11月29日
津島文治	田沼敬造	660,000	1,515	605,832	52,653	昭和35年12月1日
森田重次郎	森田哲郎	743,990	102,942	575,048	66,000	昭和35年12月3日
夏堀源三郎	市沢正一郎	681,500	19,200	620,213	42,087	昭和35年12月5日
米内山義一郎	工藤一成	763,000	21,931	724,478	16,590	昭和35年12月5日
山口森蔵	山口森蔵	560,000	—	514,455	45,545	昭和35年12月12日
大沢久明	伊東武	161,100	7,929	141,588	11,483	昭和35年12月17日

立会演説会順序決定及び開催状況

日 時	演 会	説 場	聴 衆 員	代 理 席	順 序	候 補 者 氏 名	日 時	演 会	説 場	聴 衆 員	代 理 席	順 序	候 補 者 氏 名
11月14日 午後1時	黒石市	東英小学校	600		1 2 3 4 5 6 7	楠竹外三田岸島 美内崎和沢谷口 省代 精吉俊重次 吾吉吉一郎雄郎	11月14日 午後6時	平賀町	小和森小学校	850		1 2 3 4 5 6 7	竹外三田岸島楠 内崎和沢谷口美 俊代 精吉俊重次 吉吉一郎雄郎吾
11月15日 午後1時	平賀町	平賀東中学校	800		1 2 3 4 5 6 7	外三田岸島楠竹 崎和沢谷口美内 千代 精吉俊重次 吉一郎雄郎吾吉	11月15日 午後6時	大鰐町	大鰐小学校	1,000		1 2 3 4 5 6 7	三田岸島楠竹外 和沢谷口美内崎 精吉俊重次省代 一郎雄郎吾吉吉
11月16日 午後1時	弘前市	石川小学校	300		1 2 3 4 5 6 7	田岸島楠竹外三 沢谷口美内崎和 吉俊重次省代 郎雄郎吾吉吉一	11月16日 午後6時	弘前市	時敏小学校	830		1 2 3 4 5 6 7	岸島楠竹外三田 谷口美内崎和沢 俊重次省代精吉 雄郎吾吉吉一郎
11月17日 午後1時	弘前市	第一大成小学校	580		1 2 3 4 5 6 7	烏楠竹外三田岸 口美内崎和沢谷 重次省代精吉俊 郎吾吉吉一郎雄	11月17日 午後6時	弘前市	高杉中学校	600		1 2 3 4 5 6 7	楠竹外三田岸島 美内崎和沢谷口 省代 精吉俊重次 吾吉吉一郎雄郎
11月18日 午後1時	弘前市	東目屋小学校	110		1 2 3 4 5 6 7	竹外三田岸島楠 内崎和沢谷口美 俊代 精吉俊重次 吉吉一郎雄郎吾	11月18日 午後6時	岩木村	津軽中学校	1,200		1 2 3 4 5 6 7	外三田岸島楠竹 崎和沢谷口美内 千代 精吉俊重次 吉一郎雄郎吾吉
11月19日 午後1時	相馬村	五所小学校	600	代	1 2 3 4 5 6 7	三田岸島楠竹外 和沢谷口美内崎 精吉俊重次省代 一郎雄郎吾吉吉	11月19日 午後6時	弘前市	藤代中学校	450		1 2 3 4 5 6 7	田岸島楠竹外三 沢谷口美内崎和 吉俊重次省代精 一郎雄郎吾吉吉

第23表 議員候補者選挙運動費用調

- 第一区 1. 選挙運動に関する支出金額の制限額 825,800円
 2. 各候補者の寄附、収入及び支出

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額		差 引	報告書受理年月日
			立候補準備のための支出	選挙運動のための支出		
淡谷悠蔵	渡辺三夫	880,000	—	623,180	256,820	昭和35年12月5日
三浦一雄	三浦吉三郎	750,000	—	639,982	110,018	昭和35年11月29日
津島文治	田沼敬造	660,000	1,515	605,832	52,653	昭和35年12月1日
森田重次郎	森田哲郎	743,990	102,942	575,048	66,000	昭和35年12月3日
夏堀源三郎	市沢正一郎	681,500	19,200	620,213	42,087	昭和35年12月5日
米内山義一郎	工藤一成	763,000	21,931	724,478	16,590	昭和35年12月5日
山口森蔵	山口森蔵	560,000	—	514,455	45,545	昭和35年12月12日
大沢久明	伊東武	161,100	7,929	141,588	11,483	昭和35年12月17日

議員候補者選挙運動費用調

3. 各候補者支出内訳

候補者 \ 区分	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費	計
淡谷 悠 蔵	46,500	80,200	34,924	210,185	61,150	47,670	10,980	53,585	58,955	19,031	623,180
三浦 一 雄	90,460	77,730	100,790	156,650	23,395	37,115	9,907	115,510	25,500	2,925	639,982
津島 文 治	79,490	68,440	4,296	91,140	97,030	58,935	6,201	95,850	74,505	31,460	607,347
森田 重次郎	91,550	109,664	110,465	157,810	79,352	—	15,002	62,455	48,465	3,227	677,990
夏堀 源三郎	149,220	66,800	109,670	78,300	55,500	29,715	10,101	65,295	28,240	46,572	639,413
米内山 義一郎	102,325	68,300	32,917	180,527	83,310	28,178	16,314	90,488	85,125	58,928	746,412
山口 森 蔵	41,140	19,620	38,140	153,219	63,100	57,780	4,744	66,900	61,838	7,974	514,455
大沢 久 明	22,300	15,500	14,221	2,680	66,000	8,140	3,235	10,903	—	6,538	149,517

第二区 1. 選挙運動に関する支出金額の制限額 758,100円

2. 各候補者の寄附、収入及び支出

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその額他の収入の総額	支出の総額		差 引	報告書受理年月日
			立候補準備のための支出	選挙運動のための支出		
田 沢 吉 郎	今井 藤右エ門	690,280	61,550	628,730	0	昭和35年12月13日
三 和 精 一	竹 浪 集 造	500,000	61,400	289,032	149,568	昭和35年12月5日
竹 内 俊 吉	菊 地 善 吉	625,000	12,380	458,571	154,049	昭和35年12月3日
楠 美 省 吾	石 岡 健 次 郎	504,784	—	504,784	0	昭和35年12月28日
島 口 重 次 郎	竹 浪 昌 四 郎	863,000	87,452	64,2351	133,197	昭和35年12月5日
外 崎 千 代 吉	原 田 市 太 郎	600,000	62,704	456,248	81,048	昭和35年12月5日
岸 谷 俊 雄	木 村 昭 四 郎	242,080	3,380	238,700	100,000	昭和36年1月11日

3. 各候補者支出内訳

候補者 \ 区分	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費	計
田 沢 吉 郎	172,250	18,050	40,820	352,000	47,450	9,000	2,105	42,000	6,500	105	690,280
三 和 精 一	36,800	13,300	45,724	92,040	16,100	73,420	7,125	65,023	—	900	350,432
竹 内 俊 吉	49,250	32,530	10,919	189,290	12,840	80,900	4,018	54,024	35,200	1,980	470,951
楠 美 省 吾	111,500	20,000	40,387	173,000	64,700	8,470	11,210	43,097	5,590	26,830	504,784
島 口 重 次 郎	59,500	41,700	2,960	36,680	30,932	6,000	7,575	90,000	12,484	441,972	729,803
外 崎 千 代 吉	62,400	20,000	24,028	233,420	86,150	8,000	15,874	13,735	12,920	42,425	518,952
岸 谷 俊 雄	—	1,9200	3,900	62,100	29,880	2,000	—	15,000	—	10,000	142,080

第24表

推定投票率状況調

(指定市町村)

区 分	午前10時現在投票率				午後2時現在投票率			
	男	女	平	均	男	女	平	均
県計	21.85	15.41		18.52	47.40	41.30		44.30
青森市	20.08	8.76		14.01	47.87	33.49		40.16
弘前市	22.80	17.10		20.00	48.90	39.20		44.20
八戸市	22.97	12.52		17.71	44.07	35.72		39.87
黒石市	24.50	20.80		22.50	51.90	52.10		52.00
五所川原市	18.64	15.45		16.97	52.48	50.79		51.60
十和田市	14.97	8.48		11.56	34.85	24.97		29.66
十三沢市	18.60	12.20		15.10	40.67	32.20		36.11
むつ市	18.93	13.07		15.98	39.99	34.24		37.09
平内町	24.30	18.60		21.40	47.00	44.40		45.60
平舘村	24.30	26.00		25.20	52.02	60.16		56.17
柏村	18.18	16.31		17.15	51.63	49.78		50.67
車力村	20.70	16.40		18.50	51.30	55.35		53.37
岩木村	25.00	25.00		25.00	50.00	50.00		50.00
藤崎町	19.90	18.80		19.30	49.02	48.55		48.76
尾上町	28.58	22.50		25.42	60.50	60.90		60.80
中里町	20.10	17.32		18.69	54.01	56.22		55.13
板柳町	16.96	13.43		15.10	47.70	43.90		45.70
野辺地町	18.10	17.30		17.70	39.63	45.45		42.65
七戸町	21.30	18.40		19.70	48.90	47.54		48.17
川内町	29.10	25.80		27.40	53.58	54.33		53.77
東通村	31.90	24.20		28.00	65.20	53.40		59.30
名川町	24.69	19.86		22.17	48.67	42.15		45.27
倉石村	29.80	25.40		27.40	65.20	51.60		58.10

第25表

選挙監視員派遣状況調

派遣地	課名	職名	監視員氏名	派遣地	課名	職名	監視員氏名
青森市	児童婦人課	課長	小野 惣司	田舎館村	公衆衛生課	係長	木村 清磨
八戸市	県議会総務課	課長	小林 雅清	野辺地町	県議会調査課	係長	津川 一夫
五所川原市	県議会調査課	課長	山平 徳治	横浜町	財政課	主事	川村 真佐一
十和田市	用度課	課長補佐	巻幡 彰三	上北町	人事委員会管理課	課長補佐	佐藤 喜代司
三沢市	財政課	主任査査	地主 一治	天間林村	出納局	係長	蝦名 保幸
むつ市	人事委員会管理課	課長	一戸 平司	六ヶ所村	農地課	主事	日村 隆一
平内町	広報文書課	係長	川村 又吉	大畑町	児童婦人課	係長	木村 義直
鱈ヶ沢町	渉外労務管理課	課長補佐	大川 正年	三戸町	医務薬務課	係長	石田 一東
木造町	道路課	課長補佐	東 武秀	五戸町	農政課	課長補佐	前田 八郎
深浦町	県議会調査課	課長補佐	長内 哲夫	階上村	出納局	係長	内海 善郎
岩木村	人事課	主任	成谷 禎造	南郷村	人事委員会管理課	係長	小川 勝雄
平賀町	林務課	課長補佐	横内 武芳	新郷村	農地課	主事	石沢 清五郎
大鰐町	人事課	係長	中西 金男				

第26表 衆議院議員選挙投票所開閉時刻繰上調

市町村名	繰上(繰下)開閉投票所名	繰上(下)別の	開始閉鎖別の	時刻
青森市	第26(岩館) 第27(孫内) 第63(大谷)	繰上	閉鎖	2時間
黒石市	第1(厚目内)	〃	〃	2時間
五所川原市	第4(戸沢)	〃	〃	1時間
十和田市	第9(夏間木) 第17(熊ノ沢) 第30(長下)	〃	〃	2時間
三沢市	第9~第22	〃	〃	2時間
むつ市	第9(品ノ木) 第10(土手内) 第11(最花) 第12(椎山)	〃	〃	1時間
	第14(浜関根) 第15(鳥沢) 第19(中野沢) 第26(角達公民館)	〃	〃	2時間
平内町	第3(東田沢) 第13(茂浦) 第14(浦田)	〃	〃	1時間
蓬田村	第4(高根)	〃	〃	2時間
三厩村	第3(宇鉄)	〃	〃	1時間
鱒ヶ沢町	第6(南金沢) 第7(種里) 第16(東鳴沢) 第17(建石)	〃	〃	1時間
	第8(一ツ森)	〃	開鎖開始	1時間
	第9(深谷) 第12(芦菖) 第13(長平)	〃	開鎖開始	1時間
	第11(浜横沢)	〃	閉鎖開始	2時間
深浦町	第6(追良瀬) 第7(長慶平)	〃	〃	2時間
稲垣村	第8(下繁田)	〃	〃	1時間
岩木村	第13(上弥生) 第16(常盤野)	〃	〃	2時間
相馬村	第3(舟打) 第4(藍内) 第5(沢田)	〃	〃	1時間
西目屋村	第1(田代) 第2(大秋) 第3(村市) 第4(砂子瀬)	〃	〃	1時間
	第5(尾太鉦山)	〃	〃	2時間
平賀町	第6(小国) 第7(葛川)	〃	〃	2時間
中里町	第6(協和) 第7(若宮)	〃	〃	1時間
野辺地町	第4(馬門) 第5(有戸)	〃	〃	1時間
百石町	第5(豊栄)	〃	〃	2時間
十和田町	第2(十和田) 第3(八ヶ山) 第7(東湖)	〃	〃	2時間

衆議院議員選挙投票所開閉時刻繰上調

市町村名	繰上(繰下)開閉投票所名	繰上(下)の別	開始閉鎖の別	時刻
上北町	第8(虫神)	繰上	閉鎖	2時間
天間林村	第10(李沢)	〃	〃	1時間
	第11(上北鉾山)	〃	〃	2時間
甲地村	第1(清水田) 第3(犬雑原) 第7(舟ヶ沢) 第8(水喰)	〃	〃	1時間
	第9(淋代) 第10(美須々)	〃	〃	2時間
下田村	第5(豊栄)	〃	〃	2時間
六ヶ所村	第7(千歳) 第10(中志)	〃	〃	1時間
川内町	第8(畑)	〃	〃	1時間
東通村	第1~第19(全投票区)	〃	〃	2時間
佐井村	第7(長後) 第8(福浦) 第9(牛滝) 第10(野平)	〃	〃	2時間
脇野沢村	第2(小沢) 第3(滝山) 第4(九双泊) 第5(蛸田)	〃	〃	1時間
三戸町	第1~第19	〃	〃	1時間
	第20(蛇沼)	〃	〃	2時間
田子町	第1~第11(全投票区)	〃	開始	1時間
	第10(夏坂) 第11(新田)	〃	閉鎖	1時間
名川町	第5(烏舌内) 第6(烏谷) 第7(横沢) 第8(法光寺) 第13(名久井第二小)	〃	〃	1時間
階上村	第3(田代)	〃	〃	1時間
福地村	第1~第7(全投票区)	〃	〃	1時間
南郷村	第6(古里)	〃	〃	1時間
倉石村	第5(横倉) 第6(槍沢)	〃	〃	1時間
新郷村	第6(田茂代) 第8(長崎) 第9(西越) 第10(間明田) 第11(横沢) 第12(中崎)	〃	〃	1時間

そ の 二

最高裁判所
裁判官 国民審査

第27表 投票調

県 計

区 分	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
青森市	52,433	58,216	110,649	39,002	38,453	77,455	13,431	19,763	33,194	74.38	66.05	70.00
弘前市	41,211	46,834	88,045	31,634	33,060	64,694	9,577	13,774	23,351	76.76	70.59	73.48
八戸市	46,418	47,081	93,499	31,386	29,801	61,187	15,032	17,280	32,312	67.62	63.30	65.44
黒石市	11,064	12,341	23,405	8,979	9,643	18,622	2,085	2,698	4,783	81.16	78.14	79.56
五所川原市	13,022	14,259	27,281	10,397	10,179	20,576	2,625	4,080	6,705	79.84	71.39	75.42
十和田市	12,103	13,129	25,232	7,375	6,166	13,541	4,728	6,963	11,691	60.94	46.96	53.67
三沢市	9,332	10,307	19,639	5,668	5,123	10,791	3,664	5,184	8,848	60.74	49.70	54.95
むつ市	11,589	11,715	23,304	7,099	6,643	13,742	4,490	5,072	9,562	61.26	56.71	58.97
市 計	197,172	213,882	411,054	141,537	139,084	280,601	55,835	74,818	130,453	71.78	65.02	68.26
東津軽郡	15,719	17,249	32,968	70,847	11,736	22,583	4,872	5,513	10,385	69.01	68.04	68.50
西津軽郡	25,920	28,090	54,010	20,814	21,289	42,103	5,106	6,801	11,907	80.30	75.79	77.95
中津軽郡	7,024	7,338	14,362	5,552	5,567	11,119	1,472	1,771	3,243	79.04	75.87	77.42
南津軽郡	31,832	34,648	66,480	25,871	26,767	52,638	5,961	7,881	13,842	81.27	77.25	79.18
北津軽郡	22,679	24,173	46,852	18,472	18,495	36,967	4,207	5,676	9,885	81.45	76.51	78.90
上北郡	33,751	35,624	69,375	22,993	23,029	46,022	10,758	12,595	23,353	68.13	64.64	66.34
下北郡	15,309	15,960	31,269	10,729	10,233	20,962	4,580	5,727	10,307	70.08	64.12	67.04
三戸郡	29,670	32,576	62,246	21,106	20,503	41,609	8,564	12,073	20,637	71.14	62.94	66.85
郡 計	181,904	195,658	377,562	136,384	137,619	274,003	45,526	58,039	103,559	74.96	70.34	72.57
県 計	379,076	409,540	788,616	277,924	276,687	554,611	101,152	132,853	234,005	73.32	67.56	70.33

市 町 村 別

区 分	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
青森市	10,646	11,942	22,588	7,695	7,662	15,357	2,951	4,280	7,231	72.28	64.16	67.99
第1開票区	9,905	11,589	21,494	7,436	7,791	15,227	2,469	3,798	6,267	75.07	67.23	70.84
第2開票区	10,480	10,596	21,076	8,037	7,171	15,208	2,443	3,425	5,868	76.69	67.68	72.16
第3開票区	10,638	12,710	23,348	7,785	8,371	16,156	2,853	4,339	7,192	73.18	65.86	69.20
第4開票区	10,764	11,379	22,143	8,049	7,458	15,507	2,715	3,921	6,636	74.78	65.54	70.03
計	52,433	58,216	110,649	39,002	38,453	77,455	13,431	19,763	33,194	74.38	66.05	70.00
八戸市	11,789	8,881	20,670	7,751	5,387	13,138	4,038	3,494	7,532	65.75	60.66	63.56
第1開票区	9,011	10,254	19,265	6,339	6,608	12,947	2,672	3,646	6,318	70.35	64.44	67.20
第2開票区	7,808	8,511	16,319	5,126	5,363	10,489	2,682	3,148	5,830	65.65	63.01	64.27
第3開票区	8,781	9,676	18,457	6,073	6,185	12,258	2,708	3,491	6,199	69.16	63.92	66.41
第4開票区	9,029	9,759	18,788	6,097	6,258	12,355	2,932	3,501	6,433	67.53	64.13	65.76
計	46,418	47,081	93,499	31,386	29,801	61,187	15,032	17,280	32,312	67.62	63.30	65.44
十和田市	12,103	13,129	25,232	7,375	6,166	13,541	4,728	6,963	11,691	60.94	46.96	53.67
三沢市	9,332	10,307	19,639	5,668	5,123	10,791	3,664	5,184	8,848	60.74	49.70	54.95
むつ市	11,589	11,715	23,304	7,099	6,643	13,742	4,490	5,072	9,562	61.26	56.71	58.97
弘前市	10,665	12,260	22,925	8,268	8,865	17,133	2,397	3,395	5,792	77.52	72.31	74.74
第1開票所	9,838	10,917	20,755	7,547	7,526	15,073	2,291	3,391	5,682	76.71	68.94	72.62
第2開票所	10,501	12,062	22,563	7,854	8,270	16,124	2,647	3,792	6,439	74.79	68.56	71.46
第3開票所	10,267	11,595	21,802	7,965	8,399	16,364	2,242	3,196	5,438	78.03	72.44	75.06
計	41,211	46,834	88,045	31,634	33,060	64,694	9,577	13,774	23,351	76.76	70.59	73.48
黒石市	2,246	2,432	4,678	1,846	1,953	3,799	400	479	879	82.19	80.30	81.01
第1開票所	5,161	5,928	11,089	4,167	4,587	8,754	994	1,341	2,335	80.74	77.38	78.94
第2開票所	3,657	3,981	7,638	2,966	3,103	6,069	691	878	1,569	81.10	77.95	79.46
計	11,064	12,341	23,405	8,979	9,643	18,622	2,085	2,698	4,783	81.16	78.14	79.56
五所川原市	13,022	14,259	27,281	10,397	10,179	20,576	2,625	4,080	6,705	79.84	71.39	75.42
市 計	197,172	213,882	411,054	141,537	139,084	280,601	55,835	74,818	130,453	71.78	65.02	68.26

投 票 調

東 津 軽 郡

区 分 町 村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
平 内 町	4,841	5,281	10,122	3,547	3,423	6,970	1,294	1,858	3,152	73.27	64.82	68.86
蟹 田 町	1,903	2,074	3,977	1,391	1,426	2,817	512	648	1,160	73.10	68.76	70.83
今 別 町	2,164	2,316	4,480	1,325	1,507	2,832	839	809	1,648	61.23	65.07	63.21
蓬 田 村	1,631	1,687	3,318	1,086	1,043	2,129	545	644	1,189	66.58	61.83	64.17
平 館 村	1,534	1,599	3,133	998	1,231	2,229	536	368	904	65.06	76.99	71.15
三 旛 村	1,470	1,463	2,933	814	1,073	1,887	656	390	1,046	55.37	73.34	64.34
野 内 村	2,176	2,829	5,005	1,686	2,033	3,719	490	796	1,286	77.48	71.86	74.31
郡 計	15,719	17,249	32,968	10,847	11,736	22,583	4,872	5,513	10,385	69.01	68.04	68.50

西 津 軽 郡

区 分 市町村名	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鱒 ケ 沢 町	5,904	6,514	12,418	4,497	4,939	9,436	1,407	1,575	2,982	76.17	75.82	75.99
木 造 町	7,387	8,078	15,465	6,164	5,877	12,041	1,223	2,201	3,424	83.44	72.75	77.86
深 浦 町	4,035	4,271	8,306	2,873	3,127	6,000	1,162	1,144	2,306	71.20	73.21	72.24
森 田 村	1,760	1,853	3,613	1,457	1,310	2,767	303	543	848	82.78	70.70	76.58
岩 崎 村	1,436	1,661	3,097	1,030	1,349	2,379	406	312	718	71.73	81.22	76.82
柏 村	1,474	1,587	3,061	1,304	1,285	2,589	170	302	472	88.47	80.97	84.58
稲 垣 村	1,977	2,101	4,078	1,779	1,733	3,512	198	368	556	89.98	82.48	86.12
車 力 村	1,947	2,025	3,972	1,710	1,669	3,379	237	356	593	87.83	82.42	85.07
郡 計	25,920	28,090	54,010	20,814	21,289	42,103	5,108	6,801	11,909	80.30	75.79	77.95

中 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
岩 木 村	4,004	4,282	8,286	3,219	3,219	6,432	785	1,069	1,354	80.37	75.04	77.62
相 馬 村	1,621	1,705	3,326	1,343	1,342	2,685	278	363	641	82.85	78.71	80.73
西 目 屋 村	1,399	1,351	2,750	990	1,012	2,002	409	339	748	70.76	74.71	72.80
計	7,024	7,338	14,362	5,552	5,567	11,119	1,472	1,771	3,243	79.04	75.87	77.42

南 津 軽 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
藤 崎 町	3,533	3,938	7,471	3,020	3,109	6,129	513	829	1,342	85.48	78.95	82.04
大 鱒 町	4,846	5,560	10,406	3,784	4,423	8,207	1,062	1,137	2,199	78.09	79.55	78.87
尾 上 町	3,261	3,532	6,793	2,803	2,906	5,709	458	626	1,084	85.96	82.28	84.04
浪 岡 町	6,411	6,921	13,332	5,239	4,861	10,100	1,172	2,060	3,232	81.72	70.24	75.76
平 賀 町	7,223	7,732	14,955	5,689	5,892	11,581	1,534	1,840	3,374	78.76	76.20	77.44
常 盤 村	1,903	1,977	3,880	1,434	1,400	2,834	469	577	1,046	75.35	70.81	73.04
田 舎 館 村	3,168	3,365	6,533	2,787	2,888	5,675	381	477	858	87.97	85.82	86.87
碓 ヶ 関 村	1,487	1,623	3,110	1,115	1,288	2,403	372	335	707	74.98	79.36	77.27
郡 計	31,832	34,848	66,680	25,871	26,767	52,638	5,981	7,881	13,862	81.27	77.25	79.18

投 票 調

北 津 軽 郡

市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
板柳町	5,541	6,127	11,668	4,767	4,705	9,472	774	1,422	2,196	86.03	76.79	81.18
金木町	4,401	4,643	9,044	3,949	3,569	7,518	452	1,074	1,526	89.73	76.87	83.13
中里町	4,403	4,504	8,907	3,763	3,629	7,392	640	875	1,515	85.46	80.57	82.99
鶴田町	5,269	5,743	11,012	4,128	4,335	8,463	1,141	1,408	2,549	78.35	75.48	76.85
市浦村	1,469	1,556	3,025	945	1,098	2,043	524	458	982	64.32	70.56	67.53
小泊村	1,596	1,600	3,196	920	1,159	2,079	676	441	1,117	57.64	72.44	65.05
郡 計	22,679	24,173	46,852	18,472	18,495	36,967	4,207	5,678	9,885	81.45	76.51	78.97

上 北 郡

市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
野辺地町	4,915	5,368	10,283	3,064	3,652	6,716	1,851	1,716	3,567	62.34	68.03	65.31
七戸町	3,560	4,047	7,607	2,641	2,859	5,500	919	1,188	2,107	74.44	70.64	72.42
百石町	2,536	2,710	5,246	1,571	1,781	3,352	965	929	1,894	61.95	65.71	63.90
十和田町	2,627	2,782	5,409	1,736	1,646	3,382	891	1,136	2,027	66.08	59.17	62.52
六戸町	2,799	2,947	5,746	2,039	1,836	3,875	760	1,111	1,871	72.84	62.30	67.43
横浜町	2,009	2,112	4,121	1,448	1,506	2,954	561	606	1,167	72.08	71.31	71.68
上北町	2,894	3,149	6,043	2,278	2,294	4,572	616	855	1,471	78.71	72.85	75.66
天間林村	3,710	3,795	7,505	2,696	2,663	5,359	1,014	1,132	2,146	72.79	70.30	71.27
甲地村	3,363	3,440	6,803	2,394	2,278	4,672	969	1,162	2,131	71.19	66.22	68.68
下田村	1,954	2,042	3,996	1,313	982	2,295	641	1,060	1,701	67.20	48.09	57.43
六ヶ所村	3,384	3,232	6,616	1,813	1,532	3,345	1,571	1,700	3,271	53.58	47.40	50.56
郡 計	33,751	35,624	69,375	22,993	23,029	46,022	10,758	12,595	23,353	68.13	64.84	66.34

下 北 郡

市町村	投票当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
川内町	2,639	2,886	5,525	1,974	1,985	3,959	665	901	1,566	74.80	68.78	71.66
大畑町	3,454	3,799	7,253	2,363	2,294	4,657	1,091	1,505	2,596	68.41	60.39	64.21
大間町	2,082	2,085	4,167	1,227	1,149	2,376	855	936	1,791	58.93	55.11	57.02
東通村	3,193	3,188	6,381	2,306	2,008	4,314	887	1,180	2,067	72.22	62.99	67.61
風間浦村	1,280	1,305	2,585	910	806	1,716	370	499	869	71.09	61.76	66.38
佐井村	1,441	1,482	2,923	1,042	1,077	2,119	399	405	804	72.31	72.67	72.49
脇野沢村	1,220	1,215	2,435	907	914	1,821	313	301	614	74.34	75.23	74.78
郡 計	15,309	15,960	31,269	10,729	10,233	20,962	4,580	5,727	10,307	70.08	64.12	67.04

投 票 調

三 戸 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
三 戸 町	4,835	5,549	10,384	3,157	2,952	6,109	1,678	2,597	4,275	65.29	53.20	58.83
五 戸 町	5,865	6,534	12,399	4,223	4,168	8,391	1,642	2,366	4,008	72.00	63.79	67.67
田 子 町	3,187	3,371	6,558	2,179	1,928	4,107	1,008	1,443	2,451	68.37	57.19	62.63
名 川 町	3,632	3,981	7,613	2,580	2,447	5,027	1,052	1,534	2,586	71.04	61.47	66.03
南 部 町	2,153	2,445	4,598	1,482	1,437	2,919	671	1,008	1,679	68.83	58.77	63.48
階 上 村	2,746	2,874	5,620	1,906	2,027	3,933	840	847	1,687	69.41	70.53	69.98
福 地 村	1,645	1,806	3,451	1,198	1,239	2,437	447	567	1,014	72.83	68.60	70.62
南 郷 村	2,569	2,787	5,356	1,827	1,960	3,787	742	827	1,569	71.12	70.33	70.71
倉 石 村	1,250	1,364	2,614	1,065	963	2,028	185	401	586	85.20	70.60	77.58
新 郷 村	1,788	1,865	3,653	1,489	1,382	2,871	299	483	782	83.28	74.10	78.59
郡 計	29,670	32,576	62,246	21,106	20,503	41,609	8,564	12,073	20,637	71.14	62.94	66.85

第28表

開 票 調

県 計

区 分 郡 市	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効 投票	無効 投票		
青 森 市	77,196	70,006	7,190	9.31	特帰り 259
弘 前 市	64,072	57,507	6,565	10.25	“ 622
八 戸 市	60,107	56,340	3,767	6.27	“ 1,080
黒 石 市	18,490	17,487	1,003	5.42	“ 132
五 所 川 原 市	20,498	18,667	1,831	8.93	“ 78
十 和 田 市	13,516	12,261	1,255	9.29	“ 25
三 沢 市	10,680	9,684	996	9.33	“ 111
む つ 市	13,734	12,264	1,470	10.70	“ 8
市 計	278,293	254,216	24,077	8.65	“ 2,315
東 津 軽 郡	22,443	20,846	1,597	7.12	“ 140
西 津 軽 郡	42,018	39,619	2,399	5.70	“ 84 不受理 1
中 津 軽 郡	11,060	10,269	791	7.15	“ 59
南 津 軽 郡	52,252	46,814	5,438	10.41	“ 386
北 津 軽 郡	36,340	34,267	2,073	5.70	“ 627
上 北 郡	45,915	41,584	4,331	9.43	“ 105 “ 2
下 北 郡	20,925	19,110	1,815	8.67	“ 37
三 戸 郡	41,424	38,926	2,498	6.03	“ 185
郡 計	272,377	251,435	20,942	7.69	“ 1,623 “ 3
県 計	550,670	505,651	45,019	8.18	“ 3,938 “ 3

投 票 調

三 戸 郡

区 分 市町村	投票当日の有権者			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
三 戸 町	4,835	5,549	10,384	3,157	2,952	6,109	1,678	2,597	4,275	65.29	53.20	58.83
五 戸 町	5,865	6,534	12,399	4,223	4,168	8,391	1,642	2,366	4,008	72.00	63.79	67.67
田 子 町	3,187	3,371	6,558	2,179	1,928	4,107	1,008	1,443	2,451	68.37	57.19	62.63
名 川 町	3,632	3,981	7,613	2,580	2,447	5,027	1,052	1,534	2,586	71.04	61.47	66.03
南 部 町	2,153	2,445	4,598	1,482	1,437	2,919	671	1,008	1,679	68.83	58.77	63.48
階 上 村	2,746	2,874	5,620	1,906	2,027	3,933	840	847	1,687	69.41	70.53	69.98
福 地 村	1,645	1,806	3,451	1,198	1,239	2,437	447	567	1,014	72.83	68.60	70.62
南 郷 村	2,569	2,787	5,356	1,827	1,960	3,787	742	827	1,569	71.12	70.33	70.71
倉 石 村	1,250	1,364	2,614	1,065	963	2,028	185	401	586	85.20	70.60	77.58
新 郷 村	1,788	1,865	3,653	1,489	1,382	2,871	299	483	782	83.28	74.10	78.59
郡 計	29,670	32,576	62,246	21,106	20,503	41,609	8,564	12,073	20,637	71.14	62.94	66.85

第28表

開 票 調

県 計

区 分 郡 市	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考
		有効 投票	無効 投票		
青 森 市	77,196	70,006	7,190	9.31	特帰り 259
弘 前 市	64,072	57,507	6,565	10.25	“ 622
八 戸 市	60,107	56,340	3,767	6.27	“ 1,080
黒 石 市	18,490	17,487	1,003	5.42	“ 132
五 所 川 原 市	20,498	18,667	1,831	8.93	“ 78
十 和 田 市	13,516	12,261	1,255	9.29	“ 25
三 沢 市	10,680	9,684	996	9.33	“ 111
む つ 市	13,734	12,264	1,470	10.70	“ 8
市 計	278,293	254,216	24,077	8.65	“ 2,315
東 津 軽 郡	22,443	20,846	1,597	7.12	“ 140
西 津 軽 郡	42,018	39,619	2,399	5.70	“ 84 不受理 1
中 津 軽 郡	11,060	10,269	791	7.15	“ 59
南 津 軽 郡	52,252	46,814	5,438	10.41	“ 386
北 津 軽 郡	36,340	34,267	2,073	5.70	“ 627
上 北 郡	45,915	41,584	4,331	9.43	“ 105 “ 2
下 北 郡	20,925	19,110	1,815	8.67	“ 37
三 戸 郡	41,424	38,926	2,498	6.03	“ 185
郡 計	272,377	251,435	20,942	7.69	“ 1,623 “ 3
県 計	550,670	505,651	45,019	8.18	“ 3,938 “ 3

開 票 調

市 町 村 別

開票区名	区 分	投票 総数	内 訳		無 効 投票率	備 考
			有効投票	無効投票		
青森市	第1開票区	15,357	13,707	1,650	10.74	持帰り 130
	第2開票区	15,097	13,835	1,262	8.36	
	第3開票区	15,208	14,106	1,102	7.25	
	第4開票区	16,027	14,412	1,615	10.08	
	第5開票区	15,507	13,946	1,561	10.07	
	計	77,196	70,006	7,190	9.31	259
八戸市	第1開票区	12,997	12,384	613	4.72	141
	第2開票区	12,753	11,933	820	6.43	194
	第3開票区	10,288	9,695	593	5.76	201
	第4開票区	12,033	11,317	716	5.95	225
	第5開票区	12,036	11,011	1,025	8.52	319
	計	60,107	56,340	3,767	6.27	1,080
十和田市		13,516	12,261	1,255	9.29	25
三沢市		10,680	9,684	996	9.33	111
むつ市		13,734	12,264	1,470	10.70	8
弘前市	第1開票所	16,889	15,411	1,478	8.75	244
	第2開票所	14,976	13,436	1,540	10.28	97
	第3開票所	16,010	14,323	1,687	10.54	114
	第4開票所	16,197	14,337	1,860	11.48	167
	計	64,072	57,507	6,565	10.25	622
黒石市	第1開票所	3,707	3,428	279	7.53	92
	第2開票所	8,714	8,082	632	7.25	40
	第3開票所	6,069	5,977	92	1.52	
	計	18,490	17,487	1,003	5.42	132
五所川原市		20,498	18,667	1,831	8.93	78
市 計		278,293	254,216	24,077	8.65	2,315

東 津 軽 郡

町 村	区 分	投票 総数	内 訳		無 効 投票率	備 考
			有効投票	無効投票		
平内町		6,934	6,398	536	7.73	持帰り 36
蟹田町		2,731	2,720	11	0.40	86
今別町		2,832	2,590	242	8.55	
蓬田村		2,129	1,907	222	10.43	
平館村		2,228	2,096	133	5.97	
三厩村		1,880	1,779	101	5.37	7
野内村		3,708	3,356	352	9.49	11
郡 計		22,443	20,846	1,597	7.12	140

開 票 調

西 津 軽 郡

区 分 市町村名	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考	
		有効 投票	無効 投票			
鯨ヶ沢 町	9,436	8,911	525	5.56		
木造 町	11,989	11,180	809	6.74	持帰り 51	不受理 1
深浦 町	6,000	5,531	469	7.82		
森田 村	2,767	2,737	30	1.08		
岩崎 村	2,379	2,287	92	3.87		
柏村 村	2,589	2,384	205	8.60		
稲垣 村	3,512	3,269	243	6.92		
車力 村	3,346	3,320	26	0.78	〃 33	
郡 計	42,018	39,619	2,399	5.70	〃 84	〃 1

中 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考	
		有効 投票	無効 投票			
岩木 村	6,432	5,985	447	6.75		
相馬 村	2,651	2,455	196	7.39	持帰り 34	
西目屋 村	1,977	1,829	148	7.47	〃 25	
郡 計	11,060	10,269	791	7.15	〃 59	

南 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考	
		有効 投票	無効 投票			
藤崎 町	6,129	5,412	717	11.70		
大鰐 町	8,207	7,390	817	9.95		
尾上 町	5,701	5,020	681	11.95	持帰り 8	
浪岡 町	9,931	8,847	1,084	10.92	〃 169	
平賀 町	11,450	10,196	1,254	10.95	〃 131	
常盤 村	2,834	2,550	284	10.02		
田舎館 村	5,615	5,229	386	6.87	〃 60	
碓ヶ関 村	2,385	2,170	215	9.01	〃 18	
郡 計	52,252	46,814	5,438	10.41	〃 386	

北 津 軽 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考	
		有効 投票	無効 投票			
板柳 町	9,461	8,870	591	6.25	持帰り 11	
金木 町	7,182	6,452	730	10.16	〃 336	
中里 町	7,293	6,742	551	7.56	〃 99	
鶴田 町	8,294	8,234	60	0.72	〃 169	
市浦 村	2,043	2,016	27	1.32		
小泊 村	2,067	1,953	114	5.52	〃 12	
郡 計	36,340	34,267	2,073	5.70	〃 627	

開 票 調

上 北 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考			
		有効 投票	無効 投票					
野 辺 地 町	6,699	6,198	501	7.48	不受理	2	持帰り	15
七 戸 町	5,474	5,167	307	5.61			"	26
百 石 町	3,352	3,086	266	7.94				
十 和 田 町	3,382	2,979	403	11.92				
六 戸 町	3,875	3,578	297	7.66				
横 浜 町	2,951	2,663	288	9.76			"	3
上 北 町	4,571	4,103	469	1.03				
天 間 林 村	5,359	4,878	481	8.98				
甲 地 村	4,665	3,908	757	16.23			"	7
下 田 村	2,283	2,098	185	8.10			"	12
六 ヶ 所 村	3,303	2,926	377	11.41			"	42
郡 計	45,915	41,584	4,331	9.43	"	2	"	105

下 北 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考			
		有効 投票	無効 投票					
川 内 町	3,949	3,581	368	9.32	持帰り	10		
大 畑 町	4,641	4,128	513	11.05	"	16		
大 間 町	2,373	2,101	272	11.46	"	3		
東 通 村	4,314	4,078	236	5.47				
風 間 浦 村	1,714	1,490	224	13.07	"	2		
佐 井 村	2,113	2,008	105	4.97	"	6		
脇 野 沢 村	1,821	1,724	97	0.53				
郡 計	20,925	19,110	1,815	8.67	"	37		

三 戸 郡

区 分 市町村	投票 総数	内 訳		無 効 投票 率	備 考			
		有効 投票	無効 投票					
三 戸 町	6,109	5,867	242	3.96				
五 戸 町	8,347	7,831	516	6.18	持帰り	44		
田 子 町	4,089	3,824	265	6.48	"	18		
名 川 町	4,968	4,591	377	0.76	"	59		
南 部 町	2,919	2,749	170	5.82				
階 上 村	3,933	3,654	279	7.09				
福 地 村	2,422	2,322	100	4.13	"	15		
福 南 郷 村	3,749	3,511	238	6.35	"	38		
倉 石 村	2,022	1,928	94	4.65	"	6		
新 郷 村	2,866	2,649	217	7.57	"	5		
郡 計	41,424	38,826	2,498	6.03	"	185		

第29表 罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等に関する調

県 計

氏名及び 区 分	小 谷 勝 重 島 保 河 村 又 介 高 木 常 七		
	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 投 票 の 数	記 載 を 無 効 と す る 投 票 の 数
郡 市	計	計	計
青 森 市	7,999	62,007	—
弘 前 市	4,781	52,726	—
八 戸 市	5,809	50,531	—
黒 石 市	1,348	16,015	124
五 所 原 市	1,360	17,307	—
十 和 田 市	1,302	10,959	—
三 沢 市	1,151	8,533	—
む づ 市	1,293	10,971	—
市 計	25,043	229,049	124
東 津 野 郡	1,663	19,178	5
西 津 野 郡	2,876	37,121	122
中 津 野 郡	667	9,602	—
南 津 野 郡	3,723	43,070	21
北 津 野 郡	2,177	32,059	31
北 上 郡	4,033	37,551	—
北 下 郡	1,791	17,319	—
三 戸 郡	2,436	36,490	—
郡 計	18,866	232,390	179
県 計	43,909	461,439	303
保 河 村 又 介 高 木 常 七	計	計	計
青 森 市	70,006	61,957	—
弘 前 市	57,507	52,770	—
八 戸 市	56,340	50,501	—
黒 石 市	17,487	16,038	72
五 所 原 市	18,667	17,368	—
十 和 田 市	12,261	10,963	—
三 沢 市	9,684	8,538	—
む づ 市	12,264	10,942	—
市 計	254,216	229,077	72
東 津 野 郡	20,846	19,125	9
西 津 野 郡	39,619	37,199	66
中 津 野 郡	10,269	9,671	—
南 津 野 郡	46,814	43,169	29
北 津 野 郡	34,267	32,109	55
北 上 郡	41,584	37,535	—
北 下 郡	19,110	17,251	—
三 戸 郡	38,926	36,530	—
郡 計	251,435	232,587	159
県 計	505,651	461,666	231
保 河 村 又 介 高 木 常 七	計	計	計
青 森 市	70,006	62,102	—
弘 前 市	57,507	52,772	—
八 戸 市	56,340	50,650	—
黒 石 市	17,487	16,079	82
五 所 原 市	18,667	17,428	—
十 和 田 市	12,261	10,978	—
三 沢 市	9,684	8,569	—
む づ 市	12,264	10,982	—
市 計	254,216	229,560	82
東 津 野 郡	20,846	19,163	7
西 津 野 郡	39,619	37,221	73
中 津 野 郡	10,269	9,702	—
南 津 野 郡	46,814	43,235	28
北 津 野 郡	34,267	32,148	52
北 上 郡	41,584	37,680	—
北 下 郡	19,110	17,298	—
三 戸 郡	38,926	36,588	—
郡 計	251,435	233,035	160
県 計	505,651	462,595	242

氏名及び 区分	藤田八郎				横田喜三郎				石坂修一				齋藤悠輔				無効投票数	投票総数
	投票の数	罷免を可とする	投票の数	計	投票の数	罷免を可とする	投票の数	計	投票の数	罷免を可とする	投票の数	計	投票の数	罷免を可とする	投票の数	計		
青森市	7,603	62,403	—	70,006	7,310	62,696	—	70,006	7,712	62,294	—	70,006	7,625	62,381	—	70,006	7,190	77,196
弘前市	4,404	53,103	—	57,507	4,185	53,322	—	57,507	4,532	52,975	—	57,507	4,340	53,167	—	57,507	6,565	64,072
八戸市	5,536	50,804	—	56,340	5,260	51,080	—	56,340	5,506	50,834	—	56,340	5,458	50,882	—	56,340	3,767	60,107
黒石市	1,257	16,180	50	17,487	1,201	16,232	54	17,487	1,243	16,208	36	17,487	1,184	16,257	46	17,487	1,003	18,490
五所原市	1,171	17,416	—	18,667	1,159	17,508	—	18,667	1,200	17,467	—	18,667	1,179	17,488	—	18,667	1,831	20,498
十和田市	1,220	11,041	—	12,261	1,169	11,092	—	12,261	1,225	11,036	—	12,261	1,177	11,084	—	12,261	1,255	13,516
三沢市	1,054	8,630	—	9,684	990	8,694	—	9,684	1,068	8,616	—	9,684	1,049	8,635	—	9,684	996	10,680
むつ市	1,190	11,074	—	12,264	1,237	11,027	—	12,264	1,204	11,060	—	12,264	1,226	11,038	—	12,264	1,470	13,734
計	23,435	230,731	50	254,216	22,511	231,051	54	254,216	23,690	230,490	36	254,216	23,238	230,932	46	254,216	24,077	278,293
東津軽郡	1,588	19,247	11	20,846	1,518	19,312	16	20,846	1,625	19,212	9	20,846	1,551	19,287	8	20,846	1,597	22,443
西津軽郡	2,162	37,333	64	39,619	2,161	37,394	64	39,619	2,238	37,347	34	39,619	2,138	37,437	44	39,619	2,399	42,018
中津軽郡	568	9,701	—	10,269	516	9,753	—	10,269	584	9,665	—	10,269	528	9,741	—	10,269	791	11,060
南津軽郡	3,387	43,399	28	46,814	3,125	43,664	25	46,814	3,374	43,413	22	46,814	3,181	43,618	15	46,814	5,438	52,252
北津軽郡	1,891	32,321	55	34,267	1,920	32,306	41	34,267	1,941	32,282	34	34,267	1,886	32,379	2	34,267	2,073	36,340
上北郡	3,735	37,848	—	41,584	3,580	38,004	—	41,584	3,719	37,865	—	41,584	3,538	38,046	—	41,584	4,331	45,915
下北郡	1,765	17,345	—	19,110	1,725	17,385	—	19,110	1,701	17,409	—	19,110	1,701	17,409	—	19,110	1,815	20,925
三戸郡	2,183	36,742	1	38,926	2,102	36,823	1	38,926	2,144	36,782	—	38,926	2,068	36,857	1	38,926	2,498	41,424
計	17,280	233,996	159	251,435	16,647	234,641	147	251,435	17,326	234,010	99	251,435	16,991	234,774	70	251,435	20,942	272,377
県計	40,715	464,727	209	505,651	39,158	466,292	201	505,651	41,016	464,500	135	505,651	39,829	465,706	116	505,651	45,019	550,670

罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等に関する調

氏名及び 区分	小 谷 勝 重			島			保 河 村 又 介			高 木 常 七		
	罷免を可とする 投票の数	罷免を可としな い投票の数	計	罷免を可とする 投票の数	罷免を可としな い投票の数	計	罷免を可とする 投票の数	罷免を可としな い投票の数	計	罷免を可とする 投票の数	罷免を可としな い投票の数	計
青森市 第1区 開票区	1,435	12,272	13,707	1,477	12,230	13,707	1,451	12,256	13,707	1,408	12,299	13,707
青森市 第2区 開票区	1,398	12,437	13,835	1,436	12,389	13,825	1,404	12,431	13,835	1,387	12,448	13,835
青森市 第3区 開票区	1,766	12,340	14,106	1,808	12,298	14,106	1,777	12,329	14,106	1,737	12,369	14,106
青森市 第4区 開票区	1,724	12,688	14,412	1,856	12,556	14,412	1,740	12,672	14,412	1,597	12,715	14,412
青森市 第5区 開票区	1,676	12,270	13,946	1,751	12,195	13,946	1,677	12,269	13,946	1,675	12,271	13,946
計	7,999	62,007	70,006	8,328	61,678	70,006	8,049	61,957	70,006	7,904	62,102	70,006
八戸市 第1区 開票区	1,083	11,301	12,384	1,154	11,230	12,384	1,088	11,296	12,384	1,065	11,319	12,384
八戸市 第2区 開票区	1,284	10,649	11,933	1,315	10,613	11,933	1,270	10,663	11,933	1,245	10,688	11,933
八戸市 第3区 開票区	1,040	8,655	9,695	1,102	8,593	9,695	1,079	8,616	9,695	1,041	8,654	9,695
八戸市 第4区 開票区	1,454	9,863	11,317	1,537	9,760	11,317	1,500	9,817	11,317	1,470	9,847	11,317
八戸市 第5区 開票区	948	10,063	11,011	976	10,035	11,011	902	10,109	11,011	869	10,142	11,011
計	5,809	50,531	56,340	6,084	50,256	56,340	5,839	50,501	56,340	5,690	50,650	56,340
十和田市	1,302	10,959	12,261	1,386	10,875	12,261	1,298	10,963	12,261	1,283	10,978	12,261
三ツ市	1,151	8,533	9,684	1,192	8,492	9,684	1,146	8,538	9,684	1,115	8,569	9,684
むつ市	1,293	10,971	12,264	1,359	10,905	12,264	1,322	10,942	12,264	1,282	10,982	12,264
弘前市 第1区 開票所	1,321	14,090	15,411	1,360	14,031	15,411	1,311	14,100	15,411	1,261	14,150	15,411
弘前市 第2区 開票所	857	12,579	13,436	909	12,527	13,436	856	12,580	13,436	853	12,583	13,436
弘前市 第3区 開票所	1,317	13,006	14,323	1,390	12,933	14,323	1,325	12,998	14,323	1,314	13,009	14,323
弘前市 第4区 開票所	1,286	13,051	14,337	1,326	13,011	14,337	1,245	13,092	14,337	1,307	13,030	14,337
計	4,781	52,726	57,507	5,005	52,502	57,507	4,737	52,770	57,507	4,735	52,772	57,507
黒石市 第1区 開票所	213	3,215	3,428	221	3,207	3,428	207	3,221	3,428	197	3,231	3,428
黒石市 第2区 開票所	705	7,375	8,082	747	7,335	8,082	722	7,360	8,082	707	7,375	8,082
黒石市 第3区 開票所	430	5,425	5,977	459	5,431	5,977	448	5,457	5,977	422	5,473	5,977
計	1,348	16,015	17,487	1,427	15,973	17,487	1,377	16,038	17,487	1,326	16,079	17,487
五所川原市	1,360	17,307	18,667	1,390	17,277	18,667	1,299	17,368	18,667	1,239	17,428	18,667
計	25,043	229,049	254,216	26,171	227,958	254,216	25,067	229,077	254,216	24,574	229,560	254,216

氏名及び 区分	藤田八郎		横田喜三郎		石坂修一		斎藤悠輔		無効投票数	投票総数	
	投票の 数	計	投票の 数	計	投票の 数	計	投票の 数	計			
開票区名											
青森市	1,368 1,311 1,683 1,635 1,606	12,833 12,524 12,423 12,777 12,340	1,296 1,230 1,589 1,556 1,579	12,411 12,545 12,517 12,856 12,367	1,380 1,341 1,701 1,661 1,624	12,327 12,494 12,405 12,746 12,322	1,332 1,344 1,667 1,680 1,602	12,375 12,491 12,439 12,732 12,344	13,707 13,835 14,106 14,412 13,946	1,650 1,262 1,102 1,615 1,561	15,357 15,097 15,208 16,027 15,507
計	7,603	62,403	7,310	62,696	7,712	62,294	7,625	62,381	70,006	7,190	77,196
八戸市	1,044 1,199 993 1,455 849	11,340 10,734 8,702 9,866 10,162	973 1,160 950 1,388 789	11,411 10,773 8,745 9,929 10,222	1,012 1,223 1,005 1,417 849	11,372 10,710 8,690 9,900 10,162	1,029 1,218 1,005 1,389 817	11,355 10,715 8,690 9,928 10,194	12,384 11,933 9,695 11,317 11,011	613 820 593 716 1,025	12,997 12,753 10,288 12,033 12,036
計	5,536	50,804	5,260	51,060	5,506	50,834	5,458	50,882	56,340	3,767	60,107
十和田市	1,220	11,041	1,169	11,092	1,225	11,035	1,177	11,084	12,261	1,255	13,516
三沢市	1,054	8,630	990	8,694	1,068	8,616	1,049	8,635	9,684	996	10,680
むつ市	1,190	11,074	1,237	11,027	1,204	11,060	1,226	11,038	12,264	1,470	13,734
弘前市	1,197 774 1,247 1,186 1,246	14,214 12,662 13,076 13,151 13,151	1,174 716 1,186 1,109 4,185	14,237 12,720 13,137 13,228 53,322	1,261 790 1,236 1,185 4,532	14,150 12,646 13,027 13,152 52,975	1,236 728 1,244 1,132 4,340	14,175 12,708 13,079 13,205 53,167	15,411 13,435 14,323 14,337 57,507	1,478 1,540 1,687 1,860 6,565	16,889 14,976 16,010 16,197 64,072
計	4,404	53,103	4,185	53,322	4,532	52,975	4,340	53,167	57,507	6,565	64,072
黒石市	193 672 392	3,235 7,410 5,535	192 627 382	3,236 7,455 5,541	191 655 397	3,237 7,427 5,544	184 631 369	3,244 7,450 5,563	3,428 8,082 5,977	279 632 92	3,707 8,714 6,069
計	1,257	16,180	1,201	16,232	1,243	16,208	1,184	16,257	17,487	1,003	18,490
五所川原市	1,171	17,496	1,159	17,508	1,200	17,467	1,179	17,488	18,667	1,831	20,498
計	23,435	230,731	22,511	231,651	23,690	230,490	23,238	230,932	254,216	24,077	278,293

調 査 関 係 票 投 票 数 等 に 関 する 罷 免 を 可 と し な い 票 投 票 数 等 に 関 する 調 査

中 津 軽 郡

氏名及び 区 分 町村名	小 谷 勝 重				島 保				河 村 又 介				高 木 常 七					
	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計		
岩 木 村	330	5,655	—	5,985	303	5,682	—	5,985	289	5,696	—	5,985	275	5,710	—	5,985		
相 馬 村	173	2,282	—	2,455	169	2,286	—	2,455	168	2,287	—	2,455	163	2,292	—	2,455		
西 目 屋 村	164	1,665	—	1,829	160	1,669	—	1,829	141	1,688	—	1,829	129	1,700	—	1,829		
郡 計	667	9,602	—	10,269	632	9,637	—	10,269	598	9,671	—	10,269	567	9,702	—	10,269		
氏名及び 区 分 町村名	藤 田 八 郎				横 田 喜 三 郎				石 坂 修 一				斎 藤 悠 輔					
	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計	投 票 の 数	罷 免 を 可 と し な い 票 の 数	記 載 を 無 効 と し た 票 の 数	計		
岩 木 村	261	5,724	—	5,985	244	5,741	—	5,985	291	5,694	—	5,985	—	5,985	—	5,985		
相 馬 村	166	2,289	—	2,455	136	2,319	—	2,455	148	2,307	—	2,455	—	2,455	—	2,455		
西 目 屋 村	141	1,688	—	1,829	136	1,693	—	1,829	145	1,684	—	1,829	—	1,829	—	1,829		
郡 計	568	9,701	—	10,269	516	9,753	—	10,269	584	9,685	—	10,269	—	10,269	—	10,269		
																無 効 票 数	447	6,432
																無 効 票 数	196	2,651
																無 効 票 数	148	1,977
																無 効 票 数	791	11,060

南津軽郡

氏名及び 区分 町村名	小 谷 勝 重 島 保 河 村 又 介				高 木 常 七				
	投票の 数	罷免を可とする	投票の 数	計	投票の 数	罷免を可とする	投票の 数	計	記載を無効と した票数
藤崎町	437	4,954	21	5,412	397	4,986	29	5,412	28
大町	506	6,884	—	7,390	479	6,911	—	7,390	—
尾上町	381	4,639	—	5,020	378	4,642	—	5,020	—
浪岡町	891	7,956	—	8,847	886	7,961	—	8,847	—
平賀町	777	9,419	—	10,196	774	9,422	—	10,196	—
常盤村	242	2,308	—	2,550	232	2,318	—	2,550	—
田舎村	323	4,906	—	5,229	307	4,922	—	5,229	—
碓氷村	166	2,004	—	2,170	163	2,007	—	2,170	—
郡 計	3,723	43,070	21	46,814	3,616	43,169	29	46,814	28

氏名及び 区分 町村名	藤 田 八 郎 横 田 喜 三 郎 石 坂 修 一 斎 藤 悠 輔				無 効 投 票 総 数				
	投票の 数	罷免を可とする	投票の 数	計	投票の 数	罷免を可とする	投票の 数	計	記載を無効と した票数
藤崎町	362	5,022	28	5,412	372	5,018	22	5,412	15
大町	457	6,933	—	7,390	460	6,930	—	7,390	—
尾上町	370	4,650	—	5,020	348	4,672	—	5,020	—
浪岡町	827	8,020	—	8,847	835	8,012	—	8,847	—
平賀町	690	9,506	—	10,196	693	9,503	—	10,196	—
常盤村	224	2,326	—	2,550	220	2,330	—	2,550	—
田舎村	313	4,916	—	5,229	303	4,926	—	5,229	—
碓氷村	144	2,026	—	2,170	143	2,027	—	2,170	—
郡 計	3,397	43,399	28	46,814	3,374	43,418	22	46,814	15

罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数等に関する調

北津籠郡

氏名及び 区分 町村名	小谷勝重				保島				河村又介				高木常七			
	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計
板町	504	8,366	—	8,870	503	8,367	—	8,870	488	8,382	—	8,870	484	8,386	—	8,870
金町	484	5,968	—	6,452	469	5,988	—	6,452	458	5,994	—	6,452	425	6,027	—	6,452
中町	377	6,365	—	6,742	394	6,348	—	6,742	390	6,352	—	6,742	369	6,373	—	6,742
田村	611	7,592	31	8,234	593	7,598	43	8,234	562	7,617	55	8,234	537	7,645	52	8,234
浦村	125	1,891	—	2,016	168	1,848	—	2,016	120	1,896	—	2,016	153	1,863	—	2,016
泊村	76	1,877	—	1,953	101	1,852	—	1,953	85	1,868	—	1,953	99	1,854	—	1,953
郡計	2,177	32,059	31	34,267	2,228	31,996	43	34,267	2,103	32,109	55	34,267	2,087	32,148	52	34,267

氏名及び 区分 町村名	藤田八郎				横田喜三郎				石坂修一				斎藤悠輔			
	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ 数	計
板町	439	8,431	—	8,870	414	8,456	—	8,870	420	8,450	—	8,870	414	8,456	—	8,870
金町	426	6,026	—	6,452	408	6,044	—	6,452	427	6,025	—	6,452	418	6,034	—	6,452
中町	346	6,396	—	6,742	334	6,408	—	6,742	342	6,400	—	6,742	334	6,408	—	6,742
田村	525	7,654	55	8,234	488	7,705	41	8,234	529	7,671	34	8,234	496	7,736	2	8,234
浦村	77	1,939	—	2,016	185	1,831	—	2,016	130	1,866	—	2,016	141	1,875	—	2,016
泊村	78	1,875	—	1,953	91	1,862	—	1,953	93	1,860	—	1,953	83	1,870	—	1,953
郡計	1,891	32,321	55	34,267	1,920	32,306	41	34,267	1,941	32,292	34	34,267	1,886	32,379	2	34,267

投票総数

無効投票数

計

記れ載た投票の無効とさ数

い投票の数

罷免を可とする

投票の数

計

記れ載た投票の無効とさ数

い投票の数

罷免を可とする

投票の数

計

記れ載た投票の無効とさ数

い投票の数

罷免を可とする

投票の数

計

記れ載た投票の無効とさ数

い投票の数

罷免を可とする

投票の数

計

罷免を可とする投票数, 罷免を可としない投票数等に関する調

上北郡

氏名及び 区分 町村名	藤田八郎			横田喜三郎			石坂修一			斎藤悠輔			無効投票数	投票総数
	投票の 数	罷免を可としな い投票の数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の数	計	投票の 数	罷免を可としな い投票の数	計		
野辺地町	632	5,566	6,198	627	5,571	6,198	665	5,533	6,198	644	5,554	6,198	501	6,699
七戸町	404	4,763	5,167	368	4,799	5,167	372	4,795	5,167	359	4,808	5,167	307	5,474
百石町	144	2,942	3,086	143	2,943	3,086	141	2,945	3,086	136	2,950	3,086	266	3,352
十和田町	196	2,783	2,979	197	2,782	2,979	209	2,770	2,979	195	2,784	2,979	403	3,382
六戸町	240	3,338	3,578	221	3,357	3,578	234	3,344	3,578	216	3,362	3,578	297	3,875
横浜町	164	2,499	2,663	171	2,492	2,663	169	2,494	2,663	158	2,505	2,663	288	2,951
上北町	302	3,801	4,103	284	3,819	4,103	306	3,797	4,103	277	3,826	4,103	469	4,572
天間林村	959	3,919	4,878	929	3,949	4,878	943	3,935	4,878	880	3,998	4,878	481	5,359
甲地村	250	3,658	3,908	233	3,675	3,908	237	3,671	3,908	242	3,666	3,908	757	4,665
下田村	149	1,949	2,098	134	1,964	2,098	147	1,951	2,098	154	1,944	2,098	185	2,283
六ヶ所村	296	2,630	2,926	273	2,653	2,926	296	2,630	2,926	277	2,649	2,926	377	3,303
郡計	3,736	37,848	41,584	3,580	38,004	41,584	3,719	37,865	41,584	3,538	38,046	41,584	4,331	45,915

下北郡

氏名及び 区分 町村名	小谷			勝重			島			保			河村			又介			高木			常七			
	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	
川内町	501	3,080	—	495	3,086	—	3,581	3,581	489	3,092	—	3,581	3,581	494	3,087	—	3,581	3,581	494	3,087	—	3,581	3,581	—	3,581
大畑町	362	3,766	—	395	3,733	—	4,128	4,128	381	3,747	—	4,128	4,128	368	3,760	—	4,128	4,128	368	3,760	—	4,128	4,128	—	4,128
大間町	192	1,909	—	217	1,884	—	2,101	2,101	201	1,900	—	2,101	2,101	181	1,920	—	2,101	2,101	181	1,920	—	2,101	2,101	—	2,101
大東村	204	3,874	—	229	3,848	—	4,078	4,078	216	3,862	—	4,078	4,078	214	3,864	—	4,078	4,078	214	3,864	—	4,078	4,078	—	4,078
風間村	121	1,369	—	133	1,357	—	1,490	1,490	138	1,352	—	1,490	1,490	130	1,360	—	1,490	1,490	130	1,360	—	1,490	1,490	—	1,490
佐井村	274	1,734	—	282	1,726	—	2,008	2,008	293	1,715	—	2,008	2,008	275	1,733	—	2,008	2,008	275	1,733	—	2,008	2,008	—	2,008
脇野村	137	1,587	—	151	1,573	—	1,724	1,724	141	1,583	—	1,724	1,724	150	1,574	—	1,724	1,724	150	1,574	—	1,724	1,724	—	1,724
郡計	1,791	17,319	—	1,902	17,208	—	19,110	19,110	1,859	17,251	—	19,110	19,110	1,812	17,298	—	19,110	19,110	1,812	17,298	—	19,110	19,110	—	19,110
氏名及び 区分 町村名	藤田八郎			横田喜三郎			石坂修一			斎藤悠輔			投票総数												
	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記載を無効とさ された投票の 数	投票の 数	計	投票を可とする	投票の 数	無効投票 数	投票 総数	
川内町	471	3,110	—	470	3,111	—	3,581	3,581	456	3,123	—	3,581	3,581	443	3,138	—	3,581	3,581	443	3,138	—	3,581	368	3,949	
大畑町	354	3,774	—	354	3,774	—	4,128	4,128	360	3,768	—	4,128	4,128	357	3,771	—	4,128	4,128	357	3,771	—	4,128	513	4,641	
大間町	207	1,894	—	169	1,932	—	2,101	2,101	185	1,916	—	2,101	2,101	183	1,918	—	2,101	2,101	183	1,918	—	2,101	272	2,373	
大東村	200	3,878	—	201	3,877	—	4,078	4,078	179	3,899	—	4,078	4,078	211	3,867	—	4,078	4,078	211	3,867	—	4,078	236	4,314	
風間村	128	1,362	—	126	1,364	—	1,490	1,490	129	1,361	—	1,490	1,490	128	1,362	—	1,490	1,490	128	1,362	—	1,490	224	1,714	
佐井村	275	1,733	—	268	1,740	—	2,008	2,008	259	1,749	—	2,008	2,008	242	1,766	—	2,008	2,008	242	1,766	—	2,008	105	2,113	
脇野村	130	1,594	—	137	1,587	—	1,724	1,724	131	1,593	—	1,724	1,724	137	1,587	—	1,724	1,724	137	1,587	—	1,724	97	1,821	
郡計	1,765	17,345	—	1,725	17,385	—	19,110	19,110	1,701	17,409	—	19,110	19,110	1,701	17,408	—	19,110	19,110	1,701	17,408	—	19,110	1,815	20,925	

三戸郡 氏名及び 区 分 町村名 罷免を可とする投票数, 罷免を可としない投票数等に関する調

氏名及び 区 分 町村名	小 谷 勝 重 島 保 河 村 又 介				高 木 常 七			
	罷免を可とする 投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ数	計	罷免を可とする 投票の 数	罷免を可としな い投票の 数	記れ 載た 投票 の無 効と さ数	計
三 戸 町	353	5,514	—	5,867	354	5,513	—	5,867
五 戸 町	592	7,239	—	7,831	548	7,283	—	7,831
田 子 町	252	3,572	—	3,824	240	3,584	—	3,824
名 川 町	308	4,283	—	4,591	298	4,293	—	4,591
南 部 町	187	2,562	—	2,749	175	2,574	—	2,749
階 上 村	186	3,468	—	3,654	179	3,475	—	3,654
福 地 村	153	2,169	—	2,322	157	2,165	—	2,322
南 郷 村	157	3,354	—	3,511	172	3,339	—	3,511
倉 石 村	68	1,860	—	1,928	48	1,880	—	1,928
新 郷 村	180	2,469	—	2,649	167	2,482	—	2,649
郡 計	2,436	36,490	—	38,926	2,338	36,588	—	38,926

氏名及び 区分 町村名	藤田八郎				横田喜三郎				石坂修一				齋藤悠輔				無効投票数	投票総数
	投票の 数	罷免を可とする 数	投票の 数	計	投票の 数	罷免を可とする 数	投票の 数	計	投票の 数	罷免を可とする 数	投票の 数	計	投票の 数	罷免を可とする 数	投票の 数	計		
三戸町	331	5,536	—	5,867	337	5,530	—	5,867	329	5,538	—	5,867	323	5,544	—	5,867	242	6,109
五戸町	527	7,304	—	7,831	509	7,322	—	7,831	514	7,317	—	7,831	506	7,325	—	7,831	516	8,347
田子町	222	3,602	—	3,824	226	3,598	—	3,824	226	3,598	—	3,824	208	3,616	—	3,824	265	4,089
名川町	262	4,329	—	4,591	253	4,338	—	4,591	275	4,316	—	4,591	270	4,321	—	4,591	377	4,968
南都町	166	2,582	1	2,749	155	2,593	1	2,749	160	2,589	—	2,749	166	2,582	1	2,749	170	2,919
階上村	164	3,490	—	3,654	160	3,494	—	3,654	161	3,493	—	3,654	139	3,515	—	3,654	279	3,933
福地村	147	2,175	—	2,322	147	2,175	—	2,322	145	2,177	—	2,322	134	2,188	—	2,322	100	2,422
南郷村	140	3,371	—	3,511	146	3,365	—	3,511	141	3,370	—	3,511	136	3,375	—	3,511	238	3,749
倉石村	58	1,870	—	1,928	45	1,883	—	1,928	56	1,872	—	1,928	57	1,871	—	1,928	94	2,022
新郷村	166	2,483	—	2,649	124	2,525	—	2,649	137	2,512	—	2,649	129	2,520	—	2,649	217	2,866
郡計	2,183	36,742	1	38,926	2,102	36,823	1	38,926	2,144	36,782	—	38,926	2,068	36,857	1	38,926	2,498	41,424

無 効 投 票 調

東 津 軽 郡

区 分 町村名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					計	点 字 投 票						計	
	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	× の 記 号 以 外 の 事 項	を 記 載 し た も の	裁 判 官 一 人 の 場 合、 × の 記 号 を 自 ら 記 載 し た も の	場 合、 （ 裁 判 官 二 人 以 上 の 場 合、 そ の 中 一 人 以 上 の 場 合、 つ い て 記 載 を 無 効 と し た も の）		成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 の ほ か 他 事	を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 以 外 の 事 項	の み を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 を 自 書 し ない も の		審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 何 人 を 記 載 し た も の
平 内 町	—	—	536	—	—	536	—	—	—	—	—	—	—	—
蟹 田 町	—	—	11	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—
今 別 町	—	—	242	—	—	242	—	—	—	—	—	—	—	—
蓬 田 村	—	—	222	—	—	222	—	—	—	—	—	—	—	—
平 館 村	—	—	133	—	—	133	—	—	—	—	—	—	—	—
三 厩 村	—	—	101	—	—	101	—	—	—	—	—	—	—	—
野 内 村	—	—	352	—	—	352	—	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	1,597	—	—	1,597	—	—	—	—	—	—	—	—

西 津 軽 郡

区 分 町村名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					計	点 字 投 票						計	
	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	× の 記 号 以 外 の 事 項	を 記 載 し た も の	裁 判 官 一 人 の 場 合、 × の 記 号 を 自 ら 記 載 し た も の	場 合、 （ 裁 判 官 二 人 以 上 の 場 合、 そ の 中 一 人 以 上 の 場 合、 つ い て 記 載 を 無 効 と し た も の）		成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 の ほ か 他 事	を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 以 外 の 事 項	の み を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 を 自 書 し ない も の		審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 何 人 を 記 載 し た も の
鱒 ヶ 沢 町	—	—	423	—	102	525	—	—	—	—	—	—	—	—
木 造 町	—	—	806	—	—	806	—	—	—	—	—	—	—	—
深 浦 町	—	—	469	—	—	469	—	—	—	—	—	—	—	—
森 田 村	—	—	30	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—
岩 崎 村	—	—	92	—	—	92	—	—	—	—	—	—	—	—
柏 村	—	—	203	—	—	203	—	2	—	—	—	—	—	2
稻 垣 村	—	—	243	—	—	243	—	—	—	—	—	—	—	—
車 力 村	—	—	18	—	8	26	—	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	2,987	—	110	2,397	—	2	—	—	—	—	—	2

無 効 投 票 調 査

中 津 軽 郡

区 分 町村名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					計	点 字 投 票					計	
	成規の用紙を	用いないもの	×の記号以外の事項	を記載したもの	裁判官一人の場合、×の記号を自ら記載したもの(裁判官二人以上の場合、そのすべり無効とされたもの)		成規の用紙を用いないもの	審査に付される裁判官の氏名のほか他事を記載したもの	審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書したものを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書しな		審査に付されたもの
岩木村	—	—	—	447	—	447	—	—	—	—	—	—	—
相馬村	—	—	—	196	—	196	—	—	—	—	—	—	—
西目屋村	—	—	—	148	—	148	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	—	791	—	791	—	—	—	—	—	—	—

南 津 軽 郡

区 分 町村名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					計	点 字 投 票					計	
	成規の用紙を	用いないもの	×の記号以外の事項	を記載したもの	裁判官一人の場合、×の記号を自ら記載したもの(裁判官二人以上の場合、そのすべり無効とされたもの)		成規の用紙を用いないもの	審査に付される裁判官の氏名のほか他事を記載したもの	審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書したものを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書しな		審査に付されたもの
藤崎町	—	—	—	717	—	717	—	—	—	—	—	—	—
大尾上町	—	—	—	817	—	817	—	—	—	—	—	—	—
浪岡町	—	—	—	681	—	681	—	—	—	—	—	—	—
平賀町	—	—	—	1,084	—	1,084	—	—	—	—	—	—	—
常盤村	—	—	—	1,254	—	1,254	—	—	—	—	—	—	—
田舎館村	—	—	—	284	—	284	—	—	—	—	—	—	—
碓氷村	—	—	—	386	—	386	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	—	215	—	215	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	—	5,438	—	5,438	—	—	—	—	—	—	—

北 津 軽 郡

区 分 町村名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					計	点 字 投 票					計	
	成規の用紙を	用いないもの	×の記号以外の事項	を記載したもの	裁判官一人の場合、×の記号を自ら記載したもの(裁判官二人以上の場合、そのすべり無効とされたもの)		成規の用紙を用いないもの	審査に付される裁判官の氏名のほか他事を記載したもの	審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書したものを記載したもの	審査に付される裁判官の氏名を自書しな		審査に付されたもの
板柳町	—	—	—	591	—	591	—	—	—	—	—	—	—
金木町	—	—	—	525	205	730	—	—	—	—	—	—	—
中里町	—	—	—	551	—	551	—	—	—	—	—	—	—
鶴田町	—	—	—	60	—	60	—	—	—	—	—	—	—
市浦村	—	—	—	27	—	27	—	—	—	—	—	—	—
小泊村	—	—	—	114	—	114	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	—	1,868	205	2,073	—	—	—	—	—	—	—

無効投票調

三戸郡

区分 町村名	点字投票以外の投票					計	点字投票						計		
	成規の用紙を用いないもの	Xの記号以外の事項	を記載したもの	裁判官一人の場合 Xの記号を自ら記載したもの	場合、そのすべてに （裁判官二人以上の場合） Xの記号を記載したもの		成規のもの	審査に付されるほか他事件	審査に付される裁判官の氏名を記載したもののみ	審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの	審査に付される裁判官の氏名を記載したもののみ	審査に付される裁判官の氏名を記載したもののみ		審査に付される裁判官の氏名を記載したもののみ	審査に付される裁判官の氏名を記載したもののみ
三戸町	--		242			242	--								
五戸町	--		516			516	--								
田子町	--		265			265	--								
名川町	--		329		48	377	--								
南部町	--		170			170	--								
階上村	--		271		8	279	--								
福地村	--		100			100	--								
南郷村	--		238			238	--								
倉石村	--		94			94	--								
新郷村	--		217			217	--								
郡計	--		2,442		56	2,498	--								

第31表 投票総数、有効投票数、無効投票数等に関する調

投票総数 (A)	有効投票数 (B)				無効投票数 (C)	無効投票率 $\frac{(C)}{(A)}$ %
	総数	法第22条第2項の規定の適用を受けたもの	令第10条第2項の規定の適用を受けたもの			
550,670	505,651	336	1	45,019	8.18	

第32表 無効投票等に関する調

1. 無効投票調

無効投票数	点字投票以外の投票				計	点字投票						計
	成規の用紙を用いないもの	Xの記号以外の事項を記載したもの	全員についての記載無効			成規のもの	氏名を記載したもの	氏名以外を記載したもの	氏名を自書しないもの	何人か確認し難いもの	何人か確認し難いもの	
45,019	6	44,486	524	45,016	--	2	--	--	--	1	3	

無 効 投 票 調

三 戸 郡

区 分 町 村 名	点 字 投 票 以 外 の 投 票					点 字 投 票						
	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	× の 記 号 以 外 の 事 項 を 記 載 し た も の	を 記 載 し た も の	裁 判 官 一 人 の 場 合、× の 記 号 を 自 ら 記 載 し た も の (裁 判 官 二 人 以 上 に 場 合、そ の 全 部 を 無 効 と し た も の)	計	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	官 公 署 の 氏 名 の ほか 他 事 項 を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 以 外 の 事 項 の 氏 名 を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 を 自 書 し た も の	官 公 署 の 氏 名 を 記 載 し た も の	審 査 に 付 さ れ る 裁 判 官 の 氏 名 を 記 載 し た も の	計
三 戸 町	—	—	242	—	242	—	—	—	—	—	—	—
五 戸 町	—	—	516	—	516	—	—	—	—	—	—	—
田 子 町	—	—	265	—	265	—	—	—	—	—	—	—
名 川 町	—	—	329	48	377	—	—	—	—	—	—	—
南 部 町	—	—	170	—	170	—	—	—	—	—	—	—
階 上 村	—	—	271	8	279	—	—	—	—	—	—	—
福 地 村	—	—	100	—	100	—	—	—	—	—	—	—
福 南 郷 村	—	—	238	—	238	—	—	—	—	—	—	—
倉 石 村	—	—	94	—	94	—	—	—	—	—	—	—
新 郷 村	—	—	217	—	217	—	—	—	—	—	—	—
郡 計	—	—	2,442	56	2,498	—	—	—	—	—	—	—

第31表 投票総数, 有効投票数, 無効投票数等
に関する調

投 票 総 数 (A)	有 効 投 票 数 (B)				無 効 投 票 数 (C)	無 効 投 票 率 $\frac{(C)}{(A)}$ %
	総 数	法第22条第2項の 規定の適用を受け たもの	令第10条第2項の 規定の適用を受け たもの			
550,670	505,651	336	1	45,019	8.18	

第32表 無効投票等に関する調

1. 無効投票調

無効投票数	点 字 投 票 以 外 の 投 票				点 字 投 票					
	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	× の 記 号 以 外 の 事 項 を 記 載 し た も の	全 員 に つ い て の 記 載 無 効	計	成 規 の 用 紙 を 用 い ない も の	氏 名 の ほか 他 事 項 を 記 載 し た も の	氏 名 以 外 の 事 項 の 氏 名 を 記 載 し た も の	氏 名 を 自 書 し ない も の	何 人 を 記 載 し た か 確 認 し 難 い も の	計
45,019	6	44,486	524	45,016	—	2	—	—	1	3

無効投票等に関する調

2. 仮投票に関する調

総 数	事由による内訳		受理, 不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかつたもの
2	2	—	—	2

3. 点字投票に関する調

総 数	内 訳			
	有	効	無	効
20		17		3

4. 代理投票に関する調

総 数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
	身体の故障	文 盲	計	身体の故障	文 盲	計
3,300	303	2,993	3,296	2	2	4

5. 不在者投票の受理不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかつたもの	選挙管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
10,472	2	3	5	10,477

第33表

最高裁判所裁判官国民審査に付される 裁判官の氏名

氏 名	住 所	生 年 月 日	裁判官に任命された年月日
小 谷 勝 重	東京都世田谷区北沢2丁目31番地の1	明23. 12. 24	昭22. 8. 4
島 保	東京都品川区大井出石町5021番地	24. 8. 25	22. 8. 4
河 村 又 介	東京都世田谷区北沢2丁目25番地の1	27. 1. 1	22. 8. 4
高 木 常 七	東京都豊島区高松3丁目1番地	26. 3. 15	33. 6. 28
藤 田 八 郎	東京都豊島区高田本町1丁目1371番地	25. 8. 5	22. 8. 4
横 田 喜 三 郎	東京都文京区大塚坂下町114番地	29. 8. 6	35. 10. 25
石 坂 修 一	東京都杉並区西田町1丁目774番地	28. 9. 14	33. 6. 28
森 藤 悠 輔	東京都中野区富士見町24番地	25. 5. 21	22. 8. 4

無効投票等に関する調

2. 仮投票に関する調

総 数	事由による内訳		受理, 不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
2	2	—	—	2

3. 点字投票に関する調

総 数	内 訳			
	有	効	無	効
20		17		3

4. 代理投票に関する調

総 数	投票当日投票所における代理投票			不在者投票管理者のもとにおける代理投票		
	身体の故障	文 盲	計	身体の故障	文 盲	計
3,300	303	2,993	3,296	2	2	4

5. 不在者投票の受理不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	選挙管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
10,472	2	3	5	10,477

第33表

最高裁判所裁判官国民審査に付される 裁判官の氏名

氏 名	住 所	生 年 月 日	裁判官に任命された年月日
小 谷 勝 重	東京都世田谷区北沢2丁目31番地の1	明23. 12. 24	昭22. 8. 4
島 保	東京都品川区大井出石町5021番地	24. 8. 25	22. 8. 4
河 村 又 介	東京都世田谷区北沢2丁目25番地の1	27. 1. 1	22. 8. 4
高 木 常 七	東京都豊島区高松3丁目1番地	26. 3. 15	33. 6. 28
藤 田 八 郎	東京都豊島区高田本町1丁目1371番地	25. 8. 5	22. 8. 4
横 田 喜 三 郎	東京都文京区大塚坂下町114番地	29. 8. 6	35. 10. 25
石 坂 修 一	東京都杉並区西田町1丁目774番地	28. 9. 14	33. 6. 28
森 藤 悠 輔	東京都中野区富士見町24番地	25. 5. 21	22. 8. 4

附

録

衆議院議員選挙公報 第一区

衆議院議員選挙公報 第二区

最高裁判所裁判官審査公報

棄権防止依頼状

選挙人心得

啓発用ポスター

昭和35年11月20日執行

報公挙送議員院議衆

青森県第一

青森県選挙管理委員会

自由民主党公認



三浦 一雄

二倍以上に引き上げ、国民の生活水準を西欧諸国並みに高めるつもりであります。また生活能力の乏しい者には社会保障を充実し、生活の安定を計り、そして福祉施設を充実したいものと思っております。

然して経済成長を順行すると、鉄工業の成長率は高いが農林水産業の成長率が著しく低率となっているのでこれが成長率を高め、又農林所得を向上させて一般農業者との格差をなくすることが急務であります。

これがためには我が国農産物の特異性を鑑み、先づ農産物を近代化し、米麦一点限りの生産構造を畜産、酪農、果樹、園芸等収益度の高い方向に合理的に転換させ共同経営の強化拡大を図り、土地制度の改革並びに農産物価格を調整する等の施策を推進し、もって所得の増進を図りたいと思っております。

若し、鉄工業の発展に伴い農村人口を流出せしむるならば、農村の崩壊を招くのであります。農村工業化、工業労働への転移等、合理的に調整を行い農産物の増加を期する事が急務であります。

所得増進計画に伴い農産物政策は新しい方向に向わなければなりません。これがため農産物基本法の制定等農産物政策の根本対策を立てる事が急務であります。

中小企業育成については、外資導入、投融資の拡大によって中小企業の近代化を進める一方金融制度の刷新、税制の改革等、一連の企業強化政策を推進したいと思っております。

私はこれらの観点から、経済拡大、所得増進計画の立案実施に留まり、政策の遂行に努力するつもりであります。これがためには、科学技術の振興、教育制度の整備拡充が必要であり、特に、理工科系高校、大学を増設し、経済の発展を図り国力を充実せしめ併せて社会保障制度の確立を期したいと思います。

三、後進性の脱却、郷土の開発
幸い天然資源に恵れているので豊富な労働力を活用し、これら資源開発に役立たせたいと思っております。

本県には日本一の砂鉄を有し、その開発は漸く顕著を見、これに必要な低廉な電力を供給し、更に石油化学工業を工業化し、重油による電力の開発を行い、鉄鋼業をコストダウンし素材生産に留まらず機械工業の進歩を促進することが必要であります。

尚基礎産業上必要な銅、鉛、亜鉛、天然ガス等の開発も極めて有観でありますので、これらを開発し大いに期待すべきものがあります。
次に未開発地帯を総合的に開発し今後の農業は酪農の振興を図ることとし、果樹、園芸等を多面的、かつ集約的な営農法を採用し、本県農産物の増産を期したいと思います。
更に道路、鉄道、港湾などの整備においても公共投資を拡大し、併せて農村工業の積極的発展を図りたい。
私は、これに全副の政治力を傾注し、もって郷土の開発と繁栄を期したいと思います。

自由民主党公認



夏堀源三郎

例え解散直前ではありましたが私は自分の長年の主張が、実を結ぶ時を待たずして積極的に御報告出来た。

同時に自由民主党公約に關連した私の公約が裏面に離棄に之の政策中心集団を土台として、実行出来る事を御約束致します。

私の公約

一、青森県に基幹都市を指定する

一、中産階級の育成(所得増進と同時に所得公平を期す)

一、農産物基本法を制定する(農家所得を増す為甜菜酪農等多角経営を奨励し、その為の長期低金利の政府資金の導入を図る)

一、漁業基本法の制定に努力する(沿岸振興の為漁船増進に力を入れ、環境改善に努力し漁民の職業転換組織の確立を図り、且又、水産物の価格安定、流通改善の対策を行う)

一、児童、母子対策の徹底、医療保障の拡充、国民年金の改善、選挙権拡大等を図る

一、中小企業の近代化(金融対策として政府資金の導入を促進し規制緩和措置を図る)

一、文教制度の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

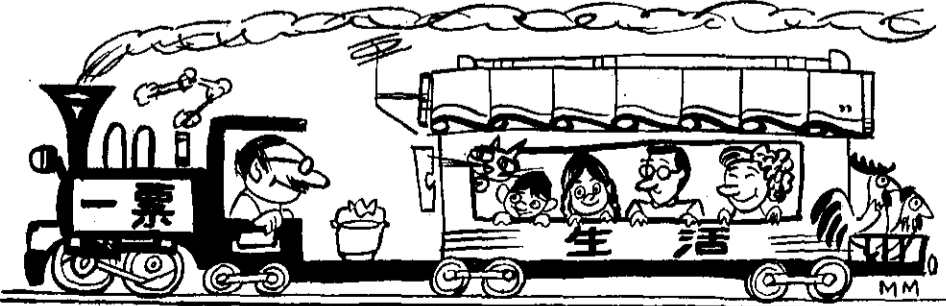
一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)

一、文部省の刷新(小中学校生徒数増進に対し校舎の拡充、育英奨励、特別児童教育、勤労青少年教育の振興のため予算増進に努力する)



生活にあすから
ひびくこの一票

昭和35年11月20日執行

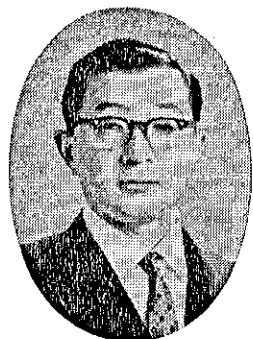
報公拳送議員院議衆

青森県選挙管理委員会

青森県 第一区

民主政治を暴力から守る

日本社会党



米内山義一郎

まね、小川原湖は、充分に毒として使える深さをもっており。

政治から一切の暴力をなくし、民主主義と議会政治を守り守りましよう。

この選挙を目前にして社会党は政治委員長の右翼暴力団の毒にまみれた。

これは戦争に直接つながる危険性をもつものであります。昭和の初めにこのようなことが次々におこり、そして太平洋戦争になったことを忘れてはなりません。

この暴力の根源は戦争準備を急ぐ支那開放であります。暴力団を養ってきたものは、資本家であり、これをばりばりしたの自民党であることは間違いないです。三井物産の争議でも資本家は暴力団を使って労働者を殺させました。金儲けの道徳もそのようにならなくなっています。又安保国会で暴力団を国会の中に入れて、社会党議員団と暴力で対峙させたのも自民党以外のものでもありません。日本の資本家と自民党は、その独占支配と戦争準備を急ぐあまり、民主主義に対する準備を欠いて、これを邪魔ものあつかいにしています。これが暴力団の根元であります。

十年間に農民を四割に減らすなどということは血も涙もないやり方でありませぬ。

外国の農産物の輸入で農民をたゞし、困るようになされた。こんどは池田内閣が所得を二倍にする云々、又ゴマかしをやっています。鉄工業など大企業はだかだかに大きくなり、うけることのできない国民年金は、困る人に追い打ちをかける重荷です。

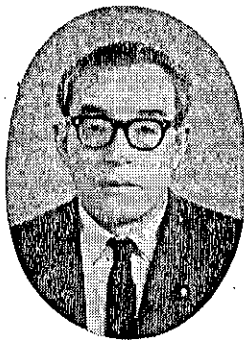
八、又福田農林大臣は、米の消費増進を値上げするか、統制をやめるかしなければならぬと表明しました。池田内閣の政策は内閣よりも、モット選挙に、制く人々を圧迫するやり方でありませぬ。

青森県は昔から四等県といはれ、今でも下から四番目の貧乏県です。これは、地方開発に金をかけなかつたからです。一、国内で食糧が余るようになったらと云って全国に一律に食糧増産政策をやめることは大きな誤りです。本県のような、土地改良などもおくれ、また開拓の余地も多く残っている地方では、むしろこれまでよりも積極的に農業を進展させる政策をとらなければなりません。

口、青森県の所得が低い原因は八割に大きな工業が少いといふことがあります。いまは八月に限りされているのですが、その八月もすでに用地がせまらなっております。今後は小川原湖までの地域を工業地帯とする必要がありませぬ。この地域は昔も少く、土地が広く、工業用水にも恵

日本社会党

日本社会党



淡谷悠蔵

世界も平和になるのです。敗戦の犠牲の中から、やっとつくり上げた平和憲法を守り抜きましょう。

日本の政治は、国民に信用がありません。

選挙のときだけ、いいことをいって、当選すると知らぬ顔をして、政治家などは、あてにならないといわれます。顔をあげても、うしろからくくらないから選挙などどうでもいいと考える人も多くなりました。

日本の政治は、外国に信用がありません。民主主義だ、議会政治だといながら、多数党が教をたのんで、大憲法案を充分に審議もせずに勝手に通そうとして、国会を愚弄させるからです。暴力団をつかって、社会党の議員を脅迫させたり、請願運動になぐりこませたり、このように、わが党の政治委員長、眞屋山演説中に、みんなの目で見ている前で、刺殺したりするので、日本はまだ野蛮な国だ、暴力と暗殺の国だと信用されなくなるのです。

こうした政治の不備は、どうして起るのでしょうか。政府や自民党が、国民全体の幸福よりも、少数の資本家の利益を大切に、金儲けのために、憲法を破って、再軍備をすすめても一向平気、国民の抗議や国会の追及など何とも思わないところから起るのです。だから一年増し、金持と貧乏人の間の差が立って、しかも金持の数は少なくない貧乏なものが増えつづけてゆきます。

池田首相は、国民の所得を倍にするなどといっています。が、結局その少数の金持の所得が数十倍、数百倍になり、それを平等に分ければ、国民一人一人の所得が倍になるというところで、所得の平等な分配などやれる仕組に今の世の中は出来ておりませぬ。

資本主義とは、本来そうした階級の対立をはげしくするようになっているのです。

私達は、議会に多数の席を占めることで働く人々の生活が、らくになる世の中を改革しようと努力しています。日本の国をよくするには、働く人々が一番の力です。それがだんだん多くの人々にわかって来て社会党の力が伸び始めたので、それを抑えようとして、自民党が自分都合のいい法律を無理に通そうしたり、選挙の公約にもない安保条約の改定をして、戦争の危険を招こうとしたりするので、国会が荒れ、政治が荒れ果てたのです。すなわち、働く人々の力の伸びるのを抑えてゆけば、国もよくなります。

一、青森市に生れ、新城市で農業をいとなみ四十年、今もつづけています。

二、若い頃から、農民生活のみじめな状態に農民解放の悲願をたて、農民運動に挺身す。

三、戦後日本社会党に入党、昭和二十八年衆議院議員に当選、今年知事選挙に推されてやめるまで国会で活動、当選三回。

四、中国、ソ連その他、ユーゴ、チェコスロバキヤなどの東欧諸国を調査研究す。

五、現在、日本社会党、中央機関幹事長。同果樹園芸振興対策特別委員長。

私の公約
一、青森港、八戸港の貿易港としての完成促進
各地漁港の整備。
二、津軽半島、下北半島、その他の未開発資源の開発。
三、こまかしの国民年金制度をあらためる。それまで今の年金法の実施は見合わせぬ。
四、政府の出す農業基本法には反対、農業を近代化するわが党の新しい農業基本法を通過す。
五、労働運動陣地法令の撤廃。

11月20日

投票日



売 り ま せ ん

頼 ま れ ま せ ん

捨 て ま せ ん

昭和35年11月20日執行

報公拳送議員院議衆

青森県第一

青森県送拳管理委員会



自由民主党 公認

森田重次郎 七十才

私は自由民主党の公認を得て、この度、我が青森県第一区より立候補致しました。つきましては、国民の皆様に對する公約と致しましては、まず第一に、我が自由民主党の公約を速に達成せん事を約申上げます。それでは我が自由民主主義の公約は如何なるものであるかと云ふ事は、すでに新聞ラジオ等で皆御承知の通りであると思ひますが、敢ある中、至本ものを箇条致しますと、次の様なものであります。

一、まず国民の所得を十年後には二倍にするという事であり、これは、決して空約束等とはありません。すでに、過去十年間に、日本の国民の所得は約二倍半位、増加して来たのであります。即ち、今までの通りの勤勉と努力により、達成せられ得る事なのであります。

世界の状況、特に経済状況を判断するに、日本商品の世界市場は増加しており、その購買力の増加に徴して、又国内経済状態をみるに、我が国の経済成長率は九割であるといふ。それ故十年後には見ても二倍の所得となるのであります。ところで、これでサラリーマン、商店等の方はよいとして、農民の方々の所得はどうかして倍になるのか疑問を抱かれます。思ひます。それにつきまして、自民党並びに池田内閣は現在の農業人口をその四割に減らし、他の六割を工場等に吸収し、農民一人当りの農地を多くし、そこで酪農を導いた機械化経営を行わしめることのできるべきであります。そこで六割の農民の工場等への吸収方法ですが、それは、農業の地方分散政策により、地方に工場を数多く創設し、そこで労働者の待遇を良くすると自然に農業人口が減少するといふのであります。これを強制離農とか、農民の精神の欠陥とか批判する人もある様ですが決してそんな事ではありません。

二、この所得増に鑑み、我が党並びに池田内閣の政策には、至本ものとして社会保障の強化、公共企業の推進並びに青森県内の増強等があります。特に日本青年会をつくりました一人と致しましては、この度池田内閣が青森関係予算を従来の四七億から一筆に、三億の一四一億に押し、これは高校生なら十人に一人、大学生なら四人に一人、大学留學生の場合は全員に給与する割合の半減であり、かつての私の若学時代を考へるに當り、現時の青年に希望を与えるものとして欣ばるにたえません。

民社党公認

山口森蔵



生年 明治二十年九月七日(七十三才)
現住所 青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田二〇番の一
本籍 東京都世田谷区玉川三丁目
学歴 大成中学卒
職歴
東京下谷山伏貧民学校教員
米田サロバート・ダラー・カンパニー木材部主任
東京浪川木造、神田明神下にて木材輸入商を営む
浪岡町にて製糖業を営む
青森県製糖統制組合理事
同 全国連合副会長
青森県商工経済会常務理事
社会党青森県連副
現在、民社党青森県連会長

一、国会政治をやる
安保条約の審議をめぐって我が国の民主主義は重大な危機に直面した。自民党の強硬な単独決断の執行と、社会党議員の強硬な反対の行動である。わが民社党はこれらをかき分け、単独審議はやらせない、国会内外の暴力は絶対許さないと、今回のやり方は前例としないとの三条件を表明し、国会政治を軌道にのせるために最大の努力をすることと公約する。

二、米ソの冷戦を国内にもつむむな
わが党の外交の基調は、対米追従、中ソ迎合のいずれの立場にも組せず、同時に国内的には平和を損う再軍備の推進、核兵器の持ち込み等を完全阻止し、平和的自主体制を確立することにある。これを自主独立外交と言っているが、それは次の項を基本的な柱としている。①自由諸国家群との提携、②対米追従外交には反対、③正当な主張を卒直に述べ、新安保条約は段階的解消の努力をする、④中立主義の排除、⑤美英の親中ソを意味する中立主義は採らない。

三、国を守る最少限の自衛権の確立
平和と安全を確保するための防衛は十分考慮する。安易に無防備、無抵抗、中立を唱えることは無責任である。
四、経済八カ年計画の推進

六、教育の機会均等と技術教育の振興
教育普及度は世界最高であるが施設設備、教材、教師の資質、養成など不十分である。①義務教育費は全部国庫負担、②私立に財政的援助、③社会教育制度の充実、④科学技術教育の振興、⑤国家の責任体制を確立し、機会均等を徹底せしめ、教育の中立性を確保する。

七、家庭生活の幸福を多く社会保障の推進
民社党の特色は四つあるが、貧困に陥らないための施策に重点をおいていること、自民党や社会党の政策主義とは基本的に相違する。①医療費の全額国庫負担、②年金は六十五才に引上げ、③月給を三万円に引上げる、④家庭福祉の施設、レクリエーション施設の充実、⑤低家賃の公営住宅の大量建設(年間七五万戸)

八、生産性向上による労働条件の高度化
①労働者の生活格差を解消する、②不完全就労の解消と低賃金労働者の所得引上げ、③生産性向上に見合う所得の引上げ、④民主的労働運動の育成(三池争議の例で判る通り、組合運動は労働者の生活を困窮におとし入れ加えて労働者間に憎悪を種えつける組合運動から脱却した政治的運動を排除する)

九、農林漁業に代行的自立経営を
農林漁業政策の方針は、その基本を農林漁民の自立化用中産業的育成すること、その重点をおき同時に国際市場に對する農林漁業にそのしくみを切り換えようとする事である。農林方面では①休耕地改善で生産性の向上を急務、②農林自由化の促進、③休耕地の活用、④休耕地の活用、⑤休耕地の活用、⑥休耕地の活用、⑦休耕地の活用、⑧休耕地の活用、⑨休耕地の活用、⑩休耕地の活用、⑪休耕地の活用、⑫休耕地の活用、⑬休耕地の活用、⑭休耕地の活用、⑮休耕地の活用、⑯休耕地の活用、⑰休耕地の活用、⑱休耕地の活用、⑲休耕地の活用、⑳休耕地の活用、㉑休耕地の活用、㉒休耕地の活用、㉓休耕地の活用、㉔休耕地の活用、㉕休耕地の活用、㉖休耕地の活用、㉗休耕地の活用、㉘休耕地の活用、㉙休耕地の活用、㉚休耕地の活用、㉛休耕地の活用、㉜休耕地の活用、㉝休耕地の活用、㉞休耕地の活用、㉟休耕地の活用、㊱休耕地の活用、㊲休耕地の活用、㊳休耕地の活用、㊴休耕地の活用、㊵休耕地の活用、㊶休耕地の活用、㊷休耕地の活用、㊸休耕地の活用、㊹休耕地の活用、㊺休耕地の活用、㊻休耕地の活用、㊼休耕地の活用、㊽休耕地の活用、㊾休耕地の活用、㊿休耕地の活用、

11月20日投票日

よく見・よく聞き・よく送ぼう



投票所

昭和35年11月20日執行

報公挙送員議院衆

青森県選挙管理委員会

青森県
森二
青森

日本共産党公認
衆議院議員候補



岸谷俊雄

○首切り失業の自民党
くらしと権利を守る共産党

(三) 国民年金は再増徴をつくるタラシです。

国民年金は全国民から反対されています。年金同様にとりたてて四十五年後には三兆六千億に達します。安眠条約下に「社会保障」の美名の下に国民から金をまきあげ

独占資本と軍事費にまきこむことがねらいです。

○かけ金なしの国民年金 かけずて反対

○再増徴より社会保障と災害対策

(四) 六朝の農民を首切る農業基本法に反対します。

アメリカに譲渡された「貿易の自由化」で大豆など農産物が値下りを始めました。

その上「農業基本法」で中、小農を切捨てようとしています。「農業人口を四割に減らす」というのが池田自民党内閣の政策です。

日本共産党はこのような政策に反対し、農民の土地と経営と生活を守るために闘います。農産物価格を保障し、農民に対して長期低利の融資、災害に対する国庫の補償を要求して闘います。

○「自由化」で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

○自由化で農業つぶす自民党

○六朝の農民追い出す自民党

民主社会党公認



外崎千代吉

この外崎千代吉は、戦前には農林省の法外化以外に道はありません。政府は全国に誇った農民の要求をシブシブ認めざるを得ない状態に迫られてきました。立法化するにあたり、骨抜きにするのは火を見るより明らかであります。あくまで農業法人の完全立法化とともに次の事項を完全実施します。

一、預金の無償（預金は住民税のみでよい）

二、沿河集約漁業の振興

三、沿河集約漁業の振興

四、沿河集約漁業の振興

五、沿河集約漁業の振興

六、沿河集約漁業の振興

七、沿河集約漁業の振興

八、沿河集約漁業の振興

九、沿河集約漁業の振興

十、沿河集約漁業の振興

十一、沿河集約漁業の振興

十二、沿河集約漁業の振興

十三、沿河集約漁業の振興

十四、沿河集約漁業の振興

十五、沿河集約漁業の振興

十六、沿河集約漁業の振興

十七、沿河集約漁業の振興

十八、沿河集約漁業の振興

十九、沿河集約漁業の振興

二十、沿河集約漁業の振興

二十一、沿河集約漁業の振興

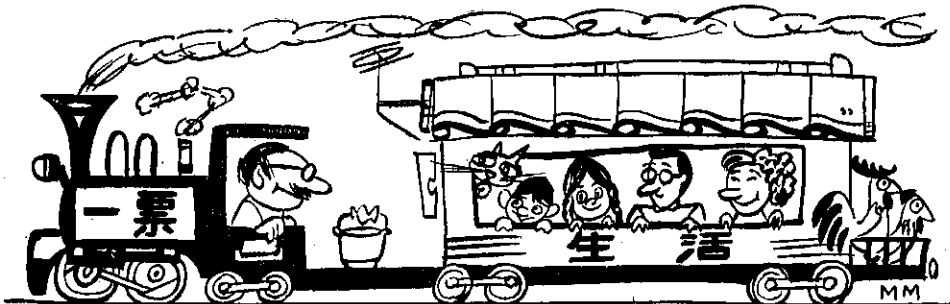
二十二、沿河集約漁業の振興

二十三、沿河集約漁業の振興

二十四、沿河集約漁業の振興

二十五、沿河集約漁業の振興

生活にあすから ひびくこの一票

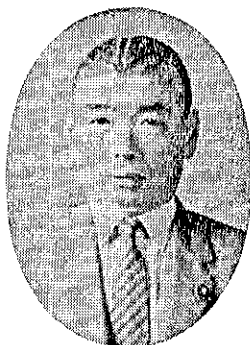


昭和35年11月20日執行

報公挙送議員院議衆

青森県
森二
青第

青森県選挙管理委員会



略歴

会社社長

十和田、岩木川地区総合開発協議会長

農林水産常任委員

国会対策委員長

農林水産委員会理事

現建設政務次官

当選三回

政治は最大多数の最大幸福のためにのみ全力をつくす、これが三和精一の政治信条であります。

過去数回の総選挙に際し私の立候補のスローガンは「つねに治水を説き、治水の急務を訴えてきました。」

それはとりもなほさず治水を忘れて、治水はなく、治水を忘れて国を治めることが出来ない原則に立って三和の政治生命を賭けた行動であります。二十世紀半ば時代の風は移り、

水が流れる今日と雖も、この原則は更に更になりなく、日本再建の原動力として山は植林を求め、水は電力の開発を促し、人類永遠の資源として益々その利用度が高くなって居ります。

北津軽の寒村に生を受けた三和精一は同じ条件下にある青森県の貧困を強く身に感じ、来る年も、また来る年も貧困に陥る農民の、津軽の村々を町々を憂う、明るい環境につくる政治の祈願だったのであります。

むづかしい言葉をかりるならば地域経済の発展と民生の安定ということになります。

等しい第二区の有権者各位の御支援により過去三たび代議士に当選させていただき、私の悲願とする国土建設の仕事をする

ことが出来たのであります。日本農業の転換期に処して、津

軽総合開発事務所開設は必ずや津軽平野地域、青森西海

地域、岩木山麓地域の新しい設計図を画き、かつて私達の祖

先が夢だにも見なかつた殷賑繁華を生み出すことを信じて

います。更にまた水資源の豊厚な青森は、水力資源の宝庫

として第二次産業、第三次産業を誘致し、科学化され、近代

化された商工業と相俟って富める青森県がやってくるのであり

ませう。

お隣りの岩手の詩人が詩った、雨にも負けない、風にも負けない強い民衆の使徒として、真向から青森県の実情を発言する勇気をもつたならば、この青森は単なる農民の青でなく、天の恵として必ず時の政府を動かすことができるものと確信

三和精一

明治三十五年八月十日
五所川原市字大町二六

致して居ります。

自由民主党の三和精一は「進歩は過去の上へのみ成り立つ」保守伝統を尊重し、地域住民の潔く、明るい生活を創りあげることに全力を捧げる決意であります。

今ここに専ら当地区に関係ある、日頃私の考えている政策を掲げて皆様の御批判を仰ぐ次第であります。

わが政策

一、建設と開発政策

1、河川を改修して水害を無くし水を利用する総合開発の促進

(1) 岩木川、平川、渡瀬石川、十川の即時改修

(2) 小田川ダム、小戸次ダム、平川水系ダム等の早期

実現

2、多年不便を感じている交通網整備の早期実現

(1) 津軽一帯の道路網を早急整備

(2) 中込と西郷を結ぶ弘西産業開発道路の早期実現

(3) 西北を結ぶ松橋の明年完成

(4) 南郷と十和田を結ぶ松尾道路の完成

(5) 西北と青森を結ぶ津軽急行道路の早急完成

(6) 津軽環状線の実現促進

3、漁港を改修整備し水産資源を確保する

(1) 鱈ヶ沢、北金ヶ沢、深浦、小泊港、下前、其他漁港等の漁港整備の整備促進

(2) 漁場の造成による水産量の引上げ

二、農林政策

1、農林政策を確立して所得を増大する

(1) 津軽かんばい事業の増進

(2) 十三湖干拓事業の早期完成

(3) 岩木山麓開発事業の増進

(4) 津軽総合開発事務所の二〇〇億事業予算と津軽地方

一切の農業事業の統合

(5) 農業災害対策並びに農業金融の改善

(6) 畜産振興政策の推進

(7) りんと振興政策の推進

(8) 産業開発道路の建設と森林資源、地下資源の開発

(9) 農業団体の育成強化

三、一般社会政策

1、中小企業者の生活安定を図る

(1) 中小企業金融の拡充

(2) 中小企業事業負担の軽減

(3) 社会保障を充実させ安心して働く福祉国家をつくる

(4) 国民健康保険の給付増額

(5) 生活保護法の改善

(6) 身体障害者の援護強化

(7) 戦争犠牲者の援護行政の積極的推進

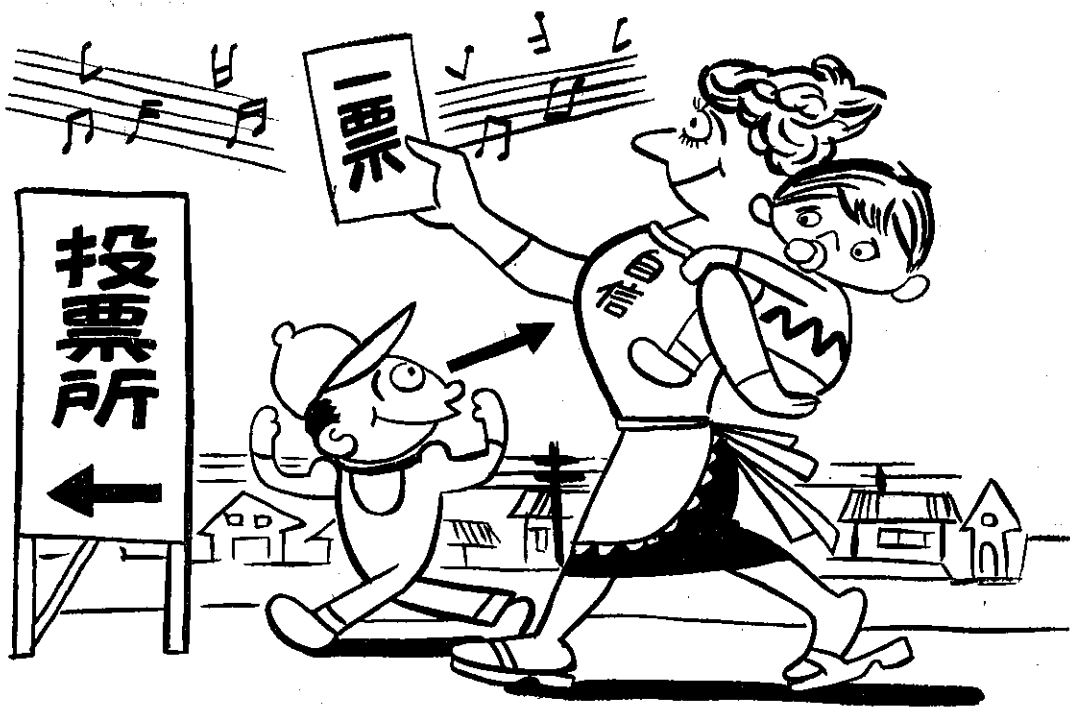
(8) 婦人青少年団体の育成強化

(9) 母子家庭の援護強化

(10) 青森県に於ける医療用医薬品確保負担の早期実現

投票日！ 11月20日

坊や背に胸に自信のこの一票



投票時間

午前七時から 午後六時まで

但し

特別の事由によって市町村では投票所を開く時刻、または閉鎖締切り時刻を変更しているところがありますから、ご注意下さい。

昭和35年11月20日執行

報公拳送議員院議衆

青森県第二区

青森県選挙管理委員会

青森県第二区衆議院議員候補者

自由民主党公認



楠美省吾

(満五十五才)

前回は皆様の絶大な御支援を賜りながら、僅差で次点の涙に沈みました事は、私の身の不徳の致す所と衷心より深くお詫び申し上げます。

昭和十七年以來、私は皆様のめたたい御支援によりまして、國政に参画して二十年、ひたすら日本の将来を想い、わが郷土の発展を考へ、一身を捧げて参りました。しかし東西二陣營の冷戦の対決の中に置かれた今日の日本は、決して明るい前途が窺はれるとは考えられません。

この時あたり私にとりまして今回の選挙こそは、最も重大な感動をもつものであります。中火世界において、私の意見も政治の上で反映するようになって参りました今日、私の理想とする事、わが郷土のために是非ともやってみたい事が実行出来るか出来なかが、これこそ、私の政治生命をかけた今回の選挙の結果にかかっているのです。

何卒、私の政治理想を衆議院のレールの上にお任せ、その実現を期するため、是非とも再び国会にお送り下さいますようお願いの御支援をお願い申し上げます。

一、私の政治的信条
(一) 私は正しい姿勢で信念に生きる精神豊かな政治生活を営み、私利私欲を排し、いかなる時でも国家国民を忘れない心構えが何より大切である。

(二) 私は誠実な政治家として、いつも国民と共にあり国家のために献身するものである。

(三) 私は政治理想を衆議院のレールの上にお任せ、その実現を期するため、自分の持つすべてを最大限に活用したいと思ひます。

二、私の主張
(一) 議会民主政治の擁護
政治の姿勢を正し、政策の善悪を真実を基に、明るい社会をつくるため、左右の勢力が健全な国民の自

由と人権を尊重する民主政治を守ります。

(二) 経済成長政策の推進と完全雇用の達成
創意と工夫による国民の力が十分発揮できるような経済政策によって十年間に国民所得の倍以上増しと完全雇用」の実現に全力をあげます。

(三) 社会保障の面期的拡充と千億円以上の被服
医療保護の充実、生活保護の引上げ、老人や母子の施設拡充等、毎年減額を發行し、来年度は中小所得者中心とし「国庫千億円地方債二百億円」の減額を行います。

(四) 農山漁村開発振興のための諸施策

1. 津軽かん排、岩木山麓開発振興の促進。
2. 土地改良、畜産振興、農畜水産物流通取引の改善、国有林の解放、造林の拡充、漁海産物の増産のための農林漁業の増大等の施策をもつて振興をはかります。
3. りんご産地の振興とこれに関連する輸送対策、販路の拡充に献身します。
4. 農山村三男対策としての国内開拓および海外移住について全力をつくします。

(五) 観光産業振興拡充

1. 十和田湖や岩木山麓を中心とした湖沼、岩手海浜や大崎、碓氷川と黒石、山形温泉等の観光客誘致の諸施策を拡充をはかります。

(六) 東北総合開発と中小企業振興

このため、財政補助制度を確立し、特に後進県といわれる本県産業の発展のため、工場誘致、道路、港湾等の輸送施設の整備、災害防除のための十分な治水治水事業の奨励等につき努力します。

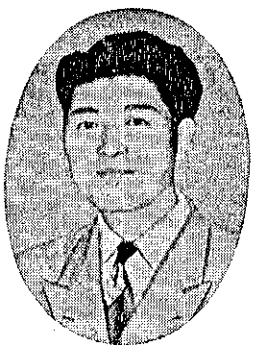
中小企業等については、融資の大幅増大、金利の引下げを行い、又税負担の軽減や企業診断の充実をはかり特に本県の零細企業に十分留意して商工の活動を活発にします。

三、私の主張

青森県五所川原市大字高野に生れる

現住所 弘前市大字雀森町一三
旧官立弘前高校、東北帝大法政科卒業
満洲国大同学院卒、満洲国東豊県副県長
開拓局長理事官等歴任、昭和十七年衆議院議員当選
拓務省、大東亜委員となる
青森県開拓会理事長、改進黨青年局長、民主党政務調査会副会長、内閣海外移住審議委員を歴任
石橋、岸内閣内閣行政事務次官に在任
現在 日本海外移住振興株式会社監査役
自民党青森県支部副会長
昭和廿九、卅四年二度にわたり南北アメリカ、ヨーロッパの各国視察す
衆議院議員当選 三回

自由民主党



田沢吉郎

国民負担の軽減

勤労者、農山漁家、中小企業者等、中小所得者の負担軽減に重点をおき、地方税を合せて平年度一千万円以上の減額を行います。

社会保障の面期的拡充

経済のたくましい成長発展によってもたらされる繁栄のみならず国民に広く与えるために生活能力の乏しい者の生活を明るく豊かにすることが必要です。

国民健康保険の増徴及び補給金に対する療養給付を七割に引上げます。また国民年金制度を改正して老人、母子世帯に温かい手がさしのべられるようにします。

農山漁業と中小企業の近代化

農業の生産性を向上するには第一にはその基礎である、農地を改良して、収量を増加するとともに、できるだけ新農地を開発することです。又今後の農業の発展は国民の消費の増大から見て、米を中心とした食糧増産が最も重要な見込みのあるものは、畜産であります。

農林省の一応の見通しによりますと十年後の食肉の需要は最低二倍、牛乳及び乳製品は最低四倍に増加するものと予想されます。従って畜産は十年後には全体として三倍以上に増産することを目標とし、大にその振興をはかることとします。そのためには農家が営むべき多数の家畜を飼育すること、また加工工業を助成し、市場の増産を計る等価格、流通対策を改善します。そうする事によって優秀な飼料作物の導入、輸送等を一層助長致したいと考へます。

文教と婦人青年対策の刷新

社会の注目を浴びている高等教育振興のため、呼称的に小、中学校の理科設備の充実と、き地教育の振興をはかり、高等学校生徒の急増対策として高等学校新設、補助の大幅引上げを図ります。私学に対する助成を拡大します。近くオリンピック大会が開かれるのでこれを機として国民体育の振興をはかります。

国民の教養と能力を高めるために社会教育の振興を図ります。

国民の身近な問題を解決する

皆様の幸福のために、青森県の後進性脱却のために、私の全てを捧げその解決に当ります。即ち
○岩木川、平川、浅瀬石川水系を中心とする津軽平野の総合開発
○岩木山麓と弘前山麓の開発促進
○りんご生産の経済安定策樹立
○西海岸地域の開発
○中小企業の育成
○高等学校六校の新設

11月20日 投票日

売りません
頼まれません
捨てません



報公拳送議員院議衆

青森県 森二 青第

青森県送拳管理委員会



島口重次郎

その小農を農業者の外へ振り捨ててゆこうというのが、自民党の農政の方針です。それはかりではありません。一町五反から三町くらいは農家を自力経営農家として育て、それ以下の農家は経営が立たないから農家をやめて外へ出てゆけ、という政策でいまの六百万戸の農家を三分の三百万戸にへらすことを目標にしています。これは大変な農民切りです。

社会党は貿易自由化と小農を切り捨てて反対です。農業者に適当な土地を國營機械開墾で大々的に開墾して農農、果樹、園芸等を行い、農産加工を振興し小農もよく育て、農家の経営協同化を進め、豊かな村作りにつとめます。

中小企業のみならず社会党

社会党は、次のような政策を執行して、中小企業の皆さんの前途を憂慮させるように主張します。

- 一 金融を思い切り拡大し、資金をなくす。
- 二 税金を安くし、微利を思いやりのあるものにする。
- 三 大企業・百貨店の競争をまよわす方策を制限し、中小企業の仕事を邪魔をさせない。
- 四 中小企業が組合を作って商売をするものに対しては、税金を安くし、下請企業が親企業と団体交渉する権利を認めない。
- 五 従業員の福祉厚生施設をよくし、中小企業に労働力をあつめる。
- 六 各地に、中小企業センターを作り、中小企業の企業診断、経営近代化の援助をさせる。

要する郷土のために

今日ではあらゆる地方の問題も中央で解決しなければならぬという現状です。私は次のことを郷土のために解決したいと思えます。

- 一 りんご、わらじの輸送態勢の強化
- 二 中込、西郷を結ぶ産業道路の建設
- 三 地下鉄、鉄道の開発
- 四 国府林を解放し地方産業の拡大
- 五 農民の意思による岩木山麓の民営の大農場化
- 六 青森県道管理の改善
- 七 老朽校舎の緊急建設
- 八 平川多目的ダム建設の促進
- 九 津軽線状の期成

わたくしたちの党の政変する委員長、そして広く国民の皆さんに愛され、親しまれてきた淺沼雄次郎氏は、右翼勢力のテロによって倒されました。働らく人々の幸福を念願して、その余生をささげた浅沼委員長の功をのりこえて私は皆さまのために働くことを誓います。



自由民主党 公認候補 竹内俊吉

五、山村に国有林野の利用権をひくくあたえる。それらに必要な方法と資金を政府が用意し、一口にいえば、農林漁民に現在の二倍か三倍の財産をもたせるようにしむけ、その利用による所得増をはかることを主張します。中小企業については、融資分散による地方産業政策と、金融をよくして企業の体質改善をはかることとあります。

岸さんが刺され、淺沼さんが十七歳の少年に殺された。政治上の意見が違ふからというので、相手を暴力で倒せろとするのは、いつ、いかなる場合でも、ゆるしてはなりません。

安部周樹のとき、社会党議員は国会内ですわりこみをやり、議長を襲撃した。

また、社会党は、ハガチ事件、国会入会デモをはじめ、あらゆるデモの先頭にたつてこれをケツかけた。

暴力は有罪の個人暴力も、左翼の集団暴力も、民主政治の敵で、これは一ように、なくしなければなりません。

それにつけて、政府と政治上の意見が違ふからといって、あのように事の上の区別なく、常に、集団暴力の火に油をかける役割と活動をしてきた社会党、共産党を国民のみならずは、どう、お考えであらうか。

こんどの選挙の重要な意味のひとつが、そこにあるのであります。

外交について 日本は自主的に自由貿易の立場をとることが最も安全で有利で、世界平和のために役立つ。

新安保条約はそのためのもので、わが國の備前防衛力を補う表現をとることによって、力のつりあひによる世界平和を保持しようとする平和願望の現れにはなりません。

しかし一方、ソ連、中共との関係も改善をせよと、よく中共貿易の再開を促進する考えであります。

経済政策について 昭和三十二年の減額増徴と、所得増徴がいかに中心であります。

経済のめざましい伸びがからして、減税も所得増徴がいかに全体としては無理はないが、問題は、農、林、漁業と、中小企業者の所得をどうやって増進の途にむかせるかにあります。それには

- 一、産業を都府県から地方に分散して、農産人口をこれに吸収、開墾することにより、事業農家の経営規模を大きくする
- 二、東北などの後進地域の開発を、一より速めて新地、荒地の造成を急ぐ
- 三、酪農振興のほか一般農家に資金をよめし、また果樹、園芸作物の増産をはかる
- 四、漁業を近代的な漁船と漁具の整備

五、山村に国有林野の利用権をひくくあたえる。それらに必要な方法と資金を政府が用意し、一口にいえば、農林漁民に現在の二倍か三倍の財産をもたせるようにしむけ、その利用による所得増をはかることを主張します。中小企業については、融資分散による地方産業政策と、金融をよくして企業の体質改善をはかることとあります。

たけうち しげん きち 竹内俊吉

一、米価の安定 そのための米の補助をしっかりとていく

二、農業共済制度の改正 全農家強制加入の現在のやり方を改め、任意加入の方法をとり入れる

三、早稲米の特別共済制度の改正 産金を一まとめにして連年準備に充てる

年金制度について かけ捨てにならないように、次の国会で法律を改め、六十才から受けられる方法をもとります。また職業者連年の方に補給年金が併給され、軍人恩給の加算の不公平も直さねばなりません。

道路と鉄道について 池田総理は五ヶ年二兆円の道路けいかくを約束しました。ことごと本県の道路もぐんぐんよくなります。

東北線、青日本線の輸送力強化について一そう、その促進に努力いたします。

次に、県内の問題につきましては、リンゴ振興のための果樹農協振興を次の国会で成りさせ、また輸送を円滑にすることにとめるほか次のことの実現を期して働きます。

- 一、津軽地域の開発、水利、土地改良の調査事業一本化を機会に、総合開発の推進をはかる
- 一、岩木川右岸および左岸の水利施設整備と滝瀬石川平川ダムの整備と増進
- 一、山田川、十川、三ツ目内川、大鏡川、金木川など特殊条件河川の改修と小川六前池の防災工事着手
- 一、国有林野の開放と林産物の増産
- 一、弘前産業道路の早期実現
- 一、工場跡地と地下資源 特に石油の開発
- 一、津軽かん状線の促進
- 一、日本海側の漁船整備と漁民の安全
- 一、中学校々増設の明年度完成
- 一、略歴 四郎木道明氏に生る青森県議員連任一回

○衆議院議員連任三回、外務省政務次官となる。○かつて東農日報記者生活十五年。○現にラジオ青森社長、自民党外交部長、同党対策委員長、果樹対策委員 数度、中国に渡り、また三度欧米各国及び中南米、東南アジアを視察

11月20日投票日

よく見・よく聞き・よく選ぼう



昭和三十五年十一月七日

青森県選挙管理委員会

委員長 伊藤正逸

青森県公明選挙推進協議会

副会長 武田澄江

青森県教育委員会

教育長 小出義雄

青森県知事 山崎岩男

各官公衛長
 各種団体長
 各社工場長
 各事業所(場)長
 各学業(校)長
 各公民館長

殿

選挙権の行使と棄権防止について

きたる十一月二十日には第二十九回目の衆議院議員総選挙及び第五回目の最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになりました。我々国民の平穏な生活の保障が、正しい、確かな国政の礎を築めることによつてはじめて実現されることは極めて明白なことであります。

終戦後早や十五年、今や我が国は世界に恥じない民主的文化国家建設へ一途邁進しているのです。政治は選挙によつて直接左右され、しかも今回は我が国政に多大の力を及ぼす国会議員の選挙であります。我々国民は一人残らずこの審判の日に出でて、我が国政の行末を正しい方向に導かねばなりません。我々といいたしましても、この点を深く憂慮し、広く各方面の協力を得て、棄権防止はもとより、公明選挙の推進にあらゆる方途を講じているのであります。つきましてはこの際各位の特段の御協力によりまして、貴管下の諸機関はもとより、すべての系統を通じ棄権防止に絶大なる御尽力をいただきたくお願いする次第であります。なお投票日の十一月二十日には、公職選挙法第六条第二項及び労働基準法第七条の規定により、公民権行使につき、特別な事情がない限り各有権者に対し選挙権を行使するために必要な時間をお与え下さいますよう何分の御配慮下されたくお願い申し上げます。

11月20日衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日



選挙人心得

青森県選挙管理委員会
青森県公明選挙推進協議会
市町村選挙管理委員会

◎衆議院議員総選挙にあたって

十一月二十日は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。こんどの選挙は、戦後八回目となりますから、任期四年の衆議院議員は大体約二年半位で総選挙が繰り返されていることとなります。

政治を正しい軌道にさせるためには、ただ議員や選挙の関係者にのみまかせるのではなく、主権者である国民がまず選挙を通して国民の意思を正しく反映させること

から始めなければならぬものと思います。選挙は政治の土台であるといわれており、それが、もしも選挙が不公平な手段や方法によつて行なわれますと、必ず政治の土台は歪んでくる

のですから、われわれが一票の権利を行使することが、如何に責任のある大事なことであるかをお考え願いたいのであります。

県民のみならず、きたる十一月二十日の投票日には政治が直接私共の生活に結びついていることを念頭におき、私達の生活をよく考えて政治をする立派な代表者を国会に送りましょう。

本県における議員の定数は第一選挙区四名（青森市、八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、東津軽郡、上北郡、下北郡、三戸郡）

第二選挙区三名（弘前市、黒石市、五所川原市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡）であり、全部で七名が選挙されることとなります。



◎最高裁判所裁判官国民審査について

最高裁判所は、わが国の憲法と法律を守る重要な役目を持つているのであります。最高裁判所の裁判官は任命された後、始めて行なわれる衆議院議員総選挙と共に、これと同時に国民の審査を受け、その後十年ごとに国民の審査を受けなければならないことになっています。

今回は八名の裁判官が国民の審査を受けることとなります。この選挙人心得と同時に配られる審査公報や、新聞、ラジオ、テレビ等をよくみて、よく考えて審査の投票をして下さい。

◎投票の方法についてご注意
投票は選挙の当日投票所へ行つて行なうのが原則であります。次の事由に該当する場合は特別な取扱ひとして、選挙人の便宜のため投票を行なうことができますから、その手続きによつて投票をして下さい。

- 不在者投票を
この投票は選挙の公示の日から、投票の前日まで、投票の所において
- 代理投票を
この投票は選挙の当日投票所において

◎投票時間

午前7時から午後6時まで

但し特別の事由によつて市町村では、投票所を開く時刻、または閉鎖時刻を変更してあるところがありますからよくご注意下さい。



この政治を行なうのは私達か自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。 森吉正昭

秋空の清さを映せ一票に

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

11月20日

きれいな選挙でよい政治



青森県選挙管理委員会・青森県公明選挙推進委員会